

旧北山村役場文書目録

A 支配

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
A1	(元禄14年カ) 巳正月	1701	御年貢百姓共持高反別出入(名主治兵衛悪事につき御詮議の上大勢の百姓お助け下されたく候)	市兵衛印、重兵衛印、市左衛門印(他2名)	御代官様	状	
A2	元禄15年午7月	1702	覚(米穀不足につき御公儀様出され候書付の趣守るべく候)	甚左衛門㊟、長左衛門㊟、弥左衛門㊟(他19名)	渡辺郷右衛門殿、山口善右衛門殿	状	
A3	享保4年亥4月	1719	覚(御鷹御奉行様お入りにつき仰せ付けられ候条々請書)	—	—	状	
A4	享保18年丑3月10日	1733	長兵衛親類五人組願一札之事(長兵衛・しげ心中につき、内々に死骸取り置き忝く存じ候)	—	—	状	
A5	享保18年丑3月10日	1733	組中願一札之事(長兵衛・しげ死骸、内々にて葬りたく候)	味噌尾組組頭 佐次兵衛㊟、同五郎兵衛㊟、同 市右衛門㊟(他19名)	兩名主惣組頭中	状	
A6	享保18年丑3月10日	1733	安右衛門親類五人組願一札事(長兵衛・しげ儀につき内々に取り置き下され忝く存じ候)	味噌尾親安左衛門㊟、弟権左衛門㊟、□□八左衛門㊟(他5名)	兩名主惣組頭中	状	(端裏書)「安左衛門親類□□」
A7	享保18年巳3月10日	1733	疵所見分口書(長兵衛・しげ相果て候につき疵所改)	味噌尾 組頭久左衛門㊟(後欠)	—	状	後欠
A8	享保18年丑3月12日	1733	[書付末尾]	味噌尾弟 仲右衛門㊟、親類 重郎左衛門(他2名)、五人組 儀兵衛(他11名)	兩名主惣組頭中	状	前欠、末尾のみ
A9	享保18年丑3月12日	1733	差出申一札之事(早速長兵衛弔い下さるべく候)	味噌尾組長兵衛弟 仲右衛門㊟、弟 半助㊟、伯父 重郎左衛門㊟(他7名)	本門寺御役人中様	状	「名主 六郎左衛門㊟、同治兵衛㊟、組頭惣代 七郎兵衛㊟(他4名)」の奥書あり
A10	寛保2年戌6月	1742	[組々所持の帳面につき願](先規の通り宿の内に御預け願い上げ候)	北山村名主六郎左衛門他	駿府御役所様	状	虫損 前欠 後欠
A11	寛保3年戌(ママ)5月13日	1743	書付を以申上候(正漆売買仕り候者御座無く候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 勝右衛門㊟、同断 五兵衛	疋田庄九郎様御役所	状	

A12	寛保3年亥ノ6月13日	1743	書付を以申上候(正漆売買仕り候者御座無く候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 勝右衛門㊟、同断 五兵衛	疋田庄九郎様御役所	状	A45とほぼ同文(日付相違)
A13	延享元年甲子年8月17日	1744	覚(寺中門前家数人別等につき、御地頭松平新五左衛門殿へ委細言上仕り候)	上野上条村大石寺	北山村 六郎左衛門殿	状	
A14	延享2年丑ノ4月17日	1745	乍恐書付を以申上候(所払いならびに遠島の者御座無く候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、宮原村名主 弥左衛門	大屋奎之助様御役所	状	
A15	寛延4年未10月	1751	覚(家数人数牛馬数改)	北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭伝右衛門㊟、留右衛門㊟(他3名)	大屋奎之助様御役所	状	
A16	宝暦4年戌10月	1754	差上ケ申一札之事(盗賊そのほか疑わしきものこれ無く候)	富士郡北山村 六郎左衛門㊟、伝右衛門㊟、留右衛門㊟(他13名)	大屋奎之助様御役所	状	
A17	宝暦10年正月	1760	乍恐口上書を申上候(下組喜兵衛・中井出組勘兵衛もみあい候につき訴え)	善右衛門、彦右衛門、金右衛門(他2名)	—	状	「名主 六郎左衛門」の奥書あり
A18	宝暦14年申ノ2月	1764	乍恐書付を以御訴奉申上候事(長兵衛、兩人女を打擲いたし、自身も死ぬる心底にて三人共に手負になり候)	富士北山村名主 甚兵衛、組頭善兵衛、同断 惣兵衛(他2名)	会田伊右衛門様御役所	状	
A19	宝暦14年申2月	1764	[長兵衛一件訴状]	北山村名主 □□	—	状	前欠
A20	宝暦14年申ノ3月	1764	乍恐書付を以奉申上候(手負いの長兵衛・はや・すか全快致し候)	北山村名主 甚兵衛、惣組頭代伝兵衛、同断 善兵衛	会田伊右衛門様御役所	状	
A21	(宝暦14年ヵ)申ノ3月	1764	乍恐書付を以奉申上候(妻すか引き取り養生致させたく候)	重兵衛、組頭 伝右衛門	会田伊右衛門様御役所	状	(端裏書)「差上ケ申候 下書」
A22	(宝暦14年ヵ)申年4月11日	1764	乍恐書付を以奉願上候(すか持病発病につき、出立御免願ひ上げ候)	十兵衛、甚兵衛、伝兵衛	会田伊右衛門様御役所	状	
A23	(宝暦14年ヵ)4月	1764	差上申一札之事(牧野大隅守様よりお呼び出しにつき出立仕り候)	北山村 万右衛門、十兵衛、十兵衛妻女 すか(他6名)	会田伊右衛門様御役所	状	
A24	宝暦14年申5月	1764	乍恐書付を以申上候(長兵衛一件御吟味につき差添の名主甚兵衛、御年貢取集のため帰村仕り候)	北山村名主 甚兵衛	会田伊右衛門様御役所	状	(端裏書)「江戸御役所へ差上申候下書」
A25	(明和元年ヵ)申年10月	1764	乍恐口上書を以奉申上候(長兵衛一件今もってあい済み申さず候)	富士郡北山村名主 甚兵衛	小田切新五郎様御役所	状	A39の下書きか
A26	(明和元年ヵ)申10月	1764	乍恐口上書を以奉申上候(長兵衛一件今もって済み申さず候)	富士郡北山村名主 甚兵衛㊟	小田切新五郎様御役所	状	A20とほぼ同文

A27	明和元申年閏12月25日	1764	差上申一札之事(長兵衛一件、銘々仰せ渡され候趣承知仕り候)	元会田伊右衛門御代官所当時小田切新五郎御代官所駿州富士郡北山村 十兵衛、同人妻すか煩二付代 傳兵衛、同御代官所同口同郡精進川村はや親類惣代 源兵衛(他1名)	御奉行所	状	「北山村与頭 伝兵衛」の奥書あり
A28	明和元申年閏12月25日	1764	[御請証文](長兵衛一件、銘々仰せ渡され候趣承知奉り候)	元会田伊右衛門御代官所当時小田切新五郎御代官所駿州富士郡北山村 十兵衛、同人女房すか煩二付代 伝兵衛、同御代官所同国同郡精進川村はや親類惣代 甚兵衛(他1名)	御奉行所	状	前欠、「北山村与頭 伝兵衛」の奥書あり
A29-①	(明和2年カ)酉年2月6日	1765	乍恐以書付申上候(長兵衛所持の馬病死仕り候につき)	富士郡北山村名主 甚兵衛、組頭 伝兵衛	小田切新五郎様御役所	状	A28-①・②・③を一紙に下書
A29-②	(明和2年カ)酉2月日	1765	差上申書付之事(長兵衛所持品書上)	北山村名主 甚兵衛、組頭 伝兵衛	御役所		
A29-③	(明和2年カ)酉2月日	1765	乍恐以書付奉願上候事(長兵衛一件雑用夥しくかかり候につき)	北山村貫間組組頭願人 伝兵衛、名主 甚兵衛	小田切新五郎様御役所		
A30	明和2年酉2月23日	1765	差上申一札之事(すかをしこみご免に罷り成り、屋敷地差し上げ申し候)	北山組之内貫間組当人 重兵衛◎、親類 四郎左衛門◎、組合 清右衛門◎(他2名)	名主 甚兵衛殿	状	
A31	寛政元年酉3月日	1789	乍恐書付を以奉願上候(丈右衛門身持不行跡につき人別帳外願い上げ候)	御知行所富士郡北山村貫間組願人兄 権左衛門◎、同断親類 権助◎、組合 弥右衛門◎(他3名)	厚原村御役所様	状	
A32	文化4卯年4月	1807	御地行所一鉢取極一札之事(御知行所残らず相談のうえ取り決め候一札 控)	御知行所駿州富士郡厚原村名主 吉左衛門、同 一郎左衛門、大岩村名主 治左衛門(14名)	—	状	(端裏書)「文化四年四月御知行所不残取極一札控」
A33	文化4年卯11月	1807	[郡中組合村方取極一札](近年寺社勸化等増長につき取りきめ)	精進川村◎、下條村◎、上條村◎(他39村)	—	状	前欠、虫損、一部◎なし
A34	文政9年戌7月	1812	乍恐書付以御届奉申上候(儀左衛門帳外届 控)	御知行所北山村上組組頭 利七印、名主 磯右衛門印、同 定右衛門印(他1名)	御地頭所御役人中様	状	(端裏書)「上組儀左衛門帳外届ヶ書控」
A35	文政2年卯11月25日	1819	差上申一札之事(火道具改め役人様へ過言につき詫び一札)	貫間組当人 五兵衛◎、組合 利左衛門◎(他2名)、与頭 久右衛門◎(他2名)	本番名主 友左衛門殿	状	
A36	文政8酉年4月	1825	申渡書附覚(願の通り年番行事立てるべく候)	地頭所印	八ヶ村惣代宗平江、文五郎	状	(端裏書)「御下知状写」

A37	文政9戌年3月	1826	[地頭申し渡し条々]	藤江次蔵	割元 清曾十郎殿	状	前欠
A38	文政13年寅6月	1830	差上申御請証文之事(仰せ渡しの 儉約の条々承知仕り候)	—	—	状	
A39	天保4巳年11月	1833	御下知(近年退転百姓これあり家 数減少につき、他領へ養子縁組止 め候)	大村和曾兵衛㊟、高橋新兵衛㊟	北山村名主組頭百姓代	状	
A40	天保8年酉3月	1837	覚(大宮騒動・多十郎家財屋敷地 お下げ直段書上)	北山村上組百姓右多十郎組合 善右衛門、与頭 嘉平太、名主 良左衛門	厚原御役所	状	
A41	天保8酉年8月9日	1837	差上申一札之事(大宮騒動仰せ渡 し御請証文)	松平内蔵允知行駿州富士郡北 山村百姓 多十郎、内藤左左衛 門知行同郡山宮村同 勇吉、右 北山村小藤三百八拾三人惣代 百姓 弥吉(他25名)	御奉行所	状	虫損
A42	天保8酉年8月	1837	覚(大宮騒動・多十郎高書上 控)	右村(北山村)名主 良左衛門、組 頭 嘉平太㊟	御地頭所	状	(端裏書)「多十郎高書上 控 下書」
A43	安政3辰年3月6日	1856	差出申一札之事(本多加賀守様奉 行所よりお差紙預かり候)	松平伊予守知行分駿州富士郡 北山村名主 伝兵衛	小石川春日町 大墨屋長右衛門 殿	状	
A44	安政4巳年2月日	1857	差出申一札之事(博奕取り締め方 につき、向後不埒の儀相慎み候)	上組当人 利八㊟(他2名)、横道 組当人 亀太郎㊟(他1名)、坂下 当人喜右衛門㊟(他23名)	村方御役人中	状	「立会人山宮村 伝右衛門 ㊟、同 万平㊟」の奥書あり
A45	安政4巳年7月17日	1857	乍恐以書付奉申上候(甲州無宿源 次郎不法あい働き候につき)	松平伊予守知行所富士郡北山 村与頭 亀太郎、常右衛門	駿府町御奉行所様	状	
A46	安政4巳年7月24日	1857	乍恐以書付奉願上候(馬代残金滞 り并農馬引き渡し方御利害願)	儀八、忠右衛門	松平伊予守様厚原御役場	状	
A47	(安政4年カ)巳7月	1857	乍恐以書付奉口印候(源治郎一条 につき役代藤右衛門様并にわれわ れ甲州高萩村役元へ参り候)	林平、常七	御村御役人衆中様	状	
A48	(安政4年カ)巳年8月8日	1857	覚(馬売買一件、諸雑用金拾五両 請取)	甲州八代郡畑熊村 儀八㊟、同 州同郡高田村 忠右衛門㊟	御立入人衆中様	状	
A49	安政4巳年8月	1857	[馬売買一件済口証文](儀八他よ り北山村寅吉他へ掛り候儀内済仕 り候)	当御知行所駿州富士郡北山村 相手方百姓 寅吉(他4名)、市川 御役所甲州八代郡熊畑村訴訟 人長百姓 儀八(他3名)、当御知 行所厚原村立入人郷宿 源兵衛 (他6名)	厚原御役場	状	A58とほぼ同文

A50	安政4巳年8月	1857	[馬売買一件済口証文](儀八他より北山村寅吉他へ相掛り候儀内済行き届き候)	市川御支配所甲州八代郡畑熊村訴訟人 儀八◎(他1名)、高田村名主代 三郎左衛門◎、当知行所厚原村立入人郷宿 源兵衛◎(他6名)	松平伊予守様御知行所駿州富士郡北山村相手方 寅吉殿、引合人 佐兵衛殿、百姓代 安兵衛殿(他2名)	状	A5とほぼ同文
A51	(安政4年ヵ)巳11月20日	1857	奉差上御請書之事(天野満蔵に勝手向き任せるべき御下知書の趣、承伏仕り候)	伊予守御判、大村和曾兵衛、秋元左刈、田中伝吾	—	状	「十五ヶ村一同」の奥書あり
A52	安政4巳年11月	1857	奉差上御請書之事(先納金のうち三千両当年据え置きの際、承知仕り候)	郡中連印	大村和曾兵衛様、秋元左刈様、田中伝吾様	状	
A53	(安政4年ヵ)巳12月20日	1857	乍恐以書付奉願上候(甲州源次郎御吟味御免願ひ上げ候)	秋山駿州富士郡宮原村 兼吉(他3名)	駿府町御奉行所様	状	
A54	安政4年巳12月	1857	差出申一札之事(源治郎出牢の節は私共へ引き取り、貴殿方へ御苦勞かけ申すまじく候)	駿府江川町立入引取人 文七◎、同安西四丁目同人 要助◎	富士郡北山村御役人衆中、富士郡四拾三ヶ村行司御衆中	状	
A55	安政5年午正月15日	1858	差上申御詫一札之事(源次郎一件諸雑用金につき否申すまじく候)	中組 うた◎、親類 文左衛門◎、組合 国太郎◎(6名)	御役人衆中	状	
A56	安政5年午正月	1858	差上申御請書之事(源次郎一件諸入用、佐兵衛・おうた兩人にて出金仕り候)	北山村さしき組当人 佐兵衛、組頭 惣兵衛(他1名)、組合 多右衛門(他2名)	御出役芹沢幸平様御役所	状	
A57	安政5年午3月	1858	差出シ申一札之事(おうた居宅の儀お任せ下され忝く存じ候)	宮原村 甚右衛門◎、上外神村 与三右衛門◎、半野村 宇兵衛次	北山村御役人中様	状	
A58	安政5年午3月日	1858	為取替規定書之事(甲州無宿源次郎一件雑用割合につき)	北山村本人 佐兵衛◎、組合 惣兵衛◎	—	状	後欠
A59	安政5年午3月日	1858	差上申一札之事(源治郎一条につき居宅助合金下し置かれ忝く存じ候)	北山村本人 佐兵衛◎、組合 惣兵衛◎、親類 久兵衛◎	村御役人中	状	
A60	安政5年午4月	1858	差出申儀定書之事(源次郎一件雑用割合につき承知仕り候)	貫間組 清兵衛◎、百姓代 弥右衛門◎、下組組頭 宗右衛門◎(他27名)	村方御役人中	状	
A61	安政5年午12月	1858	入置申一札之事(多右衛門儀、永立寺剃髪弟子にお抱えなされ候)	立入人 沼久保村 宇兵衛◎、中里村名主 新平◎、星山村名主 茂作◎	北山村御役人中	状	
A62	安政5年午12月日	1858	支証一札(北山村百性太右衛門、弟子に仕り候)	沼久保村栄立寺[印]	北山村御役人衆中	状	

A63	安政6未年3月日	1859	覚(御裏書御書附、拙者方に預かり置き候)	高橋新兵衛印	惣郡中村役人一同江	状	「大村長兵衛印」の奥書あり、裏書あり
A64	(安政6年カ)未年6月25日	1859	乍恐以書付奉申上候(もはや上納手段御座無く候につき上納金減少願ひ上げ候)	—	—	状	(端裏書)「未六月廿五日出」、後欠
A65	万延元年申年11月日	1860	規定書之事(御賄金方安井和平様相頼み候につき、借入金四百両元利出金仕るべく候)	郡中村々名主連印	—	状	「市郎兵衛様、和平様江披見ニ入申候」と書き込みあり
A66	元治元年3月	1864	御書下ケ写(勝手向不如意につき仕法附のため3人の者遣わし候)	信睦御列	大村長兵衛、芹沢幸平、郡中一同	縦	
A67	慶応4年辰2月日	1868	拾五ヶ村規定書之事(奥方様御仮家諸入用等、拾五ヶ村一同の割合にて出金申すべく候)	御知行所富士郡上厚原村名主茂平、下厚原村名主 政兵衛、大岩村名主 又兵衛(他13名)	—	状	
A68	慶応4年2月日	1868	乍恐御仮家御請書之事(御屋敷御奥方様御仮家、八ヶ村にて御請候)	上厚原村名主 茂平、下厚原村名主 政兵衛、栗倉村名主 伊兵衛(他5名)	厚原御役所	状	
A69	慶応4年辰3月日	1868	乍恐以書付御注進奉申上候(不義密通の者世話致し、不法働き候丈吉につき注進)	御知行所右村(北山村)百姓代治平◎、与頭 藤七、名主 善左衛門(3名)	厚原御役所	状	一部◎なし
A70	慶応4辰年6月	1868	御尋ニ付申上候書附(お取り調べにつき、絵図面并天保度高差し上げ候)	駿州富士郡北山村名主 要左衛門◎(他2名)、組頭 善左衛門◎、百姓代 又左衛門◎	厚原村御役所	状	
A71	慶応2寅年8月15日	1866	乍恐書付を以奉願上候(十羅刹女惣祭神境につき、場所見分願ひ上げ候)	御知行所駿州富士郡北山村百姓代 又左衛門、同 利左衛門、同 善右衛門(他2名)	厚原御役所	状	
A72	明治2巳年12月	1869	差上申一札之事(高盗み取り候勝左衛門につき)	当人 勝左衛門◎、甲州郡内上吉田村当人□□ 新兵衛◎、当村新兵衛留置人大久保 吉右衛門(他3名) 本門寺役僧 他4名	北山村御役人中	状	(包紙上書)「高盗 一件 中村勝左衛門」
A73	子2月12日	—	乍恐御請書ニ而申上候(お尋ねの中山左源につき請書)	御代官所大屋杵之助様御支配富士郡北山村名主 六郎左衛門、組頭 傳左衛門、同 留右衛門(他1名)	駿府町御奉行所様	状	
A74	子2月12日	—	乍恐御請書を以申上候(お尋ねの中山左源につき請書)	御代官所大屋杵之助 富士郡北山村名主 六郎左衛門◎、組頭 □左衛門◎(他2名)	駿府町御奉行所様	状	(端裏書)「此□□御町奉行所様差出候」

A75	子ノ2月	—	覚(借金銀ならびに買掛け等につき奉行所より出され候お触書写)	—	—	状	
A76	寅年6月2日	—	乍恐書付を以御願申上候(弥右衛門煩いにつき、快気までお咎め御免願ひ上げ候)	北山村名主 六郎左衛門、同村組頭 惣兵衛、同村百姓代 久左衛門	松岡御役所	状	
A77	巳12月24日	—	[廻状](芹沢幸平養子啓兵衛儀、御徒土目付仰せ付けられ候)	厚原御役所	—	状	
A78	酉8月10日	—	覚(過料銭持参につき請取候)	中村八太夫手代 篠崎瀬助㊟、手附 廣瀬尚口、手代内海宣作(他1名)	—	状	
A79	正月25日	—	[差紙](印形相揃え、持参者人罷り出申すべく候)	厚原役所㊟	北山村名主	状	
A80	正月29日	—	[差紙](中組平兵衛儀家出致し候につき罷り出るべく候)	厚原役所㊟	北山村名主、中組 惣右衛門、平兵衛組合(他1名)	状	
A81	2月9日	—	[差紙](平兵衛出奔につき相糺す義これ在り候)	厚原御役所㊟	北山村名主組頭百姓代	状	
A82	2月日	—	口上(悴平七不届きにて府中御役所へ訴訟願ひ奉り候)	久兵衛、おめん	名主組頭	状	
A83	2月	—	申渡(田畑売買につき)	厚原御役所㊟	北山村名主組頭	状	虫損甚大
A84	7月10日	—	[御用](明日見分致し候につき人足用意致すべく候)	大宮町 土屋恵助、片岡藤三郎㊟	宮原村、北山村名主中	状	(包紙上書)「御用 大宮町土屋恵助、片岡殿三郎」
A85	8月9日	—	[書状](源次郎一件、私共拾ヶ村決して御相談には成らず候)	原村外九ヶ村	北山村御役人衆中様 同御組合村衆中様	状	安政4年(1857)カ
A86	8月29日	—	差紙(先達て申し出候義につき相談義在り候)	厚原役所㊟	北山村名主 沖左衛門、西組頭 文蔵	状	(包紙上書)「差紙 厚原役所㊟ 北山村名主」
A87	閏8月8日	—	覚(公儀よりの政治向改革お触、相達すべきにつき廻状)	厚原御役所	—	状	
A88	9月12日	—	[差紙]	役所㊟	北山村 六郎左衛門	状	包紙あり
A89	9月21日	—	[書付](百姓源兵衛につき相糺す義これ在り候間罷り出るべく候)	厚原役所㊟	北山村名主	状	(包紙上書)「差紙 厚原役所㊟ 北山村名主」
A90	10月20日	—	[差紙](相尋儀これ在間、罷り出申すべく候)	厚原役所㊟	北山村名主 沖右衛門	状	
A91	10月27日	—	[書付](平兵衛呼び出し候間、其の方共罷り出で申すべく候)	厚原役所㊟	北山村 沖右衛門、弥兵衛、組頭 六郎左衛門	状	(包紙上書)「書付 厚原役所㊟ 北山村」
A92	12月14日	—	[書状](源次郎一件に付取り急ぎ申し上げ候候)	北山村 藤右衛門㊟、郡中惣代 宇平次㊟、浅田屋清右衛門㊟	北山村名主 初右衛門様、外御役人中様	状	虫損

A93	12月17日	—	[廻状](宿々助成金元利、早々上納致すべく候)	疋田庄九郎役所[印]	湯沢、八木間、由比加宿(他7所) 右村々名主	状	
A94	—	—	差出申託一札之事(馬二疋不法に差押え、嚴重過怠仰せつけられ候につき詫び)	—	—	状	
A95	—	—	乍恐書付を以奉願上候御事(次兵衛弁納金につき、安右衛門・沖右衛門お吟味願ひ上げ候)	—	—	状	
A96	—	—	御出勤入用覚書	—	—	綴	
A97	—	—	御出勤御道具看板向帳	御勝手方	—	縦	
A98-1	—	—	[書状](本門寺養運坊へ金子入り書状届き候)	—	—	状	虫損、開帳不能
A98-2	8月4日	—	□覚(金子入り状箱礎に受け取り申し候)	養運坊	町屋 六郎左衛門様	状	虫損
A98-3	—	—	[包紙]	大屋奎之助手代 川村久内	北山村名主	包紙	80-1から80-3は一括されていたが、80-3は別の書状の包紙だった可能性があり
A99	—	—	口上書(早速弔い下され候用願ひ奉り候)	—	—	状	後欠
A100	—	—	[願書](行司役年々順番に相勤め候様願ひ上げ候)	久□□、□藏、忠右衛門(他27名)	御地頭所御役人中様	状	前欠

B 土地

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
B1	元禄8年亥3月	1695	駿河国富士郡山宮村元禄八亥之年御檢地帳 六冊之内	松野甚助、杵山三太夫、竿取 松野甚内(他1名)	近山六左衛門	縦	
B2	元禄12卯年10月20日	1699	今度御園尾坂下両組名主利右衛門出入扱之覚(反別、名寄と違儀につき両組の者申口)	甚兵衛Ⓜ、長兵衛Ⓜ、奎左衛門Ⓜ(他8名)	—	状	前欠
B3	元文5年極月	1740	申御年貢名寄帳(中組・御園尾・坂下)	北山村名主 六郎左衛門	—	横	表紙に「駿府御代官様永井孫次郎様御支配□□□」とあり

B4	延享2年正月13日	1745	〔富士山裾野原地につき口書〕(野永・御留野共に御免なし下され候)	—	—	縦	(端裏書)「差上ヶ 口書 松岡方村々」
B5	延享2年丑正月	1745	差上申一札之事(富士山裾野荒地草永御赦免願)	猪頭村、北山村、山宮村(他6村)	—	縦	(端裏書)「駿府ニ而出申候 当村控」
B6	延享2年丑正月	1745	〔乍恐書付を以御訴詔申上候〕(富士山裾野原地につき、野永・御留野赦免願)	富士郡訴詔 宮原村、下外神村、上外神村(他6村)	—	縦	(端裏書)「□□ 控下書」
B7	延享2年丑正月	1745	乍恐書付を以奉願上候(富士山裾野原地につき野永・御留野赦免願)	駿州富士郡北山村名主 六郎左衛門◎、組頭 伝右衛門◎、五兵衛◎(他14名)	大屋奎之助様御役所	状	
B8	延享2年正月	1745	乍恐書付を以奉願上候(富士山裾野北山分につき山永赦免願)	駿州富士郡北山村名主 六郎左衛門◎、組頭 伝右衛門◎、同 五兵衛◎(他14名)	大屋奎之助様御役所	状	
B9	延享2年	1745	乍恐書付を以奉願上候御事(富士山裾野秣場草永御赦免願)	九ヶ村	—	縦	
B10	寛延3年午2月	1750	反別覚	さしき 長左衛門印	—	横	
B11	寛延3年2月	1750	濟口一札之事(畑添いの林の儀につき)	中井出 直左衛門◎、政右衛門◎	名主組頭	状	
B12	宝暦5年亥9月20日	1755	当畑田成ニ立毛合附下見帳	北山村名主 六郎左衛門◎、組頭 伝右衛門◎、同 留右衛門◎(他7名)	大屋奎之助様御手代 山崎幸八様、坂田伴蔵様	横	
B13	宝暦7年丑ノ2月	1757	乍恐書付を以申上候(享保七寅年以来新畑・見取畑とも高入れ御座無く候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、組頭 留右衛門、同 伝右衛門	小川新右衛門御役所	状	
B14-1	(宝暦9年カ)卯6月	1759	覚 (北山村他寺領高書上げ)	北山村	宮村孫左衛門様御役所	状	B14-2とほぼ同文
B14-2	(宝暦9年カ)卯ノ6月	1759	覚 (北山村他寺領高書上げ)	富士郡北山村	宮村孫左衛門様御役所	状	B14-1とほぼ同文
B15	宝暦9年7月	1759	乍恐書付を以申上候(百姓持林御吟味につき小前帳仕立て差し上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、組頭 伝右衛門、同 留右衛門◎(他2名)	宮村孫左衛門御役所	状	一部◎あり
B16	安永4年未ノ正月	1775	差上申濟口一札之事(藤蔵所持の畑につき)	よこ道組当人 利兵衛◎、証人五人組 長兵衛◎、同定右衛門◎(他2名)	御名主衆中	状	
B17	(安永4カ)未年正月	1775	差上申御請一札之事(御年貢上納仕らざる場所等御改めを請けるべく候)	名主 善右衛門、組頭 勘兵衛、百姓代 庄左衛門◎	—	縦	

B18	(安永4年カ)未正月	1775	差上申御請一札之事(御年貢上納仕らざる場所等御改めを請けるべく候)	北山村名主善右衛門外2名	柴村藤三郎様御役所	状	B17の下書カ
B19-1	(寛政6年)	1794	差出申一札之事(三組組頭立会い改め候上は、公地に相違御座無く候)	西組 文蔵、大窪 宇右衛門、中組 重左衛門	御名主中	状	
B19-2	(寛政6年)	1794	[西組論所絵図]	—	—		
B19-3	—	1794	[包紙]	—	—		(包紙上書)「西組論所書付并絵図」
B20	天保12年12月	1841	丑御年貢高組々名寄帳	北山村名主 源左衛門	—	横	
B21	明治2巳年7月	1869	高反別銘細書上帳 控	御支配所北山村与頭・名主	岩本御役所	縦	
B22	子6月	—	差上申口上書之事(新田願人これあり候富士山裾野原地御吟味につき申し上げ候)	北山村、上井出村、山宮村(他6村)	—	状	
B23	丑3月	—	[書付](反別等内改致すべく候)	—	—	状	前欠
B24	—	—	覚(大屋空之助罷り通り候間、書面の人足継立申すべく候)	大屋空之助手代 鈴木善蔵Ⓞ、三岡太助Ⓞ、坂田伴蔵Ⓞ	精進川村、半野村、北山村 右村々名主中	状	(包紙上書)「先触 大屋空之助手代 鈴木善蔵、三岡兵助、坂田伴蔵 精進川村始 大久保村お出ス」、虫損
B25	—	—	新畑ならし目録	—	—	状	(端裏書)「新畑午ノ目録」
B26	—	—	[出歩辻書上]	—	—	状	前欠、後欠
B27	—	—	乍恐書付を以申上候(享保七寅年より開発畑起返り見取等御座無く候)	—	—	状	後欠
B28	—	—	[境論書付]	—	—	状	前欠、後欠、破損

C 貢租(年貢割付状・皆済目録)

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
C1	寛永5年辰霜月3日	1628	辰之御年貢割符之事	篠原小右衛門Ⓞ	庄屋百姓中	状	
C2	寛永8年閏10月2日	1631	未歳御年貢割符之事	篠原小右衛門Ⓞ	庄屋百姓中	状	
C3	寛永12年霜月7日	1635	[年貢割付状]	井出半左(衛門)Ⓞ	庄屋百姓中	状	前欠、虫損

C4	寛永17年霜月15日	1640	可納辰年北山村御年貢米之事	井(出)半左(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	裏書あり
C5	寛永21年11月15日	1644	可納富士郡之内北山村申ノ御年貢米之事	井(出)半左(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「北山 寛永廿一年」
C6	正保2年酉	1645	可納酉之年北山村御年貢米割付之事	井出半左(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「北山村 正保二北山」
C7	正保4年亥ノ霜月	1647	可納亥ノ年北山村御年貢米割付	井出半左(衛門)㊟	庄や 百姓中	状	(端裏書)「正保四 北山村北山」、虫損
C8	明暦元年未之11月15日	1655	可納北山村未之御年貢米割付之事	井藤右(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「北山村」
C9	明暦3年酉ノ11月15日	1657	可納北山村酉之御年貢米割付之事	井出藤右(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「北山村」
C10	万治元年	1658	可納北山村戌之御年貢米割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「北山村 万治」、虫損のため後半固着
C11	万治2年亥之11月15日	1659	可納北山村亥之御年貢米割付之事	井出藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「亥ノ 北山村」
C12	万治3年子11月15日	1660	可納北山村子之御年貢米割付之事	井出藤右(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「北山村」虫損
C13	寛文元年丑之11月15日	1661	可納北山村丑之御年貢米割付之事	井出藤右(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「丑ノ 寛文元丑年 北山村 寛・元」
C14	寛文3年卯11月15日	1663	北山村卯御年貢米可納割付之事	井(出)藤右(衛門)㊟	庄屋百姓中	状	(端裏書)「卯 北山村 寛三」
C15	寛文4年辰11月15日	1664	富士郡北山村辰御年貢米可納割付之事	井出藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「北山村 寛四」
C16	寛文5年11月15日	1665	富士郡北山村巳御年貢米可納割付之事	井出藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「巳ノ 寛文五年北山村 寛五」
C17	寛文8年申11月15日	1668	富士郡北山村申御年貢米可納割付之事	井(出)藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「寛文八年 申北山村 寛八」
C18	寛文9年酉口	1669	[年貢割付状]	井(出)藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	前欠
C19	寛文9年酉	1669	富士郡北山村酉御年貢米可納割付之事	—	—	状	(端裏書)「酉 寛文九年北山村」
C20	寛文12子年11月	1672	富士郡北山村子御年貢米可納割付之事	井(出)藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「子 北山村 寛十」、虫損
C21	延宝元年丑11月15日	1673	富士郡北山村丑御年貢米可納割付之事	井(出)藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「丑ノ北山村 延元 延宝元年」
C22	延宝2寅年11月15日	1674	富士郡北山村寅御年貢米可納割付之事	井(出)藤右(衛門)㊟	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「寅 北山村 延宝二」
C23	延宝3年卯	1675	富士郡北山村卯御年貢米可納割付之事	—	—	状	(端裏書)「延宝三年 卯北山村」、虫損 後半固着

C24	延宝5巳年11月15日	1677	富士郡北山村巳御年貢米可納割付之事	井(出)藤右(衛門)㊤	北山村庄屋百姓中	状	
C25	延宝8年	1680	富士郡北山村申御年貢米可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「延宝八年」、虫損のため後半固着
C26	天和元年酉11月15日	1681	富士郡北山村酉御年貢米可納割付之事	井出治左(衛門)㊤	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「酉 北山 天和元年」
C27	天和2戌年11月	1682	富士郡北山村戌御年貢米可納割付之事	井出治左(衛門)㊤	北山村庄屋百姓中	状	
C28	天和3亥年11月	1683	富士郡北山村亥御年貢米可納割付之事	井出治左(衛門)㊤	北山村庄屋百姓中	状	虫損甚大
C29	貞享2年丑11月	1685	富士郡北山村丑御年貢米可納割付之事	井出治左(衛門)㊤	北山村名主百姓中	状	(端裏書)「丑 北山 貞享二丑年」
C30	貞享3寅年11月15日	1686	富士郡北山村寅御年貢米可納割付之事	井出治左(衛門)㊤	北山村庄屋百姓中	状	(端裏書)「貞享三寅 北山」
C31	元禄2年巳11月	1689	富士郡北山村巳御年貢米可納割付之事	井出治左(衛門)㊤	北山村名主百姓中	状	(端裏書)「元禄二巳 北山村」
C32	元禄3年午	1690	富士郡北山村午御年貢米可納割付之事	—	(北山村)	状	虫損のため後半固着
C33	元禄4未年11月1□日	1691	富士郡北山村未御年貢可納割付之事	井出治左衛門㊤	北山村名主百姓中	状	虫損
C34	元禄6年酉11月	1693	酉之年可納御年貢割付之事	近山六左衛門㊤	北山村庄屋組頭惣百姓	状	
C35	元禄7年戌11月	1694	戌之年可納御年貢割付之事	近山六左衛門㊤	北山村庄屋組頭惣百姓	状	(端裏書)「元禄七年」
C36	元禄9年子11月	1696	子之年可納御年貢割付之事	近山勝之丞㊤	北山村庄屋組頭惣百姓	状	(端裏書)「元禄九年」
C37	元禄10年丑11月	1697	丑年可納御年貢割付之事	外山小作㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	
C38	元禄11年寅7月	1698	皆済状之事(丑御年貢)	外山小作手代 加茂宮伴助㊤	右之村(北山村)名主組頭中	状	(端裏書)「元禄十一年」
C39	元禄11年寅10月	1698	寅年北山村御年貢可納割付之事	松田治部右衛門㊤、和田惣内㊤、渡郷右衛門㊤(他1名)	北山村名主百姓中	状	(端裏書)「元禄十一年寅」
C40	元禄14年巳9月	1701	巳年北山村御年貢可納割付之事	望月勘助㊤、小泉兵左衛門㊤、師崎武右衛門㊤(他2名)	北山村名主惣百姓中	状	
C41	元禄15年午9月	1702	午年北山村御年貢可納割付之事	望月勘助㊤、小泉兵左衛門㊤、臨崎武右衛門㊤(他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「元禄十五年」
C42	元禄16年未	1703	未年北山村御年貢可納割付之事	—	—	状	(端裏書)「元禄十六未 御私領」、虫損、後半固着
C43	宝永元年申	1704	申年北山村御年貢可納割付之事	望月勘介㊤、小泉兵左衛門㊤、永野三左衛門㊤(他2名)	北山村名主惣百姓中	状	

C44	宝永2酉年9月	1705	酉年北山村御年貢可納割付之事	望月勘介 [㊟] 、小泉兵左衛門 [㊟] 、松林七左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「宝永二酉 御私領」、虫損
C45	宝永4年亥9月	1707	亥年北山村御年貢可納割付之事	望月勘助 [㊟] 、小泉兵左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「宝永四亥年 御私領」、虫損
C46	宝永5年子9月	1708	子年北山村御年貢可納割付之事	望月勘助 [㊟] 、小泉兵左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「宝永五子」
C47	宝永6年丑9月	1709	丑年北山村御年貢可納割付之事	望月勘助 [㊟] 、小泉兵左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「宝永六丑 私領」
C48	宝永7年寅9月	1710	寅年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、小泉兵左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「宝永七寅 御私領」
C49	正徳元年卯9月	1711	卯年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] 、山善右衛門 [㊟] (他1名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「正徳元卯 御私領」、虫損
C50	正徳2辰年9月	1712	辰年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] 、山善右衛門 [㊟] (他1名)	北山村名主惣百姓中	状	虫損
C51	正徳3巳年9月	1713	巳歳北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] 、山善右衛門 [㊟]	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「正徳 三巳」
C52	正徳4年午9月	1714	午年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] 、小三太夫 [㊟] (他1名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「正徳四年 御私領」、虫損
C53	正徳5未年9月	1715	未年北山村御年貢可納割付之事	高田与左衛門 [㊟] 、望月伝左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「正徳五未」、虫損甚大
C54	享保元年申	1716	申年北山村御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「享保元申ノ」虫損のため後半固着
C55	享保3年戌9月	1718	戌年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] (他5名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「享保三」、虫損
C56	享保4年亥9月	1719	寅年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、永野三左衛門 [㊟] 、渡八右衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「享保四 御私領」
C57	享保5子年9月	1720	子年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、永野藤助 [㊟] 、渡八右衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「享保五」
C58	享保6年	1721	丑年北山村御年貢可納割付之事	望月伝左衛門 [㊟] 、浅見三郎右衛門 [㊟] 、渡八右衛門 [㊟]	北山村名主惣百姓中	状	(端裏書)「享保六 御私領」
C59	享保8年卯10月	1723	卯年御年貢割付之事	浅見三郎右衛門 [㊟] 、伊東儀右衛門 [㊟] 、渡八右衛門 [㊟] (他2名)	右村(北山村)名主惣百姓	状	
C60	享保9年辰5月	1724	卯年御年貢皆済目録	伊東儀左衛門 [㊟]	駿州北山村名主惣百姓	状	差込紙あり、虫損甚大
C61	享保9年辰9月	1724	辰年御年貢割付之事	中山小平次 [㊟] 、浅見三郎右衛門 [㊟] 、伊東口左衛門 [㊟] (他2名)	北山村名主惣百姓	状	(端裏書)「享保九 北山村」
C62	享保10年巳10月	1725	巳御年貢割付之事	中山小平次 [㊟] 、浅見三郎右衛門 [㊟] 、伊東義左衛門 [㊟] (他3名)	北山村名主惣百姓	状	(端裏書)「元禄十四巳 御私領」

C63	享保11年午4月	1726	巳年御年貢皆済目録	伊東儀左衛門㊤	北山村名主惣百姓	状	(端裏書)「享保年 午ノ分北山村」
C64	享保11年午11月	1726	御年貢定免割付之事	小(林)又左衛門㊤	北山村名主百姓	状	(端裏書)「享保十一年午小林様 北山村」、虫損
C65	享保12年未10月	1727	未御年貢可納割付之事	会(田)伊右衛門㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「富士郡北山村□」
C66	享保13年申	1728	申御年貢可納割付之事	会(田)伊右衛門㊤	北山村名主組頭惣百姓	状	虫損甚大
C67	享保15年戌10月	1730	戌御年貢可納割付之事	山(田)治右衛門㊤	右村(北山村)名主百姓	状	(端裏書)「北山村」、虫損
C68	享保15年戌11月	1730	北山村酉御年貢皆済目録	駿州富士郡北山村名主 治兵衛㊤、同六郎左衛門㊤、組頭 □兵衛㊤(他2名)	山田治左衛門様御役所	状	「山(田)治右衛門㊤」の奥書あり、(端裏書)「享保十六酉年 山田様 北山村」、差込紙あり
C69	享保16年亥10月	1731	亥御年貢可納割附之事	山(田)治右衛門㊤	右村(北山村)名主百姓	状	(端裏書)「北山」
C70	享保16年亥10月	1731	北山村戌御年貢米金皆済目録	名主 次兵衛㊤(他1名)、組頭 善兵衛㊤(他1名)、百姓代 五左衛門㊤	山田治右衛門様御役所	状	「山(田)治右衛門㊤」の奥書あり、(端裏書)「北山村」
C71	享保17年子11月	1732	子御年貢可納割付之事	山(田)治右衛門㊤	右村(北山村)名主百姓	状	(端裏書)「享保十七 子年山田治右衛門様 北山村」、虫損のため後半固着
C72	享保17年子12月	1732	[亥年皆済目録]	名主 次兵衛他㊤(他1名)、組頭 伝兵衛他㊤(他1名)、百姓代 権右衛門㊤	山田治右衛門様御役所	状	前欠、「山(田)治右衛門㊤」の奥書あり
C73	享保18年丑7月	1733	[皆済目録]	北山村名主 治兵衛㊤(他1名)、組頭 七兵衛㊤(他2名)、百姓代 忠左衛門㊤(他1名)	山田治左衛門様御役所	状	前欠、「山(田)治右衛門㊤」の奥書あり
C74	享保18年丑10月	1733	丑御年貢米可納割附之事	山(田)治右衛門㊤	右村(北山村)名主百姓中	状	(端裏書)「享保十八 丑年山田次右衛門様 北山村」
C75	享保19年寅11月	1734	寅御年貢可納割付之事	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主惣百姓	状	(端裏書)「享保十九 永井孫次郎様 北山村」
C76	享保20年卯3月	1735	[寅皆済目録](寅御年貢)	北山村名主 治兵衛㊤、組頭 六郎左衛門㊤、百姓代 五左衛門㊤	永井孫次郎様御役所	状	(端裏書)「享保十八年寅年 北山村」、裏書あり
C77	享保20卯年	1735	卯御年貢可納割付之事	(永井孫次郎)	(北山村)	状	(端裏書)「享保二十卯年永井孫次郎様 富士郡北山村」、虫損のため後半固着

C78	享保21年辰3月	1736	卯御年貢皆済目録	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主惣百姓	状	(端裏書)「享保十九年卯北山村」
C79	元文元年辰10月	1736	辰御年貢可納割附之事	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「元文元年 永井孫次郎様 北山村」
C80	元文2年巳10月	1737	巳御年貢可納割付之事	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「元文二巳年 永井孫次郎様 北山村」、虫損甚大
C81	元文3年午10月	1738	午御年貢可納割付之事	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	虫損甚大
C82	元文3年午	1738	巳御年貢皆済目録	(北山村)	永井孫次郎様御役所	状	(裏書)「表書之通令皆済者也 午□月 永孫次郎㊤」、(端裏書)「元文二 巳年 北山村」
C83	元文5年申3月	1740	未年皆済目録	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「元文四年 未北山村」、虫損
C84	元文5申年	1740	申御年貢皆済目録	—	(北山村)	状	後欠
C85	寛保元年酉3月	1741	[申 勘定目録]	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	前欠
C86	寛保元年酉	1741	酉年御年貢可納割付之事	(永井孫次郎)	(北山村)	状	(端裏書)「寛保元 酉年 永井孫次郎様 北山村」 虫損のため後半固着
C87	(寛保2年ヵ)戌3月	1742	酉御年貢皆済目録	永(井)孫次郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	「渋谷林助㊤、榎本丹藏㊤」の奥書あり、(端裏書)「寛保元 酉 北山村」
C88	寛保2年戌5月27日	1742	酉ノ御年貢治兵衛引負金割付帳	北山村名主 六郎左衛門	—	横	
C89	寛保2年戌7月	1742	北山村酉御年貢惣弁納覚	富士郡北山村名主 六郎左衛門	御役所	状	
C90	寛保2年戌7月	1742	北山村酉御年貢惣弁納覚	北山村名主 六郎左衛門㊤	御役所様	状	
C91	寛保2年戌11月	1742	戌御年貢免定之事	疋田庄九郎㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛保二 戌年 疋田庄九郎様 北山村」、 虫損甚大
C92	寛保3年亥3月	1743	[年貢皆済目録]	名主六郎左衛門㊤、組頭権右衛門㊤(他4名)、百姓代 義左衛門㊤(他1名)	—	状	前欠、「疋田庄九郎㊤」の裏書あり
C93	延享元年巳8月	1744	[亥御年貢皆済目録]	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	前欠
C94	延享元年子	1744	子御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「延享元 子年 北山村」、虫損のため後半固着

C95	延享元年	1744	子御年貢皆済目録	—	北山村	状	(端裏書)「延享元年 北山村」、後欠、虫損
C96	延享3年寅正月	1746	丑御年貢割付之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「延享四年 北山村」
C97	延享3年寅12月	1746	寅御年貢可納割付之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「延享三寅年 北山村」
C98	延享4年卯7月	1747	[御割付写書上ケ]	北山村名主 六郎左衛門㊤、組頭 伝右衛門㊤、同留右衛門㊤(他2名)	大屋奎之助様御役所	状	
C99	延享4年卯	1747	卯御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「延享四卯年 北山村」、虫損のため後半固着
C100	寛延元年辰9月	1748	卯年御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「延享四卯年 北山村」、虫損甚大
C101	寛延2年巳4月	1749	辰御年貢可納割附之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛延元年 辰富士郡北山村」
C102	寛延2年巳7月	1749	辰御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛延元 辰年 駿州富士郡 北山村」
C103	寛延2年巳	1749	巳御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「寛延貳巳年 富士郡北山村」、虫損のため後半固着
C104	午(寛延3年㊦)3月	1750	[巳年貢割附状]	大屋奎之助御役所判	(北山村)	状	(端裏書)「寛延三年 巳年」
C105	寛延3年午6月	1750	巳御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛延二巳年 富士郡北山村」
C106	寛延3年午12月	1750	午御年貢可納割付之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛延三午年 北山村」
C107	寛延4年未6月	1751	午御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛延三午年 北山村」
C108	宝暦元年未12月	1751	未御年貢可納割付之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦元年 未年 駿州富士郡 北山村」
C109	宝暦2年申4月	1752	未御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦元未年 富士郡北山村」、虫損甚大
C110	宝暦2年申	1752	申御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「宝暦貳年 申年分 富士郡北山村」、虫損のため後半固着
C111	宝暦3年酉4月	1753	申御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主与頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦二申年 富士郡北山村」

C112	宝暦3年酉	1753	酉御年貢可納割付之事	—	—	状	(端裏書)「宝暦三年酉年 富士郡北山村」、虫損のため後半固着
C113	(宝暦4年か)戌年2月	1754	[酉御年貢割付状 写]	大屋奎之介御役所	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	
C114	宝暦4年戌3月	1754	酉御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦三年 酉年 か 富士郡北山村」
C115	宝暦4年戌	1754	戌御年貢可納割付之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	
C116	宝暦4年戌年	1754	戌御年貢皆済目録	(大屋奎之助力)	(北山村)	状	(端裏書)「宝暦四年戌年 富士郡北山村」、後欠
C117	(宝暦5年)亥正月	1755	覚(戌御年貢割付状)	大屋奎之助御役所印	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	
C118	宝暦5年亥12月	1755	亥御年貢可納割付之事	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦五年亥ノ御 免状 北山村」、虫損
C119	宝暦6年子3月	1756	亥御年貢皆済目録	大屋奎之助㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	
C120	宝暦7年丑正月	1757	子御年貢可納割付之事	小川新右衛門㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦六子ノ年 駿州富士郡北山村」
C121	宝暦7年丑	1757	丑御年貢可納割附之事	宮村孫左衛門㊤	北山村名主与頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦七丑年 北 山村」
C122	宝暦8年寅11月	1758	寅御年貢可納割附之事	宮村孫左衛門㊤	右村(北山村)名主与頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦八寅年 北 山村」
C123	宝暦8年寅11月	1758	丑御物成皆済目録	宮村孫左衛門㊤	右村(北山村)名主惣百姓	状	(端裏書)「宝暦七丑年 北 山村」虫損
C124	宝暦9年卯2月28日	1759	[年貢内免状]	—	—	状	前欠、後欠
C125	宝暦9年卯10月	1759	[寅皆済目録]	宮村孫左衛門㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	前欠
C126	宝暦9年卯12月	1759	卯御年貢可納割附之事	宮村孫左衛門㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	虫損
C127	宝暦10年辰10月	1760	卯御物成皆済目録	宮村孫左衛門㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓 中	状	(端裏書)「北山村」
C128	宝暦10年辰12月	1760	辰御年貢米可納割付之事	会田伊右衛門㊤	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦十年 辰年 富士郡北山村」
C129	宝暦11巳年極月	1761	宝暦十一年巳之御年貢内免状	—	—	状	(端裏書)「巳」
C130	宝暦11年	1761	辰御物成皆済目録	会田伊右衛門㊤	—	状	虫損
C131	宝暦12年午7月	1762	[巳年皆済目録]	会(田)伊右衛門㊤	右村名主組頭百姓代	状	㊤前欠
C132	宝暦12年午	1762	午御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「宝暦十二午年 北山村」虫損のため後半 固着

C133	宝暦12年午	1762	午ノ御年貢内免状	—	—	状	(端裏書)「午」
C134	宝暦13年未8月	1763	午御物成皆済目録	会(田)伊右衛門◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦十二年年 富士郡北山村」
C135	宝暦13年	1763	未之御年貢取箇免割	—	—	状	
C136	宝暦13年未	1763	未御物成皆済目録	会(田)伊右衛門◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「宝暦十三未年 富士郡北山村」、虫損甚大
C137	明和元年申極月	1764	申ノ御年貢内免状	—	—	状	
C138	明和2年酉3月	1765	申御年貢皆済目録	小(田切)新五郎◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	虫損甚大
C139	明和3年戌3月	1766	[酉年貢皆済目録]	小(田切)新五郎◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	前欠
C140	明和3年戌ノ12月	1766	戌之内免割	北山村組頭 伝兵衛◎、同 善兵衛◎、同 安左衛門◎(他12名)	—	状	
C141	明和3年戌年	1766	戌御年貢皆済目録	—	(北山村)	状	(端裏書)「明和三戌年 富 士郡北山村」、虫損のため 後半固着
C142	明和4年亥極月	1767	亥ノ内免状	北山村組頭 伝兵衛◎、名主代 善兵衛◎、同安右衛門◎(他3 名、後欠)	—	状	後欠
C143	明和5年子ノ12月	1768	子之御年貢取立内免状	北山村組頭 善兵衛◎、同 伝兵衛◎、同 安右衛門◎(他12名)	—	状	
C144	明和7年寅12月	1770	寅御年貢取立内免状	北山村与頭 善兵衛◎、同 伝兵衛◎、同 勝右衛門◎(他12名)	—	状	(端裏書)「明和七年寅内 免」、一部◎なし
C145	安永3年午3月	1774	巳御年貢皆済目録	柴(村)藤三郎◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「安永二年巳皆 済目録」
C146	安永3年午10月	1774	午御年貢可納割付之事	柴(村)藤三郎	右村(北山)名主組頭百姓代	状	(端裏書)「安永六酉九月 写 御本紙寛文年方之分 皆九拾八本差上」
C147	安永3年午10月	1774	午御年貢可納割付之事	柴(村)藤三郎◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	虫損
C148	安永4年未3月	1775	午御年貢皆済目録	柴(村)藤三郎◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「安永三年午皆 済目録 北山村」
C149	安永4年未12月27日	1775	未御年貢内免状	北山村名主 善右衛門◎(他2 名)、組頭 金右衛門◎(12名)、百 姓代 庄左衛門◎(他1名)	—	状	(端裏書)「安永四未 内免 状」
C150	(安カ)永5申	1776	申御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「(安)永五申 北 山村」、虫損のため後半固着

C151	安永6年酉	1777	酉御年貢可納割附之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「安永六 酉 富士郡北山村」、虫損のため後半固着
C152	安永6年酉9月	1777	[皆済目録]	柴(村)藤三郎◎	右村(北山村)名主与頭惣百姓	状	前欠
C153	安永9年子10月	1780	子之免割	北山村百姓代 定右衛門◎(他5名)、中組 庄左衛門◎(他3名)、坂下組 庄左衛門◎(19名)	—	状	
C154	天明4年辰6月	1784	寛(卯ノ御年貢目録通り皆上納につき)	厚原村役所 山本甚左衛門◎	北山村名主組頭	状	
C155	天明6年午12月	1786	御年貢皆済請取之事	厚原村 山本甚左衛門◎	北山村 名主并ニ組頭百姓中	状	
C156	天明6年午12月	1786	当午御年貢皆済目録	—	(北山村)	状	虫損のため一部欠損、固着
C157	天明8年申12月	1788	申御年貢皆済目録	富士郡北山村名主	御地頭様御役人中様	状	
C158	寛政元年酉極月日	1789	[酉之御年貢皆済目録]	北山村名主 友左衛門◎(他2名)、組頭 治左衛門◎(他12名)、百姓代 長蔵◎(他2名)	御地頭所様御役人様	状	前欠、一部◎あり
C159	寛政2年戌12月	1790	戌御年貢皆済目録	北山村名主 彦左衛門◎(他2名)、組頭 伝兵衛◎(他12名)、百姓代 沖右衛門◎(他2名)	御地頭所様御役人中様	状	
C160	寛政3亥年8月	1791	戌御年貢皆済目録	仁科清左衛門◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	
C161	寛政4年子3月	1792	亥御年貢皆済目録	仁科清左衛門◎	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「北山村」
C162	寛政5年丑7月	1793	子御年貢皆済目録	仁科清左衛門◎、植松要太夫◎	北山村名主惣百姓	状	(端裏書)「富士郡 北山村」
C163	寛政6寅年7月	1794	丑御年貢皆済目録	仁科清左衛門◎、植松要太夫◎	北山村名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「寛政六年 北山村」
C164	寛政6年寅年	1794	寅御年貢皆済目録	植松要太夫◎、仁科清左衛門◎	北山村名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「北山村」
C165	寛政10年午極月晦日	1798	[午 内免状]	北山村名主 長蔵◎	—	状	前欠
C166	寛政12年申12月	1800	当申御年貢目録	名主 沖右衛門◎	—	状	(端裏書)「申年 沖右衛門」
C167	享和元年酉11月	1801	酉年内免状	北山村名主 友左衛門◎(他2名)、組頭 伝兵衛◎(14名)、百姓代 喜右衛門◎(他2名)	—	状	
C168	文化2乙丑年12月	1805	丑御年貢皆済目録之事	鑓田専右衛門◎	駿州富士郡北山村名主組頭惣百姓	状	

C169	文化5年辰12月	1808	辰御年貢皆済下目録	北山村名主 伝兵衛	厚原御役所	状	
C170	文化5年辰12月	1808	辰御年貢皆済内目録	北山村名主 伝兵衛	厚原村御役所	状	
C171	文化6年巳12月	1809	巳御年貢皆済内目録	北山村名主組頭	厚原御役所	状	
C172	文化7午年12月	1810	午御年貢皆済目録	鑓田専右衛門㊦	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(端裏書)「文化七年」虫損甚大
C173	文化10酉年12月	1813	酉御年貢皆済目録	鑓田専右衛門㊦	北山村名主組頭百姓代	状	(端裏書)「文化十 北山村」
C174	文化11申年3月10日	1814	酉御年貢内目録	北山村	—	状	(端裏書)「北山村」
C175	文化12亥7月28日	1815	戌年皆済目録	岸本市左衛門㊦	北山村名主年番 甚蔵殿、文蔵殿	状	
C176	文化13子年2月	1816	亥年皆済目録	岸本市左衛門㊦	北山村名主 友左衛門殿	状	(端裏書)「文化十式 文化十三年」
C177	文化15寅年正月	1818	戌御年貢内目録	北山村名主清兵衛	厚原御役所	状	
C178	文政2卯年11月	1819	寅年皆済目録	岸本市左衛門㊦	北山村名主本番伝兵衛殿、名主友左衛門殿	状	(端裏書)「文政貳年」
C179	文政3年辰7月	1820	卯年皆済目録	岸本市左衛門㊦	北山村名主 友左衛門殿、新右衛門殿	状	(端裏書)「文政二年」
C180	文政4巳年11月	1821	辰年皆済目録	岸本市左衛門㊦	北山村名主年番 新右衛門殿、組頭百姓代	状	(端裏書)「文政三」
C181	文政5年午3月	1822	巳歳皆済目録	岸本市左衛門㊦	北山村名主 伝蔵殿、同 定右衛門殿	状	
C182	文政7年申閏8月	1824	午御年貢皆済目録	清祖十郎㊦	名主新右衛門殿	状	(端裏書)「文政七年」
C183	文政11子年12月	1828	子御年貢皆済目録	年番名主 友左衛門㊦、同 伊兵衛㊦	御地頭所御役人中様	状	
C184	文政12年12月	1829	丑御年貢皆済目録	名主 伊兵衛㊦、同 友左衛門㊦	御地頭所御役人中様	状	
C185	天保4巳年12月	1833	巳御年貢皆済目録	大村和曾兵衛㊦	北山村名主 七左衛門	状	(端裏書)「天保四年 北山村」
C186	天保7年申	1836	申御年貢皆済目録	—	(北山村)	状	(端裏書)「天保七申年 北山村」、虫損のため後半固着
C187	天保11年子12月	1840	子御年貢皆済目録	大村和曾兵衛㊦	北山村名主組頭百姓代中	状	(端裏書)「天保十一年 北山村」
C188	天保14年12月	1843	卯御年貢皆済目録	大村和曾兵衛㊦	右村(北山村)名主組頭百姓代	状	(端裏書)「天保十四 犬くほ □□□□」、虫損

C189	弘化5未年12月	1848	未御年貢皆済目録	大村和曾兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭百姓代中	状	(端裏書)「弘化五未年」、弘化4年の間違いか
C190	嘉永5子年12月	1852	子御年貢皆済目録	大村和曾兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭百姓代中	状	
C191	安政3辰年12月	1856	辰御年貢皆済目録	大村和曾兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	
C192	安政4年巳	1857	巳御年貢皆済目録	—	—	状	(端裏書)「安政四巳年」、虫損のため後半固着
C193	安政6未年12月	1859	(未)御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	(端裏書)「安政六年」、表題一部欠
C194	万延元申年12月	1860	申年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	
C195	文久元酉年12月日	1861	酉御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	北山村名主組頭中	状	
C196	文久元年酉12月	1861	[酉年貢皆済目録]	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	前欠
C197	文久2戌年12月	1862	戌御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	(端裏書)「文久二年」
C198	元治元子年12月日	1864	子御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	(端裏書)「『十七号 元治元子年』」
C199	元治元子年12月日	1864	子御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	
C200	慶応元丑年12月	1865	丑御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	右村(北山村)名主組頭中	状	(端裏書)「北山村」
C201	慶応2寅年12月	1866	寅御年貢皆済目録	大村長兵衛㊟	北山村名主組頭中	状	(包紙上書)「北山村」
C202	明治2巳年	1869	辰御年貢皆済目録	杉浦龍八郎㊟、石井勝之進㊟	右村(北山村)名主組頭百姓代	状	(裏端書)「辰年 北山村」
C203	明治3午年4月	1870	巳御年貢皆済目録	沼津郡代御役所㊟	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(裏端書)「駿河国富士郡北山村」
C204	明治4未年4月	1871	午御年貢皆済目録	沼津郡方御役所㊟	右村(北山村)名主組頭惣百姓	状	(裏端書)「駿河国富士郡北山村」
C205	寅年正月	—	覚(去丑御取箇書上)	大屋奎之助役所㊟	(北山村)	状	(端裏書)「北山村」
C206	卯年10月20日	—	卯御年貢請取	名主六郎左衛門㊟	ぬくま 伝右衛門殿	状	(端裏書)「ぬくま」
C207	卯10月25日	—	卯御年貢請取	六郎左衛門㊟	下組 為右衛門殿	状	(端裏書)「下組」
C208	卯年12月	—	卯御年貢上組分	上組 勝十衛門	六郎左衛門様	状	
C209	申年6月	—	割分書覚(金百両納)	役所㊟	北山村村役人	状	
C210	亥年12月	—	御陣屋江納方 亥御年貢皆済目録	北山村名主 長蔵(他2名)、組頭 金右衛門(他11名)、百姓代 彦七	—	状	
C211	10月15日	—	寅御年貢請取通(初納金拾両)	名主六郎左衛門㊟	中組平右衛門殿	状	

C212	—	—	差上申御請証文之事(酉方丑迄五ヶ年新规定免の請書)	—	—	状	後欠
C213	—	—	辰之御年貢内免状	—	—	状	
C214	—	—	未ノ御年貢内免状	—	—	状	
C215	—	—	亥御年貢内目録	—	—	状	
C216	—	—	戌御年貢内目録	—	—	状	
C217	—	—	[五ヶ年内免状]	—	—	状	(端裏書)「内免状」
C218	—	—	寅ノ御年貢請取	—	—	状	
C219	—	—	酉御年貢可納割付之事	—	(北山村)	状	(端裏書)「北山村」虫損のため後半固着
C220	—	—	可納北山村午之御年貢米割付之事	—	(北山村)	状	虫損のため後半固着
C221	—	—	卯御年貢内目録	—	(北山村)	状	虫損のため後半固着
C222	—	—	[皆済目録]	—	—	状	前欠、後欠
C223	—	—	[皆済目録]	—	—	状	前欠 後欠
C224	—	—	[年貢皆済目録]	—	—	状	前欠、後欠
C225	—	—	[金銭書上・北山村分]	—	—	状	
C226	—	—	[皆済目録]	—	—	状	前欠、後欠、虫損
C227	—	—	辰御年貢皆済目録(寅方午迄五ヶ年定免)	—	—	状	後欠、虫損
C228	—	—	[辰御年貢皆済目録]	—	—	状	前欠、後欠
C229	—	—	[年貢割付状]	—	—	状	前欠、後欠
C230	—	—	[亥内免状割]	(前欠)藤七㊟、仁右衛門㊟、助右衛門㊟(他5名)	—	状	(端裏書)「亥内免状割」、前欠
C231	—	—	覚(組々割付)	—	—	状	後欠
C232	—	—	子御年貢内目録	—	—	状	後欠
C233	—	—	北山村子御年貢米永皆済目録	—	—	状	前1枚のみ 挟み込み紙あり

C 貢租(未進金督促)

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
C234	子年3月2日	—	[差紙](御年貢残金納めず不届きにつき)	大屋杵之助役所印	北山村名主組頭	状	
C235	丑年12月12日	—	書付(並金督促呼出状)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	(包紙上書)「書付 厚原役所印 北山村名主」
C236	寅6月25日	—	書付(月並・丑年貢残金督促状)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	(包紙上書)「書付 厚原役所印 北山村」
C237	寅10月23日	—	急書付(月並金督促状)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	
C238	寅年12月26日	—	急廻状(年貢督促状)	植松要太夫印	北山村名主組頭中	状	
C239	辰年正月2日	—	差紙(その村両組いまだ納めず不埒につき)	厚原役所印	北山村上組大久保組 右組頭	状	(包紙上書)「差紙 厚原役所印 北山村上組大久保組頭」
C240	辰3月28日	—	差紙(その村納方はなはだ不埒につき)	厚原役所印	北山村名主組頭百姓代	状	
C241	辰年7月	—	[書付](未進金督促状)	厚原役所印	北山村名主組頭百姓代	状	
C242	正月13日	—	廻状(月並金督促)	厚原役所印	北山村名主組頭中	状	(包紙上書)「廻状 厚原役所印 北山村名主」
C243	正月27日	—	[書付](未進金督促状)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	
C244	2月15日	—	[書付](未進金督促状)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	
C245	3月13日	—	[書付](月並金督促状)	厚原役所印	北山村名主惣組頭百姓代	状	
C246	4月12日	—	[書付](不納金督促状)	疋田新九郎役所印	北山村名主組頭	状	
C247	5月23日	—	書付(未進金督促状)	仁科清左衛門印	北山村名主組頭	状	(包紙上書)「書付 從江戸御用所 仁科清左衛門 北山村名主組頭中」
C248	5月27日	—	添書付(未進金督促状)	陣屋 芹沢彦右衛門印	入山瀬村北山村 右名主中	状	(包紙上書)「添書付 厚原役所印 入山瀬口」
C249	6月17日	—	[差紙](皆済に及ぶべきところ未だ罷り出ず不届きにつき)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	
C250	8月14日	—	[書付](月並金督促状)	厚原役所印	北山村名主	状	
C251	11月18日	—	書付(未進金督促状)	厚原役所印	北山村名主組頭	状	(包紙上書)「書付 厚原役所印 北山村」

C252	12月22日	—	急廻状（年貢督促状）	厚原役所㊤	北山村名主中	状	(包紙上書)「急廻状 厚原役所㊤ 北山村名主中」
C253	12月23日	—	急書付(年貢金督促状)	厚原役所㊤	北山村名主組頭	状	(包紙上書)「口書付 厚原役所㊤ 北山村」
C254	12月25日	—	[書付](村方不納金督促状)	厚原役所㊤	北山村名主組頭	状	
C255	12月25日	—	急書付(月並・未進金督促状)	厚原役所㊤	北山村名主組頭	状	

C 貢租(その他)

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
C256	宝永7年寅4月	1710	相究申連判手形之事(諸役割の義、本新畑へ割り掛け申すにつき百姓異儀申すまじく候)	組頭 左衛門㊤、里右衛門㊤、長左衛門㊤(他8名、後欠)	—	状	包紙あり、後欠
C257	享保14年酉11月	1729	乍恐書付を以奉願上候(百姓困窮につき、百俵三両高御赦免願)	長貫村名主 清兵衛印(他1名)、大久保組名主 幸右衛門印(他1名)、精進川村名主 庄左衛門印(他3名)	山田治左衛門様御役所	状	後欠
C258	寛保2年戌3月	1742	乍恐書付を以奉願上候(近年不作につき定免願い上げ候)	名主 六郎左衛門	永井源次郎様御役所	状	
C259	寛保2年戌11月	1742	御川除御国役金覚(国役金三ヶ寺分請け取り、当村分と共に上納仕り候)	北山村名主六郎左衛門	疋田庄九郎様御役所	状	
C260	寛保2年戌11月	1742	覚(大井川御普請入用国役高掛金銀八匁九分七厘請取)	疋田庄九郎手代 山路幸八(他2名)	北山村本門寺	状	
C261	寛保2年戌	1742	覚(大井川御普請御入用国役高掛金受取)	疋田庄九郎手代 山路幸八㊤、高木口六、川村左内	北山村名主	状	
C262	寛保2年戌	1742	覚(大井川御普請御入用国役高掛金受取)	疋田庄九郎手代 山路幸八㊤、高木段六、川村左内	北山村本妙寺	状	
C263	寛保3年亥8月	1743	乍恐書付を以奉願上候(立毛蒞り立て願い上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、源右衛門、五兵衛(他4名)	—	状	
C264	寛保3年亥10月	1743	乍恐書付を以申上候(入作の儀御吟味につき申し上げ候)	北山村百姓 儀左衛門㊤	疋田庄九郎様御役所	状	
C265	延享元年子8月日	1744	一札之事(亥年年貢免状・皆済目録名主前勘定に引合せ候処、申し分御座無く候)	北山村貫間組頭 源右衛門㊤、宿組頭 五兵衛㊤(他2名)、よこ道重左衛門㊤(他11名)	—	状	(端裏書)「戌」

C266	延享3年寅6月	1746	覚(御役屋敷修復入用金請取)	大屋奎之助手代 鈴木善蔵、新嶋与右衛門㊤	右村(北山村)名主	状	
C267	延享4年卯ノ5月	1747	乍恐書付を以御願申上候(見取畑高入れの儀、難儀至極存じ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊤、組頭 伝右衛門㊤、同 留右衛門㊤(他14名)	御奉行所様	状	
C268	延享5年辰正月	1748	乍恐書付ヲ以奉願上候事(三両高御赦免願)	北山村名主 六郎左衛門㊤、組頭伝右衛門㊤(他12名)、精進川村組頭 与惣兵衛㊤(他9名)	大屋奎之助様御役所	状	
C269	延享5年辰2月	1748	乍恐書付を以奉願上候(皆済成り難く、残金は未進金に仰せつけ下され度候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊤、組頭 伝右衛門㊤(他15名)、百姓代 弥嘉右衛門㊤(他10名)	大屋奎之助様御役所	状	
C270	寛延元年辰8月	1748	乍恐書付を以申上候(渡升下の畑田高、畑になし下され候様願い上げ候)	富士郡北山村 六郎左衛門、伝右衛門、惣兵衛(他5名)	大屋奎之助様御役所	状	(端裏書)「田成願 下書」
C271	寛延2年巳3月	1749	覚[小前取立につき仰せ渡され候条々請書]	—	—	状	
C272	寛延2年巳4月	1749	乍恐書付を以申上候(北山村の儀前々御定免には仕らず候)	北山村名主	—	状	
C273	寛延3年午2月	1750	乍恐書付以申上候事(十ヶ年ならしの御取箇納辻にて五ヶ年御定免願い上げ候)	北山村名主 六郎左衛門㊤、組頭 安右衛門㊤、百姓代 忠兵衛㊤	大屋奎之助様御役所	状	
C274	(宝暦2年ヵ)申5月29日	1752	覚(牢屋修復入用高割請取)	大屋奎之助手代 鈴木善蔵㊤	右村(北山村)名主中	状	
C275	(宝暦4年ヵ)戌4月16日	1754	乍恐書付を以申上候(御検見願)	北山村 六郎左衛門、伊右衛門、留右衛門(他2名)	大屋奎之助様御役所	状	
C276	宝暦7年丑ノ9月	1757	乍恐書付を以申上候(御検見相延べ難儀につき坪苅願い上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、伝右衛門、留右衛門(他7名)	小川新右衛門様御役所	状	
C277	宝暦10年辰10月	1760	御公家衆御検見大廻り諸ノ出帳	—	—	横	
C278	宝暦12年午4月	1762	乍恐書付を以御願申上候(米一石増にて定免お決め下さる様願い上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、伝兵衛㊤、善兵衛㊤(他10名)	—	状	端裏書「御役所差上ヶ候下書」、一部㊤なし
C279	(宝暦13年ヵ)未年7月	1763	[廻状](御役所修復代金割納め申すべく候)	右之村々名主組頭中	会田伊右衛門	縦	
C280	(明和元年ヵ)申年12月	1764	乍恐以書付奉願上候(年貢延納願)	富士郡北山村名主 甚兵衛	小田切新五郎様御役所	状	

C281	寛政3年亥9月	1791	差上申御請証文之事(五ヶ年定免御請証文)	富士郡北山村名主 友左衛門(他1名)、組頭代 仲右衛門(他1名)、百姓代 文蔵(他1名)	厚原村御役所	状	
C282	享和元年3月	1801	差上申御請証文之事(五ヶ年定免御請証文)	北山村名主友左衛門(他19名)	厚原御役所	状	名主以外19名(他)なし
C283	文化7年午10月23日	1810	覚(御役金上納請取)	厚原御役所(他)	北山村名主組頭中	状	
C284	文政2卯年12月	1819	乍恐書付以奉申上候(往古より山手役永地頭所へ納め来り候)	松平内蔵允知行所駿州富士郡北山村名主 友左衛門(他)、与頭新右衛門(他)、百姓代 市郎左衛門(他)	葦山御役所	状	
C285	文政10亥年正月	1827	御下知書(貫間組潰百姓未進金、五ヶ年賦にて納めるべく候)	地頭所(他)、藤江治兵衛(他)	北山村名主 伊兵衛江	状	
C286	文政10亥年正月	1827	御下知状(北山村一村限り上納の儀につき)	地頭所(他) 藤田次兵衛(他)	北山名主 伊兵衛、年番 磯右衛門	状	虫損
C287	文政10年亥4月	1827	差上申御請一札之事(十ヶ年定御直段御請書)	北山村与頭惣代 利七(他2名)、百姓代 常八(他2名)、名主 友左衛門(他2名)	御地頭所御役人中	状	
C288	天保2卯年12月	1831	差出申一札事(寅年未進金、三、七、十一月に割合を以て上納仕り候)	貫間組与頭 伝右衛門(他)、長百姓 定右衛門(他)、同 善右衛門(他1名)	御名主 伊兵衛殿	状	
C289	天保14年卯7月	1843	乍恐書付を以奉願上候(先納金利息、不足金お下げ願ひ上げ候)	北山村名主 定右衛門(他)、同 源右衛門(他)、同 亀太郎(他)	厚原御役所	状	
C290	(慶応2年カ)寅年4月23日	1866	奉差上御請書之事(増上納請書)	郡中十五ヶ村連印	—	状	
C291	丑12月日	—	覚(北山村及び寺領、御国役割)	—	—	状	
C292	寅2月	—	差上申一札之事(年貢納め方等につき請書)	北山村名主 弥兵衛印、同 沖右衛門印(他1名)、組頭惣代 文蔵印(他4名)	厚原御役所	状	破れ欠損
C293	巳2月晦日	—	差上申一札之事(辰年未進金残金の儀、十月晦日限り上納仕るべく候)	貫間組与頭 佐七(他)、百姓代 伝兵衛(他)、同 宇右衛門(他1名)	御名主 伊兵衛殿	状	
C294	午4月	—	覚(口入上納請取金)	地頭御役所(他)	北山村 弥吉	状	
C295	午年4月	—	乍恐書付を以奉願上候(五ヶ年定免仰せ付けられ候えども、増米御請け難く候)	北山村名主 六郎左衛門(他)、組頭 伝兵衛(他14名)、百姓代 沖右衛門(他8名)	—	状	末尾欠

C296	未年6月	—	乍恐書付を以奉願上候(式斗五升増米にて御定免願)	富士郡北山村名主善右衛門◎(他1名)、与頭 十左衛門◎、百姓代 政右衛門◎	柴村藤三郎様御役所	状	
C297	—	—	[次兵衛・留右衛門元利金高書上]	初之助	町や 六郎左衛門様	状	(包紙上書)「本新畑へ役懸証文 宝永七年より始り」
C298	—	—	乍恐以書付奉歎願候(御年貢納め方、定免金納に仕来り候)	(北山村小前村役人惣代組頭清右衛門)	—	状	後欠
C299	—	—	丑御年貢取立内免状	—	—	状	後欠
C300	—	—	[御訴え出候五組之高割書上]	—	—	状	前欠、後欠

D 村制・戸口

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
D1	元禄3年午ノ4月4日	1690	相定申取連判手形之事(畑作につき三ヶ条)	新田 源右衛門◎、七郎左衛門◎、勘兵衛(他17名)	—	状	一部◎なし
D2	享保11年午2月20日	1726	一札之事(借地畑求め下組百姓に入り候につき)	本人 八郎左衛門◎、精進川村久保地証人 源右衛門◎	名主次兵衛殿、組頭善左衛門殿	状	虫損
D3	享保13年申ノ正月	1728	一札之事(借金賞懸けでき欠落致し候につき詫び一札)	北山中組 作五右衛門◎、同断五人組 市郎右衛門◎(他2名)、組頭 権右衛門◎	六郎左衛門殿	状	
D4	享保14年9月24日	1729	一札之事(欠落仕り組中へ難儀掛け候につき詫び一札)	坂下組当人市右衛門◎、同五人組 政右衛門◎、同次右衛門◎(他5名)	六郎左衛門殿	状	
D5	享保19年寅ノ4月21日	1734	一札之事(伊右衛門殿方へ預け置き候茶畑につき詫言証文)	坂下組 市右衛門◎、五人組 政右衛門◎(他4名)、組頭 勘左衛門◎	名主六郎左衛門殿へ	状	
D6	享保20年卯ノ極月	1735	一札手形之事(他参致し候につき詫び一札)	北山坂下組馬場本人 金兵衛◎、五人組 八左衛門◎、同市郎兵衛◎(他2名)	六郎左衛門殿、勘左衛門殿	状	
D7	元文元年辰10月28日	1736	一札之事(他参致し難儀掛け候につき詫び一札)	北山之内味噌尾 彦兵衛◎	名主 六郎左衛門殿	状	
D8	元文2年巳11月	1737	一札之事(坂下組百姓利兵衛跡式相続につき)	利兵衛親類棧敷組 半左衛門◎	名主 六郎左衛門殿、組頭 勘左衛門殿	状	
D9	寛保元年酉8月	1741	一札之事(組中へ難儀かけ候につき詫び一札)	中組 惣兵衛◎	名主組頭	状	

D10	寛保2年戌11月朔日	1742	[庄右衛門跡式につき済口一札]	下沢本人 七郎右衛門㊟、同 徳右衛門㊟、同 吉兵衛㊟(他2名)	勝右衛門殿	状	前欠、虫損
D11	寛保3年亥4月	1743	乍恐口上書を以申上候事(組々我俣申し、宗門五人組帳認め申さず候)	北山村 名主六郎左衛門	疋田庄九郎様御役所	状	
D12	寛保3年亥5月3日	1743	一札之事(組中へ詫び申し入れ和融仕り候)	下組当人 半兵衛㊟、大宮新町親類代 清右衛門㊟	名主 六郎左衛門殿	状	「下組組頭五兵衛㊟、中組同 権右衛門㊟、上組同 勝右衛門㊟(他2名)」の奥書あり
D13	寛保3年亥年10月	1743	一札之事(組役、夫錢につき済口一札)	北山村峯組百姓 儀左衛門㊟、同 弥七、組頭五兵衛㊟(他5名)	名主六郎左衛門殿	状	「名主 六郎左衛門印」の奥書あり、(端裏書)「御役所差上ヶ写也」
D14	延享元年子7月25日	1744	一札之事(組合仲間割れの儀、双方得心につき済口一札)	安左衛門㊟、儀兵衛㊟、伊右衛門㊟(他14名)	辻組 彦兵衛殿、坂下組 勘左衛門殿、中組 権右衛門殿(他1名)	状	「辻組 彦兵衛、坂下組 勘左衛門、中組 権右衛門」の奥書あり
D15	延享元年子8月	1744	乍恐書付を以申上候(本門寺・大石寺の門前家数人別等につき)	北山村名主 六郎左衛門	大屋奎之助様御役所	状	㊟なし
D16	延享元年子10月14日	1744	一札之事(女房親類立腹致し、弔い差し支え候一件済口)	大窪組 徳右衛門㊟、半右衛門㊟、善左衛門㊟	名主 六郎左衛門	状	
D17	延享3年寅9月	1746	一札連判之事(畑内見致し、村絵図諸帳面等差し出し候)	北山村中 伝右衛門㊟、留右衛門㊟、惣兵衛㊟(他79名)	—	状	
D18	延享4年卯2月	1747	乍恐書付を以奉願上候(百姓伊兵衛欠落につき、弟兩名弁納仕り候様願ひ上げ候)	駿東郡東井出村名主 勘右衛門、与頭 安左衛門、同 藤兵衛(他1名)	大屋奎之助様御役所	状	
D19	延享4年2月	1747	乍恐書付を以申上候(百姓伊兵衛の金子弁納引き請け難く候)	富士郡北山村願人 六郎右衛門(他1名)、組頭 重左衛門、名主 六郎左衛門	大屋奎之助様御役所	状	
D20	延享5年辰2月23日	1748	済口一札之事(拙者心違ひなる儀弟へ申し掛け候につき)	中井出組 茂右衛門㊟	名主六郎左衛門殿	状	
D21	宝暦2年申ノ正月	1752	済口一札之事(一年季奉公人半右衛門欠落一件済口)	味噌尾組 重左衛門㊟、取扱人 勘兵衛㊟	名主 六郎左衛門殿	状	
D22	宝暦2年申正月	1752	済口一札之事(奉公人半右衛門欠落一件済口)	辻請負人 弥五左衛門㊟(他2名)	名主 六郎左衛門殿	状	虫損
D23	宝暦2年4月2日	1752	済口一札之事(口論仕り訴えられ候処、首尾よく御済下され候)	ぬくま清左衛門、善三郎	組頭 伝右衛門殿	状	
D24	宝暦2年申12月8日	1752	済口一札之事(拙者不調法なる義しでかし候につき)	上組本人 茂左衛門㊟、弥兵衛㊟、平次郎㊟	名主組頭中	状	(端裏書)「茂左衛門済口」

D25	宝暦2年申12月10日	1752	濟口一札之事(拙者不調法成る義仕出かし候につき)	中組本人 弥右衛門㊟、五人組 重右衛門㊟、同断 世兵衛㊟	名主 六郎左衛門殿	状	(端裏書)「中組 弥右衛門 濟口」
D26	宝暦3年酉正月	1753	濟口一札之事(不調法致し候につき詫び一札)	下組本人 甚内㊟	六郎左衛門殿	状	
D27	宝暦4戌年12月日	1754	請負申一札事(彦兵衛儀、私親類につき借家請け負い申し候)	大岩村請人儀左衛門㊟、上小泉村同断 治兵衛㊟	北山村御役人様	状	(端裏書)「ほり之内 借屋 □」
D28	宝暦7年丑正月	1757	濟口一札之事(譲り金、麦茶畑割合につき内濟)	当人 吉左衛門、五人組 惣兵衛、同断 平七(他3名)	役人中	状	
D29	宝暦8年丑ノ2月	1758	濟口一札之事	ぬくま組 重左衛門㊟、同組 半左衛門㊟	名主 六郎左衛門、組頭 伝右衛門殿	状	
D30	宝暦8年3月	1758	濟口一札之事(親類不仲につき)	ぬくま組 みね(爪印)、同組 定右衛門㊟	名主 六郎左衛門殿、組頭 伝右衛門殿	状	
D31	宝暦10年辰正月	1760	濟口一札之事(喜兵衛儀につき申す義御座無く候)	中井出組 勘兵衛他㊟、政右衛門㊟、八右衛門㊟	名主組頭中	状	
D32	宝暦10年辰正月	1760	濟口一札之事(勘兵衛方との儀につき誤り至極仕り候)	北山村宿下組当人 喜兵衛㊟、親類 権左衛門㊟(他3名)、五人組 沖右衛門㊟(他2名)	名主組頭中	状	
D33	(宝暦10年カ)	1760	乍恐口上書を以申上候(善兵衛儀、勘兵衛娘の縁談に我が俣申し候につき注進)	善右衛門、彦右衛門、金右衛門(他2名)	—	状	「名主 六郎左衛門」の奥書あり
D34	宝暦13年未9月	1763	濟口一札之事(いくね境論所の儀につき)	坂下組当人 彦兵衛㊟、組合 庄左衛門㊟(他1名)、さしき組当人 太右衛門㊟(他5名)	名主 甚兵衛殿、組頭 彦兵衛殿、組頭 勝右衛門殿	状	
D35	宝暦14年申ノ正月21日	1764	濟口一札之事(組頭惣兵衛方へ参り大切の御帳面引取、出入りを留め候につき)	斧左衛門㊟、平七㊟、平右衛門㊟(他8名)	—	状	(端裏書)「宝暦十四年申ノ正月廿一日中組濟口」
D36	明和元年9月	1764	差出シ申一札之事(源蔵と蜜通の段、別離別仕り候)	下組 加知(爪印)	御役人中	状	
D37	明和元年9月	1764	濟口一札(かちと蜜通の段、離別仕り片付き申し候)	当人 源蔵(爪印)、組合 与市左衛門、八重㊟(他2名)	御役人中	状	一部㊟あり
D38	明和元年申閏12月	1764	濟口一札之事(ゆきと申す女、庄左衛門方へ妻取らせ候につき)	中組 平七㊟、斧右衛門㊟、下組 留右衛門㊟	名主勘兵衛殿	状	
D39	明和8年卯11月17日	1771	三組諸帳面預書付之事(名主役勤め候内は諸帳面預り賄い申し候)	当番名主 善左衛門㊟、合役 長蔵㊟、同断 善左衛門㊟	中組、味噌尾組、坂下組、右組 頭衆中百姓中	状	
D40	明和9年辰3月	1772	一札之事(持林境、伐り取り木につき濟口)	坂下組本人 久右衛門㊟、五人組 与惣左衛門㊟、同断 市兵衛㊟(他2名)	名主 善右衛門殿	状	

D41	安永5年申2月	1776	村法式連判之事	北山村	—	状	
D42	安永5申11月	1776	一札之事(両親とむつましく致し候様仰せ聞かされ、承知仕り候)	峯西組当人 義右衛門◎	北山村御役人衆中	状	(端裏書)「義右衛門」
D43	安永9庚子年9月	1780	差出申一札之事(貫間組百姓豊四郎儀、久離帳外に決し候)	豊四郎弟 圓助◎(他2名)、豊四郎五人組 八左衛門◎(他3名)、貫間組惣代 五左衛門(他2名)	御名主衆中	状	
D44	安永9庚子年9月	1780	差出申一札之事(豊四郎家屋敷買い取り百姓勤め申すべく候)	貫間組当人 弥七、辻組組頭 宇兵衛◎、仲組世話人 安右衛門◎	名主 善左衛門殿	状	(包紙上書)「一札」
D45	天明6年午極月日	1786	一札之事(惣百姓御役所へ出られ候節、下男遣わし候につき詫び一札)	坂下組当人 彦左衛門◎、五人組 与左衛門◎、同断 藤兵衛◎(他2名)	御役人中様、御百姓衆中	状	
D46	寛政元己酉年2月	1789	口上(弟庄右衛門、立退き申し候につき御訴訟申し上げ候)	味噌尾 彦七◎、親類 庄左衛門◎	馬場村名主 庄左衛門殿	状	
D47	寛政2年戌2月	1790	取扱済口一札之事(いくね一件につき和睦仕り候)	当人下組沖右衛門◎(他2名)、組合惣代同所 利兵衛◎、組頭同所 宇兵衛◎	棧敷組扱人 友八殿、上組同 彦三郎殿(他3名)、御名主中	状	
D48	寛政2年戌5月日	1790	双方済口一札之事(草苳り取り一件につき)	棧敷組本人 忠蔵◎、組合 吉右衛門◎、本人 佐左衛門◎(他2名)	御名主中	状	
D49	寛政3年亥歳2月22日	1791	済口証文之事(親兄弟諸事和順に相談致すべく候)	中井出村 市郎左衛門印、勝右衛門印	中村 八左衛門様、□□□ 友右衛門様	状	
D50	寛政3年亥5月	1791	差上申一札之事(氏神杉木につき内相談之儀、詫一札)	味噌尾組小前惣代 与惣左衛門◎、同断 五郎右衛門◎、同断彦七◎(他2名)	御名主中御組頭中	状	
D51	寛政3年申(ママ)8月	1791	差出申一札之事(地所境につき詫び一札)	坂下組当人 弥右衛門◎、組合市五郎◎(他2名)、棧敷組頭 半左衛門◎	御役人中様	状	
D52	寛政4年子2月	1792	差出申一札之事(政右衛門方と違論に及び候儀につき内済)	当人 勝右衛門◎、組合 伝兵衛◎(他2名)、組頭 半左衛門◎	御名主中	状	(端裏書)「中井出組 勝右衛門」
D53	寛政5年丑2月	1793	差出申一札之事(五郎右衛門と友右衛門妻不義につき)	味噌尾組 与惣左衛門◎	北山村御役人衆中様	状	
D54	寛政6年寅3月日	1794	済口一札之事(峯西組組頭退役の儀・入作新米不足の儀につき承知仕り候)	峯西組百姓 儀右衛門◎、同断庄五郎、同断 甚右衛門◎(他4名)	御名主中	状	

D55	寛政6年寅10月	1794	差出申一札之事(私儀家出致し、御陣屋表まで出訴仕り候につき詫び一札)	下組当人 清右衛門◎	村御役人中様、御組合中、親類中	状	
D56	寛政7年卯4月	1795	一札(このたび一件、親子兄弟たりとも他言仕るまじく候)	組頭 治左衛門◎、同 伝右衛門◎、同 惣右衛門◎(他15名)	御名主中	状	
D57	寛政7年卯12月	1795	一札之事(博奕禁制につき宿致す者御座候わば早々御訴申すべく候)	貫間組組頭 次右衛門◎、同 伝右衛門◎、同 惣右衛門◎(他4名)	—	状	後欠
D58	寛政10年午6月	1798	差出申一札之事(兄弟三人仲むつまじく致すべく候)	貫間組 与四右衛門(爪印)(他2名)、組合 市右衛門◎(他1名)、組頭 清七	当村御名主衆中	状	
D59	文化3年寅2月	1806	濟口一札之事(峯西組長蔵殿本番名主役渡し方の儀につき承知仕り候)	東組名主 長蔵◎(他2名)、下組名主 五兵衛◎(他2名)、上組名主 勝右衛門◎(他2名)	—	状	「取扱 本妙寺、山宮村 同断 栄七◎」の奥書あり
D60	文化5年辰8月	1808	差上申濟口一札之事控(祭礼一件、双方納得内済仕り候)	北山村名主 伝兵衛◎、(他2名)、与頭 甚蔵◎(他3名)、惣代 藤七◎(他2名)	厚原御役所	状	控
D61	文化8未年7月	1811	指出申一札之事(中井出橋掛替始末につき、不届きの儀詫び一札)	貫間組当人 十左衛門◎、組合 五兵衛◎、同 利左衛門◎	—	状	後欠
D62	文化13子年3月日	1816	差出申一札之事(私儀酒犯の上にて過言これあり候につき詫一札)	当人 清七◎、組合 安左衛門◎、□□詫人 宗益◎(他1名)	御名主 清兵衛殿	状	
D63	文政6年未2月7日	1823	内済証文之事(林蔵儀、目違いにて亀蔵殿傷つけ候儀につき)	山宮村本人 林右衛門◎、新類 三治郎◎、組合 安兵衛◎(他5名)	当村 儀右衛門様	状	
D64	文政8年酉4月	1825	差上申御請一札之事(山方ハヶ村行司役の儀承知奉り候)	ハヶ村名主与頭百姓代連印	—	状	
D65	文政9戌年3月	1826	差上申一札之事(賀につき不埒なる義申し立て候につき詫一札)	貫間組当人 宇平治◎、親類 文右衛門◎、組合 所左衛門◎(他2名)	当役 伊兵衛殿、同 磯右衛門殿(他1名)、当組頭 伝右衛門殿	状	「下組与頭 六郎左衛門◎、中組与頭 安左衛門」の奥書あり
D66	文政13寅年正月	1830	[東五組百姓につき願書](東五組百姓差し詰まり、とも潰れになるべく候)	北山村名主 伊兵衛、同断 友左衛門	御地頭所御役人中様	状	前欠
D67	天保2年12月	1831	卯暮夫錢名主組々附立帳	北山村名主 良左衛門	—	横	
D68	天保4巳年8月日	1833	差出申一札之事(不慥なる者泊め置き大変出来につき詫び一札)	当人 与兵衛◎、親類 惣八◎、組合 惣右衛門◎	御役人中	状	
D69	天保7年申9月	1836	組合村取極之事(村掟)	北山村	—	状	

D70	天保11年子5月	1840	覚(助情料金老歩皆済受納)	武浪惣代 斎藤忠八郎、平田吉之助、花房藤吉(他3名)	北山邑御役人衆中	状	一部㊟あり
D71	天保13寅年3月	1842	五人組分限御改書上帳	北山村名主 重蔵㊟(他2名)、組頭善右衛門㊟(他14名)、百姓代伝兵衛㊟(他2名)	厚原御役所	縦	
D72	弘化2巳年8月	1845	乍恐奉差上候御受書証文之事(村方へ非文の儀申し候につき詫び一札)	北山村当人多右衛門、親類 直左衛門㊟(他7名)、本門寺役僧持賀院(花押)	村役人重左衛門殿	状	一部㊟なし
D73	弘化2巳年10月	1845	覚(盗難品書付)	北山村当人 長左衛門㊟、与頭藤十郎㊟、名主 安左衛門㊟	行司大宮町御役中	状	
D74-①	弘化3午年4月	1846	乍恐書付を以奉願上候(上五組名主重左衛門病身につき退役願)	北山村名主 重左衛門、親類惣代 久右衛門、丈右衛門(他3名)	御役所	状	34-①・②・③・④は1紙に下書
D74-②	(弘化3年カ)	1846	乍恐書付を以奉願上候(北山村名主重左衛門後の者、忰兵左衛門へ相頼み候)	上五組与頭 沖右衛門(他5名)、百姓代 伊左衛門(他5名)、小前惣代辻 惣二郎(7名)	御役所	状	
D74-③	弘化3午年4月	1846	奉差上御請書之事(御園組伝右衛門極難渋につき、老人扶持お下げ下され候)	北山村百姓 伝右衛門、親類 伊左衛門、組合 喜左衛門(他3名)	厚原御役所	状	
D74-④	弘化3午年4月	1846	奉差上御請書之事(極難渋人二十三人へ御救米下され候)	北山村貫間組難渋人 みね、同万右衛門、与頭 茂兵衛(他34名)	御役所	状	
D75	安政4年巳10月	1857	差出申詫書一札之事(御慈悲御勘弁をもって入牢お下げに相なり候につき)	御知行所北山村当人 寅吉㊟(他3名)、下条村役代立入 久賀右衛門㊟、厚原村上組名主 平三郎㊟(他4名)	北山村御役人衆中	状	
D76	安政5年午正月	1858	奉差上御詫一札之事(向後改心仕り相慎み候)	北山村横道組当人 良左衛門、組合 磯右衛門、同 常蔵(他3名)	御出役 芹沢幸平様	状	
D77	安政戊午年6月18日	1858	乍恐以書付奉伺申上候(百姓用蔵、不屈きの儀申し候につき)	山宮村役人惣代組頭 又左衛門㊟、同甚右衛門	比奈御役所	状	
D78	安政5午年9月	1858	御届ケ申口上覚(百姓多右衛門、四十三ケ村払い御触れ流し願ひ上げ候)	北山村右多右衛門親類 市左衛門㊟、同 甚左衛門㊟、組合 国太郎(他3名)	年番行司淀師村御役人衆中	状	
D79	安政7申年3月	1860	五人組分限御改書上帳	北山村組頭 善右衛門㊟、同 六郎左衛門㊟(他15名)、取締役小林伝兵衛㊟(他1名)	厚原御役所	縦	
D80	文久3年亥3月日	1863	差出申規定之事(元売主弥兵衛地所境・亀太郎居宅境につき済口一札)	御知行所北山村横道 磯右衛門㊟、亀太郎㊟、吉右衛門㊟(他5名)	北山村御役人衆中	状	

D81	文久3年癸亥極月	1863	御詫申一札之事(御方丈様御普請につき榎木伐り候段詫び一札)	当人横道組 吉右衛門㊟、組合 亀太郎(他2名)、組頭 常蔵㊟(他2名)	北山村御役元様	状	
D82	元治2丑年2月	1865	後年為安心書下一札之事(五人の衆並合百姓に相成り、往古記し置き諸帳面下げ申し候)	北山村名主 彦左衛門㊟、上同 又右衛門㊟、東同庄平㊟(他6名)	貫間組五人之者江	状	(端裏書)「役元」
D83	慶応2年寅ノ8月日	1866	差出申詫書之事(心得違いをもって境木抜き捨て申し候につき)	坂下組当人 角左衛門㊟、組合 利右衛門㊟(他2名)、立入人郷宿 源兵衛㊟(他3名)	村方御役人中	状	
D84	慶応3丁卯年2月	1867	為取替申済証文之事(万野原山宮・外神両村郷境の儀につき)	岡部龍之助知行所下外神村名主 岩松㊟(他2名)、永田勝左衛門知行所上外神村名主 儀八㊟(他2名)、内藤駒次郎知行所山宮村名主 龍午㊟(他12名)	—	状	
D85	慶応4年辰正月日	1868	為取替済口証文事(質入れ畑につき内済示談行き届き候)	富士郡北山村馬場組当人 喜右衛門㊟(他2名)、同村棧敷組同 長兵衛㊟(他2名)、扱人同村役人 惣代 常右衛門㊟(他3名)	当村御本役 要左衛門様	状	
D86	慶応4年8月	1868	詫書一札之事(ひ草等を苅取り候につき)	さしき佐左衛門㊟、ばゝ 利右衛門㊟、組頭 利平㊟(他1名)	御役人衆中様	状	
D87	丑ノ8月	—	差出シ申済口一札之事(安左衛門酒乱の故不法仕り候につき)	味噌尾村当人 安左衛門㊟、親類 惣代 喜兵衛㊟、同代 甚蔵㊟(他3名)	御役人中様	状	
D88	卯7月25日	—	[書状](此書面つき次第九十三両お下し頼み入り候)	又左衛門、市左衛門	名主 常右衛門様、小松市左衛門様、惣御役人中様(他1名)	状	前欠
D89	辰正月20日	—	[回章](四十四ヶ村行司につき御一許申したき儀これ有り候)	北山村名主 要左衛門	右村々(上外神村、下外神村、宮原村他4村)御役人衆中様	状	
D90	辰2月2日	—	[厚原役所書状](替えの夫人差し出し候様江戸より申し越し候)	厚原御役所㊟	北山村名主組頭中	状	(包紙上書)「藤右衛門 勘定 六名」
D91	辰3月	—	[宗門人別帳]	駿州富士郡北山村法花宗本門寺[印] 日超(花押)(他8寺)、北山村名主安右衛門㊟(他20名)	厚原御役所	縦	表紙欠
D92	巳年3月	—	一札之事(自今御法度相守るべく候)	久保組 仲右衛門㊟(他5名)	名主 長蔵様	状	「組頭 新左衛門㊟」の奥書あり
D93	巳年9月	—	[村掟](組合村定)	北山村 役元	—	状	
D94	巳年9月	—	定(組合村定)	北山村 役元	—	状	
D95	午正月17日	—	覚(宿代金請取書)	厚原宿 源兵衛	北山村御役人中	状	

D96	午2月2日	—	覚(金子受取明細書)	浅田屋清右衛門㊟	富士郡北山村御役人中様	状	
D97	午2月11日	—	覚(下役浅羽元右衛門義、高代村へ借地致させ候につき)	山地権作㊟	北山村名主中	状	
D98	午10月11日	—	覚(東五組 高・家数人数書上)	東名主 長蔵	本番 勝右衛門殿	状	
D99	申年3月	—	乍恐書付を以奉申上候(所払い已上の御仕置に成り候者一切御座無く候)	富士郡北山村名主 長蔵㊟、与頭 仁右衛門㊟	柴村藤三郎様御役所	状	
D100	酉ノ8月6日	—	覚(江戸下り入用金預り証)	黒田村名主㊟	右両村(北山村、狩宿村)名主中	状	
D101	亥年2月5日	—	當亥年御入用役所納メ	—	—	状	(包紙上書)「一札」
D102-1	4月27日	—	覚(村入用品代書上)	大ミヤ藤屋圓介	北山村 初右衛門様	状	
D102-2	—	—	[村別品代書上]	—	—	状	
D103	7月19日	—	覚(金子受請取書)	浅田屋清右衛門㊟	四十三ヶ村之内大宮村御役人中様	状	
D104	10月2日	—	覚(御検見のため杵之助様越され候につき先触)	大屋杵之助手代 森文内㊟、三岡兵助、鈴木善蔵㊟	松岡村、岩本村、大宮町、北山村、右村々名主中	状	
D105	11月12日	—	[書状](駿府町御奉行様より御差紙渡され候)	浅田屋清衛門	北山村御役人中様	状	
D106	11月16日	—	[書状](御奉行様より罷り出候様仰せ渡され候)	浅田屋清右衛門	富士郡北山村御役人中様	状	
D107	—	—	覚(北山村一件御肴料御下げにつき金子請取証 控)	北山村組頭 藤右衛門印、平右衛門印、何村惣代 与三右衛門印(他2名)	浅田屋清左衛門殿	状	
D108	—	—	乍恐口上書を以申上候(老年にて名主役御免願ひ上げ候)	—	—	状	
D109	—	—	覚(入用金書上)	—	—	状	
D110	—	—	覚(一件落着の御肴料、受納成り難き趣にてお戻しなされ、受け取り候)	北山村組頭 藤右衛門	浅田屋清右衛門殿	状	
D111	—	—	村高書上	—	—	状	虫損のため後半判読不能
D112	—	—	乍恐書付を以奉願上候(諸帳面お預けにつき、名主役仰せ付け候様願ひ上げ候)	—	—	状	

E 諸産業

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
E1	貞享2年3月21日	1685	差上申一札之事(富士山にて槻の焼木薪に取り候につき)	北山村□兵衛、□兵衛	—	状	㊟なし、虫損
E2	正徳4年年10月	1714	一札之事(畑十五年季に預り家普請致し候につき)	竹川八右衛門㊟	北山村名主組頭中	状	
E3	正徳5年末12月	1715	乍恐口上書を以奉願上候御事(御林守嘉右衛門殿、証文に裏書・御印判無く候)	—	—	状	㊟なし
E4	正徳5年12月	1715	一札之事(御林守下役勤め候につき畑借地仕り候)	鷹野嘉右衛門下役浅羽元右衛門	北山村名主組頭中	状	㊟なし、虫損
E5	元文5年申4月2日	1740	指上申一札之事(富士山御法度の木挽仕り候につき詫び一札)	内藤越前守知行所山宮村半左衛門下人忠右衛門[印](他1名)、栗倉村政右衛門㊟(他1名)、北山村仁右衛門㊟	山地権作殿	状	「本妙寺㊟・本門寺[印]」の奥書あり
E6	元文5年申4月	1740	覚(富士山御林につき達)	—	—	状	㊟なし
E7	(延享2年カ)丑2月	1745	乍恐書付を以申上候(竹林一ヶ所も御座無く候につき)	富士郡北山村名主六郎左衛門㊟、組頭伝右衛門㊟、同断五兵衛㊟(他2名)	大屋空之助様松岡御役所	状	
E8	宝暦3年酉ノ12月25日	1753	乍恐書付を以申上候(槻等の大木は一切御座無く候につき)	富士郡北山村名主六郎左衛門、組頭留右衛門、同断次右衛門(他2名)	大屋空之助様御役所	状	㊟なし
E9	宝暦8年寅2月	1758	乍恐書付を以申上候(毒荏畑木一切これ無く候につき)	駿州富士郡北山村名主六郎左衛門、組頭留右衛門、次右衛門(他2名)	宮村孫左衛門御役所	状	㊟なし、(端裏書)「此書付御役所上ケ」
E10	宝暦8年寅6月日	1758	乍恐書付を以申上候(開発起返り見取畑等につき)	富士郡北山村六郎左衛門㊟、多衛門㊟、治右衛門㊟(他2名)	宮村孫左衛門様御役所	状	(端裏書)「御役所差上ケ控」
E11	宝暦10年辰5月	1760	田畑竹木直段書上ヶ帳	北山村名主六郎左衛門㊟、組頭伝右衛門㊟(他1名)、百姓代沖右衛門㊟(他1名)	宮村孫左衛門様御役所	縦	
E12	(明和5年カ)子10月	1768	乍恐口上書を以奉願申上候(御用木見分御役人様入用につき願書)	北山村名主代善兵衛、栗倉村名主兵左衛門、北山村組頭助右衛門(他6名)	小田切新五郎様御役所	状	㊟なし

E13	文政3辰年10月	1820	差出申一札之事(村々獵師仲間御林立ち入り願いつき詫び一札)	若宮村兵次㊤、黒田村源次(他2名)、富士山口拾五ヶ村取扱人大宮町与惣次㊤(他1名)	富士山口拾五ヶ村御惣代栗倉村安兵衛殿、北山村新右衛門殿、大淵村□右衛門殿	状	
E14-①	元治元子8月日	1864	御請証文之事(御林御用炭焼き出しにつき)	松平熊之丞知行所駿州富士郡北山村名主又右衛門、組頭庄平、百姓代彦左衛門	御普請方御吟味役野口忠四郎様(他3名)、江川太郎左衛門手代篠崎勇義様、御勘定奉行前原八十郎様	状	E14-①・②を1紙に下書
E14-②	元治元子年8月日	1864	差出申一札之事(御用炭積出・川下げ人足につき)	彦七、庄兵衛、清十郎(他2名)	御林御掛り御役人中様	状	「大宮町請負人彦七印(他5名)」の奥書あり
E15	元治2年丑正月	1865	乍恐書付以御嘆願奉申上候(炭焼き出し方御免願)	富士山御林附四十五ヶ村役人惣代駿州富士郡西山村名主九平、同郡大宮町年寄 平左衛門	葦山御役所	状	㊤なし
E16	申12月	—	乍恐以書付申上候(抜木品々書上)	富士郡北山村名主甚兵衛、組頭伝兵衛、百姓代善左衛門(他2名)	小田切新五郎様御役所	状	㊤なし
E17	—	—	覚(作柄)	—	—	状	

F 金融・売買

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
F1	元禄14年巳2月	1701	手形之事(借金仕り帰るべき様無く候につき組中ご了承次第明け下さるべく候)	新右衛門㊤	—	状	後欠カ
F2	元禄15年午12月15日	1702	売渡申畑之事(午御年貢・前々御未進金に相詰り小判五両三分、拾年季渡し申し候)	売主 源兵衛㊤、証人 弥右衛門㊤、同断 甚右衛門㊤	左左衛門殿	状	
F3	享保9年辰12月12日	1724	[茶畑売券手形]	売主 町や七右衛門㊤、証人同所 五郎右衛門㊤、同断 平九郎㊤	小野沢村 与四右衛門殿	状	前欠
F4	享保10年巳12月25日	1725	相渡シ申茶畑之事(巳ノ御年貢にさし詰り新小判三両壹分にて渡し候)	主 町や七右衛門㊤、証人同所 平九郎㊤、同断横道村 平次右衛門㊤	□□殿	状	(端裏書)「町や七郎右衛門茶畑手形」、ヤブレ、欠損
F5	享保15年戌極月24日	1730	覚(金三両壹貫百貳拾四文借入返済日限延)	名主 治兵衛㊤	名主 六郎左衛門殿、三組 頭百姓中	状	

F6	享保20年卯3月5日	1735	請負申金子之事(金壺両式分日限 通り済ませ申し候)	北山村ミその組当人 義兵衛㊤、 五人組惣代請負 藤右衛門㊤、 弟請負 市右衛門㊤(他2名)	長左衛門殿	状	
F7	(寛保2年カ) 戌年5月	1742	取替し証文之事(治兵衛負金引請 割合につき)	北山村組頭 源右衛門、善左衛 門、権右衛門(他13名)	六郎左衛門殿	状	「六郎左衛門」の奥書あり
F8	寛保2年戌口月	1742	北山村酉御年貢惣弁納覚	富士郡北山村名主 六郎左衛門	駿府御役所様	状	虫損
F9	明和2年酉2月	1765	[書付](無尽企て候あいだ、おかけ 下され候)	名主 甚兵衛㊤、組頭 善兵衛㊤	—	状	前欠、後欠
F10	安永6酉年12月5日	1777	御判持拝見書之事(買掛滞りにつ き)	駿州富士郡北山村 豊四郎、重 左衛門、利右衛門(他14名)	茂兵衛殿代 利兵衛殿	状	
F11	天明8年	1788	奉借請御金手形之事(駿府町奉行 所より百両借請)	駿州富士郡北山村名主儀右衛 門㊤(他1名)、厚原村名主 庄介 ㊤(他1名)	駿府町御奉行所様	状	端裏書あり、虫損甚大
F12	寛政7卯2月10日	1795	借用申金子之事(月並上納金拾 両)	北山村借主名主 与七㊤、同断 沖右衛門㊤、同断 伝右衛門㊤	厚原村 植松西太夫様	状	裏書あり
F13	(寛政7カ) 卯年7月12日	1795	覚(貸付返済金拾両受け取り)	仁科清左衛門㊤	北山村名主	状	
F14	寛政9年巳年3月	1797	奉借請御金手形之事(駿府町御奉 行より金五拾両借請)	—	—	状	端裏書あり、虫損
F15	寛政9年巳12月	1797	[奉拝借御金手形之事](駿府町奉 行所より借請)	松平内蔵介知行所駿州富士郡 北山村御金借主名主 伝右衛門 ㊤、証人組頭 沖右衛門㊤、証人 百姓代 七郎右衛門㊤(他1名)	駿府町御奉行所様	状	前欠
F16	寛政9年丁巳年12月	1797	添証文之事(村入用金借用につき)	松平内蔵允内 森儀左衛門㊤、 仁科清左衛門㊤	駿府御奉行所様	状	
F17	寛政10年12月	1798	奉拝借候(去巳年御直段取り違え、 金八両壺分不足につき)	名主伝左衛門㊤、同断長蔵㊤、 同断沖右衛門㊤(他15名)	厚原御陣屋御役人中	状	一部㊤なし
F18	享和元酉3月	1801	奉拝借御金手形之事(駿府町奉行 所より百両借請)	—	駿府町御奉行所様	状	㊤署名なし(下書カ)
F19	享和2年	1802	拝借申金子之事(駿府御番所御貸 付け無く、厚原村御拝借金の内金 百両拝借御上納仕り候)	北山村名主 友左衛門㊤(他2名)	□□ 御役人衆中	状	虫損甚大
F20	文化6年巳4月日	1809	売渡し申林之事(当御年貢その外 入用さし詰り、金壺両式分にて売渡 し候)	売主 源右衛門㊤、親類 新右衛 門㊤、組合 四郎左衛門㊤(他3 名)	北山村御役人衆中様	状	(端裏書)「上井出 源右衛 門」
F21	文化8年末2月日	1811	売渡申畑之事(前々御年貢にさし 詰り、金壺分式朱にて売り渡し候)	売主上井出村 太左衛門㊤、証 人 甚之丞㊤、組合 幸右衛門㊤	北山村 清兵衛殿	状	

F22	文化12年亥ノ4月日	1815	永代売渡申間遠芝間之事(去戌御年貢に差し詰り、金貳両壹分にて売り渡し候)	親類売主上井出宿 勝次郎㊤、組合 吉右衛門、売主 仁右衛門㊤(他1名)	北山村御役人衆中様	状	
F23	文政3年辰6月	1820	相渡申畑林之事(当御年貢さし詰り、代金貳両壹分にて渡し候)	主 上組 伊兵衛、証人 平兵衛、組頭 勝右衛門	伊八殿	状	
F24	文政7甲申年9月日	1824	売渡申地所之事(堀普請につき、式か所代金壹両にて売り渡し候)	売主 重左衛門㊤、組合 重左衛門㊤、せは人 半兵衛㊤(他1名)	北山村御名主中様	状	「名主 八郎兵衛㊤」の奥書あり
F25	文政8酉年7月13日	1825	売渡申地所之事(堀先地につき金壹歩にて売り渡し候)	上井出村本人 幸助㊤、組合 清左衛門㊤	北山村御村役人衆中	状	「上井出村名主 平治右衛門㊤」の奥書あり
F26	文政12年丑12月	1829	取極規定証文之事(先納金嵩み候所に暮御仕舞金仰せ付けられ、抛無く貳百五拾兩借入につき)	青木寄合組名主 金兵衛㊤、下条村名主 作左衛門㊤、(他13村名主)、証人 曾十郎㊤(他1名)	—	状	
F27	文政13寅年2月	1830	〔一札之事〕(年賦返済お聞き済み下され忝く存じ候)	東五組 名主代重蔵㊤他10名	下四組御組頭衆中	状	前欠
F28	文政13寅年4月	1830	借用申金子之事(村方相続金要用につき金三拾兩)	松平豊五郎知行所駿州富士郡北山村高持 半左衛門(他5名)、百姓代 太右衛門㊤(他2名)、組頭伊左衛門㊤(他8名)	伊勢屋長兵衛殿	状	(端裏書)「文政十三寅年」
F29	文政13寅年6月	1830	借用手形之事(村方要用金拾兩)	北山村名主 伊兵衛㊤、与頭 伝右衛門㊤、同 利七㊤	大宮町 池谷七郎兵衛殿	状	
F30	天保4巳年6月	1833	借用申金子之事(村方相続金要用につき貳拾五兩)	松平時三郎知行所駿府州富士郡北山村高持百姓 半左衛門(他4名)、百姓代久右衛門(他2名)、与頭 佐七(他6名)	伊勢屋長兵衛殿	状	(端裏書)「天保四巳年 北山村」
F31	天保6未年10月	1835	借用申金子之事(村方相続金要用につき三拾八兩)	松平時三郎知行所駿府州富士郡北山村高持百姓 半左衛門㊤(他5名)、百姓代久右衛門㊤(他2名)、与頭 源左衛門㊤(他5名)	伊勢屋長兵衛殿	状	
F32	天保7申年3月	1836	借用申金子之事(村方相続金要用につき三拾八兩)	松平内蔵允知行所駿州富士郡北山村高持 半左衛門㊤(他4名)、百姓代 久右衛門㊤(他2名)、組頭 源左衛門㊤(他5名)	伊勢屋長兵衛殿	状	
F33	天保11子年3月	1840	借用申金子之事(村方相続金要用につき拾四兩)	松平内蔵允知行所駿州富士郡北山村高持 半左衛門㊤(他4名)、百姓代 久右衛門㊤(他2名)、組頭 七左衛門㊤(他5名)	伊勢屋長兵衛殿	状	
F34	嘉永6丑年3月	1853	預り申金子之事(金壹分、利附)	預り主 源左衛門、同断 勝左衛門	組頭 伝兵衛殿	状	

F35	安政4年巳4月□日	1857	差出申請書之事(郡中惣請印借入返済滞り、伊勢屋お越し候につき)	松平伊予守知行所富士郡厚原村名主惣代 平三郎代印、名主 林蔵代印、北山村百姓代 市右衛門(他4名)	江戸元浜町 伊勢屋栄吉殿	状	
F36	安政4巳年7月	1857	借用申金子証文之事(地頭所御勝手賄方米飯炭薪代金五ヶ月分百四拾五両)	松平伊予守知行所駿府州富士郡厚原村(他14村)右拾五ヶ村惣代厚原村 林蔵、北山村名主 市左衛門、下条村名主代 弥平太	天野伴蔵殿	状	
F37	安政5午年正月	1858	借用申金子証文之事(地頭所御勝手賄金、公務入用、先納金に差し支え式百四拾四両借入)	松平伊予守知行所駿州富士郡北山村小前惣代 □右衛門◎、組頭 □□衛門◎	(不明)	状	奥書あり、虫損甚大
F38	安政5午11月日	1858	借用申金子証文之事(御地頭所御勝手御賄金百両)	御知行所富士郡村々名主印	御地頭所御屋舗内 小沼運平様	状	
F39	未年(安政6年カ)	1859	太田備後守殿御渡候御書付写式通り(式朱銀吹立、外国金銀通用につき)	江戸御役所	厚原御陣屋	状	
F40	安政6年末12月	1859	借用申金子之事(村入用金拾両)	北山村名主 源兵衛、証人 要右衛門	下外神村 岩松殿	状	
F41-①	万延元年11月10日	1860	覚(無尽落札の節請取り候書付)	名主役 幸吉	厚原 幸平様	状	F41-①・②を1紙に下書
F41-②	(万延元年11月10日)	1860	覚(厚原無尽残金書付)	—	—	状	
F42	文久3年正月吉日	1863	売渡申地書之事(埋め樋先地無心これあり金五両にて売り渡し候)	上井出村当人 藤八◎、組頭 要吉◎、同 藤左衛門◎	北山下地七ヶ村 御役人衆中様	状	
F43	文久3年亥正月日	1863	為取替一札之事(地頭所御勝手向諸入用御賄六百四拾両借入)	御知行所村役人惣代厚原村名主 林蔵、下条村名主 弥平太、北山村名主 久左衛門(他1名)	安藤坂 □□衛門殿	状	
F44	元治元年子極月14日	1864	入置申一札之事(本門寺御修堂金借入につき証人引請下され候につき)	上厚原村名主 □吉◎、組頭 源兵衛◎、百姓代 茂兵衛◎	北山村名主 又右衛門殿、外御役人衆中	状	
F45	慶応3丁卯年10月	1867	借用申金子証文之事(御上納金四拾両)	当番名主 常右衛門◎、加判人 定四郎◎	重須御方丈様	状	(包紙上書)「上 北山村」
F46	子7月16日	—	[先年駿府町奉行所江差上候質入直段]	北山村名主 要左衛門	厚原御役所	横	
F47	卯4月	—	御書付写廻状(慶長金并新金小判通用につき)	—	—	状	後欠
F48	巳年7月17日	—	覚(金子五百文受取)	江尻宿 京屋源兵衛◎	—	状	

F49	巳8月9日	—	覚(宿泊飲食代明細)	厚原村郷宿 源兵衛	—	状	
F50	午2月2日	—	覚(金子受取)	浅田屋清右衛門㊤	沼窪村 宇右衛門様	状	
F51	午4月9日	—	覚(反物他品代金受取)	大和や 条作[印]	北山村 要右衛門様	状	
F52	申11月	—	乍恐口上書を以申上候(八右衛門跡役甚八殿、無尽掛返金滞り候)	北山村願人 善左衛門㊤	御林守上役 山地藤蔵様	状	「同村名主甚兵衛㊤」の奥書あり
F53	亥12月26日	—	乍恐以書付奉願上候(是迄通御貸附奉願上候)	(北山村)	駿府町御奉行所様	状	虫損、後半固着
F54	6月29日	—	覚(中泉御役所御借入金証文書替につき)	御役属㊤	北山村名主	状	
F55	8月	—	覚(治兵衛家屋敷等残らず売り立て差し出すべく候)	駿府御役所㊤	北山村 六郎左衛門	状	
F56	11月29日	—	[差紙](返納金延引に及び不埒につき)	厚原役所㊤	北山村名主組頭百姓代	状	(包紙上書)「口急差紙 厚原役所㊤ 北山村」
F57	12月27日	—	覚(当戌利金請取)	片岡藤三郎㊤	北山村名主中	状	
F58	—	—	乍恐書付ヲ以奉願上候(御屋敷様御賄金、天野満蔵殿へ返済につき)	御知行所富士郡上厚原村名主 平三郎、同厚原村同 林蔵、北山村兵左衛門(他12名)	御役所	状	下書
F59	—	—	一札之事(借家証文)	本人 五郎右衛門(他3名)	坂下組中	状	
F60	—	—	諸職人并諸色値段付	—	—	状	
F61	—	—	奉拝借金之事(金五拾五両)	—	—	状	虫損、固着
F62	—	—	奉借請御金手形之事(駿府町御奉行所より五拾両借請)	(北山村)	(駿府町御奉行所様)	状	端裏書あり、虫損、後半固着

G 交通・通信

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
G1	正徳元年卯7月17日	1711	覚(北山村・精進川村の富士川舟場人足賃金、手付金式両請取)	森嶋村名主 善兵衛㊤	北山村 伝右衛門殿、同村 次兵衛殿、精進川村 六郎右衛門殿	状	

G2	正徳元年卯9月7日	1711	請負申馬之事(朝鮮人来礼につき、村方割付の馬一疋に付金三分式朱にて請負申し候)	江尻町馬請負人 与兵衛㊟、同所証人 源次郎㊟	—	状	
G3	正徳元年寅12月	1711	琉球人朝鮮人入用惣割覚帳	—	—	横	
G4	正徳2年辰6月29日	1712	覚(富士川舟橋御役、官人往来人馬役割付の通り相勤め申し候)	北山村名主 次兵衛㊟、同所組頭 李左衛門㊟	望月伝左衛門殿	状	
G5	正徳2年辰	1712	覚(富士川船橋御役・官人往来人馬役内訳)	(北山村)		状	虫損
G6	(享保5年カ)子年12月	1720	覚(正徳年中朝鮮人来朝の節、江尻宿え詰め候人馬雇賃銀)	誰知行所何郡何村名主 誰印、組頭 誰印	小林又左衛門様御役所	状	
G7	延享4年卯8月9日	1747	差上申乍恐書付を以申上候(朝鮮人御伴吉原宿御賄入用につき入札希む者御座無く候)	富士郡北山村 六郎左衛門、留右衛門、惣兵衛	吉原宿ニ而 田中八兵衛様御手代様	状	
G8	寛延元年辰11月	1748	差上申一札之事(人馬代金、高百石に金三分宛にて一式請合申したく候)	—	大屋奎之助様御役所	状	
G9	寛延2年巳11月	1749	覚(朝鮮人通行の人馬掛けにつき)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、組頭彦兵衛、同断留右衛門	大屋奎之助様御役所	状	
G10	(宝暦2年カ)申10月8日	1752	覚(申年琉球人参向 御用人馬賃銭請取)	大屋奎之助手代 新嶋与右衛門㊟	北山村名主中	状	
G11	(宝暦2年カ)申11月13日	1752	覚(琉球人参向につき丸子と三嶋迄人馬雇賃銭残りの分請取)	大屋奎之助手代 宮崎与蔵㊟、江口文蔵㊟	右村々(北山村)名主中	状	
G12	宝暦2年申12月	1752	乍恐書付以奉願上候(琉球人帰国人馬役につき、他村並にて御役所より請負人へ仰付け候様願ひ候)	北山村 次右衛門、下柚野村 与市右衛門、鳥波村 重郎左衛門(他9名)	大屋奎之助様御役所	状	㊟なし
G13	(宝暦3年カ)西正月	1753	覚(琉球人帰国人馬雇賃請取)	大屋奎之助手代 杵田清七㊟、宮崎与蔵㊟、川村久内㊟	右村(北山村)名主中	状	
G14	宝暦10年辰8月	1760	乍恐書(付)を以申上候御事(蒲原宿当分助郷役免除願)	駿州富士郡北山村	宮村孫左衛門様御役所	状	(端裏書)「御役所差上ヶ候控 □□」
G15	宝暦10年辰10月	1760	乍恐書付を以御願申上候(蒲原宿助郷免除願)	富士郡北山村名主組頭惣百姓	—	状	G15とほぼ同文
G16	宝暦10年辰10月	1760	乍恐書付を以御願申上候(蒲原宿助郷免除願)	富士北山村 名主、組頭、百姓代	—	状	G14とほぼ同文
G17	宝暦11年巳10月	1761	乍恐書付を以申上候御事(日光御宮様御上京助人馬免除願)	—	会田伊右衛門様御役所	状	虫損、ヤブレ

G18	宝暦11年巳11月	1761	乍恐以書付奉願上候事(北山村山宮村宮内村助人馬免除願)	富士郡御料北山村名主 六郎左衛門(他2名)、同郡内藤民部知行所山宮村名主 与兵衛(他2名)、同郡石川藤太郎知行所宮内村名主 安左衛門(他2名)	会田伊右衛門様御役所	状	G19とほぼ同文、(端裏書)「御役所差上ヶ候下書」
G19	宝暦11年巳ノ11月	1761	乍恐以書付奉願上候事(北山村山宮村宮内村助人馬免除願)	富士北山 六郎左衛門(他2名)、山宮村 与兵衛(他2名)、宮内村 安左衛門(他2名)	会田伊右衛門様御役所	状	G18とほぼ同文
G20	宝暦11年巳□月	1761	乍恐書付を以御願申上候(日光御宮様御上京助人馬免除願)	駿州富士郡会田伊右衛門様御代官所北山村名主 六左衛門(他2名)、同郡内藤民部知行所山宮村名主 与兵衛(他2名)、同郡石河孝太郎知行所宮内村名主 安左衛門(他2名)	会田伊右衛門様御役所	状	(端裏書)「此書付を以御願申候 □□□ 候」虫損甚大
G21	明和元年申10月	1764	乍恐書付を以奉願上候(琉球人御通り人馬宿請負の儀免除願)	富士郡北山村名主 甚兵衛、組頭 善兵衛(他3名)、百姓代善左衛門(他1名)	小田切新五郎様御役所	状	G22とほぼ同文
G22	明和元年申10月	1764	乍恐書付を以奉願上候(琉球人御通り人馬宿請負の儀免除願)	北山村名主 甚兵衛⑩、組頭 善兵衛⑩(他3名)、百姓代 善左衛門⑩(他1名)	小田切新五郎様御役所	状	G21とほぼ同文
G23	明和元年申12月	1764	覚(琉球人宿継立人馬賃、参向帰国両度分請取)	小田切新五郎手代 石井甚蔵、森田重年	右村(北山村)名主衆中	状	
G24-①	明和元申12月	1764	覚(琉球人参府人馬賃永上外神村分請取)	石井甚蔵、森田重年	右村(上外神村)名主中	状	G24-①・②・③を1紙に下書
G24-②	(明和元年カ)	1764	覚(琉球人参府人馬賃永山宮村東組分請取)	—	—	状	
G24-③	(明和元年カ)	1764	覚(琉球人参府人馬賃永山宮村分請取)	—	—	状	
G25	明和2年酉5月	1765	乍恐書付を以奉申上候(北山村山宮村宮内村道中役御免除願)	駿州富士郡北山村名主 甚兵衛、内藤越前守知行所同州同郡山宮村名主 市郎左衛門、石川孝太郎知行所同州同郡宮内村名主 勝右衛門	小田切新五郎様御役所	状	
G26	明和2年酉5月	1765	証文之事(蒲原宿当分増助郷遠方村方人足共引き請け候)	戸右衛門⑩、太郎兵衛⑩	北山村名主 伝兵衛殿	状	「蒲原宿問屋 忠左衛門⑩、同年寄 徳左衛門」の奥書あり

G27	明和2酉6月	1765	乍恐書付を奉願上候事(北山村山宮村狩宿村往還役免除願)	小田切新五郎様御支配所駿州富士郡北山村名主 甚兵衛、内藤越前守知行所同州同郡山宮村、石川孝太郎知行所同村名主 勝左衛門、秋浦大知行所同州同郡狩宿村名主 伝右衛門	—	状	後欠
G28	明和2年酉10月	1765	乍恐以返答書を奉願上候(蒲原宿より出訴につき返答)	右三ヶ村(北山村、山宮村、狩宿村)惣代北山村名主 甚兵衛、与頭 留右衛門、山宮村名主 勝右衛門	御奉行所様	状	
G29	天明5年巳3月9日	1785	差上申一札之事(加助人馬勘弁触れ当て仰せ渡され候につき)	富士郡九ヶ村惣代精進川村組頭 彦市印、山宮村同 栄七印、蒲原宿年寄 半兵衛印(他1名)	道中御奉行所様	状	
G30-①	弘化4年末12月	1847	乍恐書付を以奉願上候(申酉両年の凶作以来困窮につき加助減免願)	松平内蔵允知行所駿州富士郡北山村名主 源左衛門、与頭 兵左衛門、百姓代 磯右衛門	御出役 町田庄三郎様、中川亮平様	状	G30-①・②を1紙に下書
G30-②	(弘化4年カ)未12月	1847	覚(村高内訳)	右村(北山村)名主 源左衛門、与頭 兵左衛門、百姓代 磯右衛門	御出役 町田庄三郎様、中川亮平様	状	
G31	嘉永元申年4月	1848	乍恐書付を以奉申上候(蒲原助郷役御免除願)	松平内蔵允知行所駿州富士郡北山村名主 磯右衛門(他4名)、右同断同署所同郡下条名主 久右衛門(他2名)、右惣代下条村相名主 佐左衛門	御奉行所様	状	
G32	嘉永3戌年10月	1850	為取替証文之写(蒲原宿助郷村々規定)	松岡村名主 弥兵衛、五貫嶋村名主 十左衛門、宮本村同 久五郎(他28名)	—	縦	「三ヶ村助郷九ヶ村惣代黒田村名主 仲助、青見村名主 茂七、増助郷貳拾ヶ村惣代栗倉村名主 安兵衛(他4名)」の奥書あり
G33	安政3辰年4月4日	1856	差上申御請証文之事(蒲原宿助郷休役及び減役につき請書)	松平伊予守岡部龍之助知行所駿州富士郡栗倉村惣代名主 安兵衛、大原太郎左衛門御代官所同郡長貫村惣代組頭 清造、駒木根大内記渡辺健次郎知行同郡羽鮒村惣代 名主藤八(他4名)	—	状	「蒲原宿役人物代年寄 □左衛門、沼津宿役人惣代問屋 八兵衛、年寄 与兵衛」の奥書あり、虫損
G34	慶応4辰年2月	1868	規定書(助郷村規定)	富士郡五味郷村、□之原村、柳島村(他17村)	—	縦	
G35	子12月8日	—	[廻状](来朝帰国の節出し候人馬につき書付取り差し出すべし)	江尻役所 三輪義助印	杉田村、栗倉村、大岩村(他2村)	状	前欠、後欠

G36	卯正月	—	乍恐書付を以奉申上候(正徳元年及び享保三年朝鮮人来朝の御役につき)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、組頭 留右衛門、同断 次右衛門	大屋奎之助様御役所	状	
G37	卯ノ正月	—	乍恐書付を以申上候(享保三年朝鮮人来朝の節、割合金出し申し候)	北山村名主 六郎左衛門、組頭 留右衛門、同断 次右衛門	大屋奎之助様御役所	状	
G38	卯7月27日	—	[船橋普請御見分の御奉行様方え御訴訟申す筈に御座候]	此書名主 五郎兵衛、同方右衛門	右八ヶ村中	状	
G39	卯9月6日	—	[蒲原宿当分助郷銀免除につき奥書]	右 又左衛門	道中御奉行所	状	前欠
G40	辰11月	—	覚(琉球人人馬役一金六両式分永百五十六文五分 勤め申し候)	北山村名主 六郎左衛門、組頭 安右衛門	大屋奎之助様御役所様	状	
G41	辰11月	—	覚(琉球人参向につき、片道人馬賃金六両式分永百五拾七文式分請取)	大屋奎之助手代 吉沢左七 [印]、新嶋与右衛門®	右村(北山村)名主中	状	
G42	辰12月	—	覚(琉球人帰国片道分人馬賃請取)	大屋奎之助手代 吉沢左七 [印]、新嶋与右衛門®	右村(北山村)名主中	状	
G43	未3月12日	—	覚(人足賃残金請取)	大宮町 三升や利兵衛®	北山村御名主中様	状	
G44	申年12月19日	—	覚(琉球人帰国入用四ヶ村分)	—	—	状	
G45	酉5月22日	—	覚(日光法会公家衆御通りにつき増助郷人足雇賃金四両請取)	戸右衛門®、太郎兵衛®、問屋市右衛門®	北山村名主衆中	状	
G46	酉5月	—	覚(御公家様御上京につき当分助郷人馬賃金三両受取)	藤口村 □右衛門®、太郎兵衛®	北山村 伝兵衛殿	状	
G47	9月6日	—	[蒲原宿当分助郷銀免除につき奥書]	宿 又左衛門	道中御奉行所	状	前欠
G48	—	—	差上申済口証文之事(蒲原増助郷雇人馬賃銀出入の済口証文)	小田切新五郎御代官所駿州庵原郡蒲原宿問屋惣代 忠左衛門印、北山村山宮村狩宿村三ヶ村惣代名主 甚兵衛印、組頭 留右衛門印(他1名)	道中御奉行所様	状	
G49	—	—	乍恐書付を奉願上候(北山村山宮村狩宿村加助役免除願)	(北山村、山宮村、狩宿村)	—	状	
G50	—	—	覚(御公家衆御三卿様御参向につき廻状)	吉原宿問屋 佐助	右村々御名主衆中	状	ヤブレ、一部欠損
G51	—	—	[村々人馬役触当]	—	—	状	前欠、後欠

H 水利・土木

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
H1	享保12年未ノ12月	1727	富士郡北山村掛樋御掛替御入用積(長拾八間 落札金百弍拾五両弍分)	富士郡北山村札主 伝兵衛、同断 友右衛門、同断 政右衛門、請人組頭 善左衛門(他1名)	駿府会田伊右衛門様御役所	縦	
H2	延享元年子9月	1744	乍恐書付を以申上候(北山村掛樋の儀、組合村連判を以て御役所へ願状差し上げ申し候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 五兵衛㊟、同勝左衛門㊟(他2名)	大屋奎之助様御役所	状	(端裏書)「樋書上ヶ控」
H3	延享2年丑7月	1745	乍恐書付を以申上候(北山村内掛樋 長拾八間敷六尺 掛替願)	駿州富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同五兵衛㊟(他2名)	大屋奎之助様御役所	状	
H4	延享2年12月	1745	掛樋御見分并ニ破損入用共ニ割帳	—	—	横	
H5	延享3年寅6月	1746	渡井掛諸入用割覚 とら六月	—	—	横	
H6	(寛延2年カ)12月9日	1749	[書状](甚之丞所持の畑林その他、用水堀普請所へ売り払いたく申し候)	上井出宿 齊藤半兵衛	同村 六郎左衛門様	状	前欠、後欠
H7	寛延2年巳極月	1749	売渡シ申林之事(堰所土地売渡証文 代金壹両)	林売主上井出村 甚之丞㊟(他1名)、同所証人 三郎兵衛㊟(他1名)、同所組頭友左衛門㊟(他1名)	北山村名主 六郎左衛門殿	状	
H8	宝暦4年戌7月	1754	乍恐書付を以御注進申上候(数度の大雨にて堰所繰り返し押し流れ候につき)	名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟	—	状	
H9	宝暦8年寅3月	1758	中出堰梓諸入用割 七ヶ村割合覚	北山村	—	横	
H10	宝暦8年寅8月	1758	乍恐書付を以御注進申上候(大雨にて富士山大谷大川原満水流れ候につき)	北山村名主 六左衛門㊟	宮村孫左衛門様御役所	状	
H11	宝暦8年寅9月日	1758	覚(大川原、石切れ候所に普請につき一札)	上井出宿組頭 安左衛門㊟、同断 定右衛門㊟(他2名)、名主 半兵衛㊟(他1名)	北山村名主組頭中	状	
H12	宝暦14年申2月	1764	差出申一札之事(大窪沢掛渡井大破につき掛替普請願)	何之誰知行所名主誰印	会田伊右衛門様御役所	状	雛形カ
H13	(明和元年カ)申3月	1764	[前々御普請仕来り書上]	駿州富士郡北山村名主 甚兵衛㊟、組頭 伝兵衛㊟、同 善兵衛㊟(他3名)	—	状	前欠

H14	(明和元年カ)申6月	1764	乍恐書付を以奉願上候(掛渡井之儀、往古より御公儀様御入用を以て御掛け替え下され候)	富士郡北山村名主 甚兵衛、組頭 善兵衛、同 惣兵衛(他1名)	会田伊右衛門様御役所	状	
H15	明和元年8月	1764	乍恐書付を以奉申上候(用水路懸渡井普請につき村請御免願)	富士郡北山村名主 甚兵衛、組頭 兵右衛門、宮原村名主 善兵衛(他5名)	会田伊右衛門様御役所	状	H16とほぼ同文
H16	明和元年申8月	1764	乍恐書付を以奉申上候(用水路懸渡井普請につき村請御免願)	組合村方	—	状	H15とほぼ同文
H17	(明和元年カ)申年9月	1764	乍恐書付を以申上候(近年水引取り悪敷、水路・渡井大破につき田成高減少仕り候)	北山村名主 甚兵衛、組頭 勝右衛門	会田伊右衛門様御役所	状	
H18	明和元年申11月	1764	乍恐書付を以奉願上候(御下知金高にては掛渡井仕立て難く候)	富士郡北山村名主 甚兵衛、同郡上外神村名主 仲右衛門、同郡下外神村名主 半兵衛(他3名)	会田伊右衛門様御役所	状	
H19	(明和元年)申12月6日	1764	差上申御一札之事(大窪沢掛渡井につき、櫻木直段その外諸色減額承知仕り候)	富士郡北山村証人 友八㊦、請人 沖右衛門	元三郎様、鉄三様、源左衛門様	状	「北山村名主 甚兵衛㊦」の奥書あり
H20	(明和元年)申12月8日	1764	御願ニ付奉申上候(本門寺領へは渡井入用割懸御座無く候))	北山村名主 甚兵衛、組頭 善兵衛、百姓代 善左衛門	村々	状	
H21	明和元年申12月	1764	口上之覚(用水惣堀樋高掛りの事、本門寺は往古より出し来り申さず候)	駿州富士郡北山重須 本門寺	—	状	
H22	(明和元年カ)	1764	乍恐書付以奉申上候(掛渡井普請金高減額にて、御請け御免願い上げ候)	—	—	状	後欠
H23	(明和元年カ)	1764	乍恐書付を以奉願上候(掛渡井普請落札直段減し方仰せつけられ候につき)	—	—	状	後欠
H24	(明和元年カ)	1764	覚(北山用水懸渡井御入用板直段書上)	—	—	状	後欠
H25	(明和2年カ)酉ノ正月	1765	請負一札之事(大窪沢掛渡井普請長式拾間請負 惣高六拾九兩余)	北山村請負人 沖右衛門㊦、同断 友八 ㊦	組合村々名主組頭衆中	状	
H26	明和2年カ)酉正月	1765	請負一札之事(大窪沢掛渡井 長式拾間 惣金高六拾九兩余)	北山村請負人 沖右衛門、同断 友八	組合村々名主組頭衆中	状	
H27	(明和2年カ)酉2月29日	1765	乍恐書付を以申上候(掛渡井用諸色見分願)	北山村請負人 沖右衛門、同村名主 甚兵衛	小田切新五郎様御役所	状	

H28	(明和2年カ)酉2月	1765	請負一札之事(大窪掛渡井富士山御林擧拾本持通一色請負 金八両壹分)	請負人 吉左衛門㊟、証人 五左衛門㊟、組頭 伝兵衛㊟	沖右衛門殿	状	
H29	(明和2年カ)酉年2月	1765	請負一札之事(大窪沢掛渡井 長式拾間 大工賃金四両貳分壹朱)	請負人坂下組 彦右衛門㊟、証人 市右衛門㊟	沖右衛門殿	状	
H30	(明和2年)酉2月	1765	請負一札之事(富士山御林 材木拾本根伐り角取り一色 金壹両貳分七百五十文)	請負人□□ 利右衛門㊟、証人 貫間 十左衛門㊟	沖右衛門殿	状	
H31	(明和2年カ)酉2月	1765	請負一札之事(杵板拵一色請負)	請負人下組権左衛門㊟、請人	仲右衛門殿	状	
H32-①	明和2年酉3月21日	1765	乍恐書付を以申上候(大窪沢掛渡井御普請御用木改め候処、相違無く候)	請負人 沖右衛門、証人 留右衛門、名主 甚兵衛	山治藤蔵様	状	H32-①・②は1紙に下書、裏書あり)
H32-②	明和2年酉	1765	乍恐書付を以申上候(大窪沢掛渡井御普請御用木、御役人御見分相済み候)	請負人 沖右衛門、証人 留右衛門、名主 甚兵衛	駿府 小田切親五郎様御役所		
H33-①	(明和2年カ)酉4月28日	1765	乍恐以書付申上候(北山村掛渡井普請、皆出来仕り候につき御届)	北山村請負人 沖右衛門、同村名主 甚兵衛	小田切新五郎様御役所	状	H33-①・②は1紙に下書
H33-②	(明和2年カ)酉4月28日	1765	乍恐以書付奉願上候(北山村掛渡井普請、皆出来仕り候につき御届)	北山村組頭 沖右衛門	御役所	状	
H34	明和2年酉4月	1765	奉請取御金之事(掛渡井普請金のうち廿六両請取)	富士郡北山村請負人 沖右衛門、同村名主 甚兵衛	小田切新五郎様御役所	状	
H35	明和2年酉4月日	1765	差出申一札之事(渡井普請につき北山村并近郷五ヶ村より請負人へ申し立て候一件内済)	北山村御普請御請負人 沖右衛門、友八、同所名主 甚兵衛	傳右衛門、只右衛門、喜右衛門(他5名)	状	(端裏書)「三月晦日 四月朔日 双方相済申候」
H36	明和2年酉5月	1765	古木預り証文(懸渡井御普請につき古木八本古板拾枚預り)	北山村名主 甚兵衛、組頭 善兵衛(他2名)、百姓代 善左衛門	小田切新五郎様御手代 山路幸八殿	状	
H37	明和2年酉5月	1765	差上申一札之事(掛渡井普請に付水下五ヶ村故障申し出の一件済口証文)	北山村名主甚兵衛(他2名)、山宮村名主 市郎右衛門(他1名)、宮内村名主 勝右衛門(他6名)	小田切新五郎様御手代 渡辺庄四郎殿、山路幸八殿	状	「狩宿村名主 伝右衛門(他1名)、上井出新田村組頭 喜右衛門、北山村樋上組頭 与市右衛門(他4名)」の奥書あり
H38	(明和2年カ)	1765	[名主甚兵衛并請負人済口証文](用水御普請につき)	—	—	状	前欠、後欠

H39	明和9年辰3月日	1772	指出シ申一札之事(近年道筋荒れ候処、野水西澤へ払い下され忝く存じ候)	馬場村伊兵衛◎、同 吉兵衛◎ (他3名)組頭 与兵衛◎	名主 善右衛門殿	状	
H40	寛政2年戌6月日	1790	差上申一札之事(堰役遅滞につき詫書)	棧敷組本人 勝左衛門◎(他3名)、辻組本人 左衛門◎(他1名)、棧敷組合惣代 市右衛門◎	組頭衆中、御名主中	状	
H41	寛政12年4月	1800	乍恐書付以奉願上候(無間ヶ谷大水にて堰式ケ所流失につき見分願)	御知行所富士郡北山村名主 沖右衛門(他2名)、永田淡路守知行所同郡上外神村名主 与三右衛門(他2名)、岡部内記知行所同郡下外神村名主 十左衛門(他7名)	—	状	
H42	寛政12年申7月	1800	[願書](八ヶ村呑水差し支え候あいだ、御普請願い上げ候)	御知行所北山村名主 仲右衛門(他2名)、永田淡路守知行所上外神村名主 与三右衛門、岡部内記知行所下外神村名主 十左衛門(他1名)	—	状	
H43	(寛政12年)申	1800	乍恐書付以奉願上候(無間ヶ谷大水にて堰式ケ所流失につき普請願)	—	—	状	
H44	文化2年丑11月	1805	為取替申済口証文(無間谷沢満水の節水除け致し候儀につき)	—	—	状	
H45	文化8年未閏2月	1811	駿河国富士郡北山村上外神村下外神村宮原村山宮村宮内村組合掛樋仕様帳(字大久保沢用水掛樋長廿間 小以金七拾壺両三分貳朱永八文六分七厘六ケ)	松平斧太郎知行所北山村名主 清兵衛、秋山十右衛門知行所宮原村名主 元次右衛門、内藤駒之丞知行所、山宮村名主 幸右衛門	—	縦	
H46	文化8未年7月	1811	堰入用六ヶ村割合勘定帳	北山村名主◎	村々御名主衆中	横	
H47	文化10年酉12月	1813	堰入用割合帳	名主 友左衛門	—	横半	
H48	文化11年5月	1814	売渡シ申畑之事(用水堀筋畑売渡証文 代金壹分)	上井出村売主 藤蔵◎、組頭 八郎兵衛◎、組合 清蔵◎(他1名)	北山村御役人中様	状	
H49	文化11戌年8月	1814	用水堀堰所御普請目論見帳(字大口水門他三ヶ所 永四拾四貫九拾九拾五文五分貳厘)	北山村	—	縦	
H50	文化13年子7月2日	1816	堰入用附立割付帳	北山村名主 友左衛門	右村々名主衆中様	横半	
H51	文化14丑年7月	1817	堰入用六ヶ村割付帳	北山村名主◎	右村々御名御中	横半	

H52	文政3辰年7月	1820	用水堀堰普請目論見帳 控(字大口より下堰所御普請)	松平内蔵允知行所駿州富士郡北山村外七ヶ村	—	縦	
H53	文政4年巳12月	1821	堰六ヶ村入用附立帳 控	北山村 名主	—	横半	
H54	文政8酉年6月	1825	乍恐書附を以奉願上候(犬久保・邯鄲沢堰所大破につき普請願)	永田幾太郎知行所駿州富士郡上外神村名主 惣兵衛、岡田内記知行所同州同郡下外神村名主 庄左衛門、秋山修理知行所同州同郡宮原村名主代 半蔵(13名)	御地頭所御役人中様	状	
H55	文政8年酉ノ6月	1825	売渡申一札之事(用水入用土地売渡証文 代金三分)	上井出売主 忠治右衛門◎、組合 吉兵衛◎、組合 忠七◎	北山村御役人衆中様	状	「名主 平治右衛門◎」の奥書あり
H56	文政10年亥4月	1827	入置申一札之事(用水堀替の地所売渡証文)	上井出村売主甚之丈◎、清蔵◎(他1名)、世話人竹川 半兵衛◎(他1名)	北山堀下御村役人衆中	状	「名主勇右衛門◎」の奥書あり
H57	文政11年子3月	1828	売渡申堀添地之事(用水堀添地売渡証文 代金壹分)	上井出宿売主 要左衛門◎、組合 清助◎、同断定右衛門◎	北山村御役人衆中	状	「名主 忠治右衛門◎」の奥書あり
H58	文政13年寅6月	1830	永代売渡申地割之事(水堀敷地売渡証文 代金壹両貳朱)	上井出宿売主 藤右衛門◎、同組合 源兵衛◎、同証人 忠八◎	北山村御名主御当番 伊兵衛殿	状	「上井出宿名主 忠治右衛門◎」の奥書あり
H59	天保2年卯3月	1831	[乍恐書付を以奉願上候](万野原通水のため上井出河原にて分水の上新規別堀立てられ候につき)	北山村名主 良左衛門(他2名)、上井出村ナ 勇右衛門(他2名)、狩宿村 伝右衛門(他17名)	葦山御役所御役人中様	状	前欠
H60	天保4年巳4月	1833	差上申請書之事(お定めの村分水口、樋類仕立て伏せ込み申すべく候)	杵浦勘解由知行所駿州富士郡上井出村新田組頭 勇右衛門(他2名)、狩宿村組頭 弥左衛門(他1名)、松平時三郎知行北山村組頭 利七(他20名)	江川太郎左衛門御手代 松岡正平殿	状	
H61	天保5午年4月	1834	用水堀御普請目論見帳(邯鄲沢掛樋 長拾四間 合金五拾九兩ト永五百六拾九文壹分)	内藤十左衛門知行所駿州富士郡山宮村名主 万平◎、石河大隅守知行所駿州同郡宮内村名主 定兵衛◎、御知行所北山村名主 良左衛門(他4名)	厚原御役所	縦	
H62	天保5年午12月	1834	差出申一札之事(大窪沢掛樋普請杵取木挽大工請負証文 代金拾五両)	中井出組請負人 要蔵◎、坂下組 弥四郎◎	七ヶ村御名主中	状	
H63	天保13年寅7月日	1842	売渡シ申林之事(北山用水堀敷地売渡証文 代金三分貳朱)	上井出村売主 喜右衛門◎、同断 竹松◎、証人 丈右衛門◎(他1名)	北山村御役人衆中様	状	「上井出村名主 利右衛門◎」の奥書あり

H64	天保14卯年3月	1843	駿河国富士郡北山村上外神村下外神村宮原村山宮村宮内村大宮町用水掛樋御入用帳(大久保沢用水掛樋 長 式拾間 金拾五兩 式文五分八厘)	山宮村名主 儀右衛門㊟、宮内村名主 栄蔵㊟(他3村名主)、御知行所北山村名主 定右衛門㊟(他4名)	—	縦	
H65	天保14卯年9月	1843	埋樋御普請目論見帳 控(大久保沢埋樋普請并水門枠式ヶ所普請)	江川太郎左衛門御代官所駿州富士郡大宮町名主 金兵衛㊟、内藤口之丞知行所同郡山宮村 儀右衛門㊟(他5名)、御知行所北山村名主 定右衛門㊟(他4名)	厚原御役所	縦	一部㊟なし
H66	天保15辰年10月	1844	乍恐書付を以奉願上候(堰入用手当金先規の通り御下げ願ひ上げ候)	北山村百姓惣代 沖右衛門、同 弥兵衛、同 宗平(他17名)	厚原御役所	状	(端裏書)「堰入用願書控」
H67	弘化3年年12月	1846	掛樋普請入用割合帳	北山村名主 兵左衛門	—	横	
H68	弘化3年年12月	1846	字耶那用水掛樋御普請目論見帳(耶那沢掛樋 長拾四間 金三拾九兩ト永式百拾九文壹厘)	内藤口之丞知行所駿州富士郡山宮村名主 留兵衛㊟、石川又六郎知行所同郡山宮村名主 伴右衛門㊟(他6名)、御知行所同郡北山村名主 兵左衛門㊟(他4名)	厚原御役所	縦	一部㊟なし
H69	嘉永3年戌2月	1850	駿河国富士郡北山村上外神村下外神村宮原村山宮村同東組大宮町組合掛樋仕様帳控(用水掛樋 長式拾間 合金百六兩永四拾八文四分八厘)	江川太郎左衛門御代官所大宮町名主 仁右衛門㊟、秋山主殿知行所宮原村名主 権右衛門㊟(他4村名主)、御知行所北山村名主 要右衛門㊟(他4名)	厚原御役所	縦	
H70	嘉永3年戌4月日	1850	為取替申一札之事(大久保河原埋樋普請のため買い取り候地所につき)	—	—	状	
H71-1	嘉永3年4月	1850	差出申一札之事(大久保河原埋樋除け、其御村方へ障り候につき詫)	—	内野村御村役人中様	状	H71-2とほぼ同文、「立入人狩宿 弥右衛門、上井出 幸右衛門」の奥書あり
H71-2	嘉永3年4月	1850	差出申一札之事(大久保河原埋樋除け、其御村方へ障り候につき詫 北山村役場写)	井筋惣代北山村名主 要左衛門印、山宮村名主 利助印、宮原村名主 権右衛門印	内野村御村役人中様	綴	H71-1とほぼ同文、北山村役場罫線用紙に書写、「狩宿村立入人 弥右衛門印、上井出村立入人 幸右衛門印」の奥書あり

H72	嘉永3年戊7月	1850	北山村分内用水路地所証文之写	北山村名主 要右衛門	—	縦	
H73	嘉永3年戊9月	1850	差出申請取一札之事(犬窪河原埋樋普請請負 代金拾三両)	北山村大工 国三郎㊟、同同 半兵衛㊟、下外神村同 重蔵㊟	九ヶ村御組合村々御名主中	状	
H74	嘉永4巳年2月	1851	内野村分用水路地所証文之写帳	北山村名主 初右衛門	—	縦	
H75	嘉永5子年5月	1852	内為取替規定書之事(宮原村より北山村へ掛り出訴掛け合い中の用水路一件につき)	富士郡宮原村長百姓 伴七、与兵衛、百姓代 藤兵衛(他13名)	北山村御役人中	状	「秋山主殿内 小林角左衛門」の奥書あり
H76	嘉永5子年5月	1852	内為取替規定書之事(宮原村より北山村へ相掛り出訴掛け合い中の用水路一件につき)	富士郡北山村名主 要左衛門(他6名)星山村名主 茂作、取扱人 大久保村名主 儀伯(他16名)	宮原村御役人中、下外神村御役人中、上外神村御役人中	状	「松平下野守内 大村和曾兵衛」の奥書あり
H77	嘉永5年子5月	1852	[内為取替規定書之事](宮原村・両外神村より北山村へ相掛り出訴掛け合い中の用水路一件につき)	富士郡北山村名主 要左衛門㊟(他8名)、取扱人 星山村名主 茂作㊟(他6名)、用水組合立会人 上井出村名主 幸右衛門(他7名)	宮原村御役人中、下外神村御役人中、上外神村御役人中	状	「松平下野守内 大村和曾兵衛㊟」の奥書あり
H78	安政3辰年11月日	1856	濟口一札之事(井筋普請につき人足の者貴殿麦畑へ相障り、詫び入れ候処ご承知下され候)	北山村名主 伝兵衛、宮原村名主 甚右衛門、宮内村名主 恒蔵(他2名)	横手沢村 忠蔵殿	状	
H79	安政4年10月	1857	乍恐書付を以奉願上候(かんたん沢掛樋大雨にて流出仕候につき)	江川太郎左衛門御代官所駿州富士郡大宮町名主 平左衛門㊟、永田伊織知行所 同郡上外神村 名主与三右衛門㊟、岡部龍之介知行所同郡外神村名主 惣右衛門(他14名)	厚原御役所	状	(端裏書)「下書」
H80	安政4巳年10月	1857	[邯鄲沢掛樋等普請願](大雨にて破損流出につき)	富士郡大宮町役人惣代名主 仁右衛門、松平伊予守知行所同州同郡北山村名主 初右衛門、永田伊織知行所同州同郡上外神村 名主与三右衛門(他6名)	—	状	前欠
H81	安政4巳年11月3日	1857	乍恐以書付奉願上候(上井出村役人へ水世話人差添の儀願いたく候)	大宮町与頭平左衛門㊟、上外神村名主 与三左衛門㊟(他6村)、御知行所北山村名主 初右衛門(他2名)	厚原御役場	状	

H82	安政4巳年11月6日	1857	乍恐以書付奉願上候(邯鄲沢掛樋新規掛替延年仕り候間、繕い入用金他三拾兩三分余りお下げ願ひ上げ候)	江川太郎左衛門御代官所駿州富士郡大宮町与頭 平左衛門◎、永田伊織知行所同郡上外神村名主 与三右衛門◎(他6名)、松平伊予守知行所同郡北山村名主 初右衛門◎(他3名)	厚原御役場	状	
H83	安政4巳年11月	1857	乍恐書付以奉願上候(北山村外八ヶ村用水路水配人につき)	江川太郎左衛門支配所駿州富士郡大宮町組頭 平左衛門、松平伊予守知行所同郡北山村名主 初右衛門、永田伊織知行所同郡上外神村名主 □右衛門(他6名)	御陣屋	状	
H84	安政4年巳11月	1857	用水路普請目論見帳控(満水除石枰 他四ヶ所 惣メ金三拾兩三分永八拾九文三分)	江川太郎左衛門御代官所駿州富士郡大宮町役人惣代組頭 仁右衛門◎、永田伊織知行所同郡上外神村名主 与三右衛門◎(他6名)、御知行所同郡北山村名主 初右衛門◎(他6名)	厚原御役所	縦	一部◎なし
H85	安政4巳年11月	1857	掛樋御普請目論見帳控(邯鄲沢用水掛樋 長拾間 他一ヶ所 合永六拾三貫五百八拾九文五分)	江川太郎左衛門御代官所駿州富士郡大宮町役人惣代 仁右衛門◎、永田伊織知行所同郡上外神村名主 与三右衛門◎(他6名)、御知行所同郡北山村名主 初右衛門◎(他6名)	厚原御役所	縦	
H86	安政4巳年11月	1857	乍恐以書付奉願上候(邯鄲沢掛樋普請、正月中取り掛かりたく候)	御支配所駿州富士郡大宮町与頭 仁右衛門、松平伊予守知行所同郡北山村名主 初右衛門、杵浦主税知行所同郡上原村与頭 卯之吉	葦山御役所	状	
H87	安政6年末3月15日	1859	堰入用人足覚帳	貫間組代源兵衛	—	横	
H88	安政6年末4月12日	1859	用水路犬久保一件諸入用帳	名主 源兵衛	—	横	
H89	安政6年4月	1859	差出申詫書之事(犬久保用水堀埋樋満水除石積につき)	北山村名主 要右衛門(他2名)、上井出村立入人 竹川万作、北山村同断 竹川文次右衛門(他2名)	上井出村御役人中	状	
H90-1	安政6年末7月19日より	1859	上井出一件諸雑用調帳	北山村名主 源兵衛	—	横	

H90-2	安政6年7月	1859	上井出一件諸入用控帳	—	—	横	
H91	安政6末年7月24日	1859	差出申手続書之事(上井出村藤八殿へ欠所見舞金受取書の写し差し遣わし候)	北山村役代 文左衛門㊟	大鹿村 口兵衛殿	状	
H92	安政6年末9月	1859	奉差上御請書之事(用水路一条につき賄賂金差し出し候儀一切これ無く候)	御知行所富士郡北山村 百姓 初右衛門㊟、同 利右衛門㊟(他3名)、名主 要右衛門㊟	厚原御役所	状	(端裏書)「下書 控」
H93	安政6末年9月	1859	乍恐書付を以奉願上候(北山用水路一件につき北山村より賄賂差し出し候儀露頭に及び候)	杵浦主税知行所上井出村百姓代 豊吉、同 瀧左衛門、同 要吉(他1名)	厚原御役所	状	
H94	安政7年5月9日	1860	五月せ儀砂さら役合覚帳	北山下四組	—	横	
H95	万延2酉年2月	1861	[新規埋樋普請願](大雨にて掛樋流出につき)	今川要作別廉当分御預所駿州富士郡大宮町組頭 与市(後欠)	—	状	前欠、後欠
H96	文久元年酉4月	1861	乍恐以書付奉歎願候(宮原村他式ヶ村新堀しつらえ、芝川附村々故障申し出候)	松平伊予守知行所右村(北山村)代役 市左衛門㊟、同 幸吉、与頭 仙右衛門㊟	元市場御役場	状	
H97	文久元年酉4月	1861	御請書之事(邯鄲沢模様替えにつき、容易に一同致すまじき旨承知仕り候)	狩宿村役人惣代 庄左衛門、上井出村惣代 豊吉	柳嶋御役所	状	
H98	(文久元年)酉6月26日	1861	差上申御受書之事(邯鄲沢埋樋へ故障申し立ての村あらば、子細の書付取り置き差し出すべく候)	松平伊予守知行所駿州富士郡北山村小前村役人惣代年番名主 市左衛門、組頭 彦左衛門	寺社御奉行所様	状	
H99	(文久元年)酉6月	1861	規定一札之事(邯鄲沢埋樋普請につき仮規定)	下条上井出村	—	状	
H100	(文久元年)酉6月	1861	議定書(邯鄲沢埋樋普請につき)	北山村下条	—	状	
H101-1	文久元年酉6月	1861	議定違変出入	松平伊予守知行所駿州富士郡北山村小前役人惣代 年番名主 訴訟人 市左衛門、組頭同 彦左衛門	寺社御奉行所様	状	
H101-2	文久元年酉8月7日	1861	[差紙](来月十三日評定所罷り出で対決すべし)	河内、大膳、周防(他9名)			
H102	文久元年酉6月	1861	乍恐以書付御訴訟奉申上候(議定違変出入)	松平伊予守知行所駿州富士郡北山村小前村役人惣代年番名主 訴訟人 市左衛門、組頭同 彦左衛門	寺社御奉行所様	状	「河内印、大膳印、周防印(他9名)」の奥書あり、端裏書あり
H103	文久元年酉8月18日	1861	[差出申一札事](金谷橋掛替・繕い入用規定書)	—	—	状	前欠

H104	文久元酉年11月	1861	差上申済口証文之事(邯鄲沢埋樋 議定違変出入内済)	北山村年番名主市左衛門煩に 付 代名主 兵左衛門、 組頭 彦左衛門、杵浦主税知行 所同州同郡上井出村百姓 藤八 (他3名)	御評定所	状	「兵左衛門㊟、彦左衛門 ㊟、差添人百姓代 周助㊟ (他7名)」の奥書あり
H105	文久2戊年3月	1862	済口証書之事(九ヶ村用水路の儀 につき内済熟談行き届き候)	松平伊予守知行所北山村名主 要右衛門㊟、杵浦主税知行所上 井出村名主 豊吉	柳島御役所	状	「当知行所富士郡上井出 村名主与頭 要吉」、「内藤 駒次郎知行所富士郡山宮 村名主□□(他5名)」の奥 書あり
H106	文久2年戌12月	1862	借用申金子証文之事(邯鄲沢并上 井出河原理樋普請金の内北山村 地頭所出金分 七拾五両壹分三 朱)	松平伊予守知行所駿州富士郡 北山村長百姓惣代 又左衛門 ㊟、同百姓代 喜平㊟、同与頭 八右衛門㊟(他1名)	両山宮村、両外神村、宮原村御 役人中	状	(包紙上書)「壺通入 五ヶ 村」
H107	(文久2年)	1862	乍恐書付を以奉願上候(埋樋普請 入用御伝馬金等相富み候につき、 暮金五拾兩御下げ願ひ上げ候)	御知行所駿州富士郡北山村百 姓代 喜平㊟、与頭 八右衛門 ㊟、名主 要右衛門㊟	厚原御役所	状	
H108	元治元年子10月	1864	乍恐以書付奉願上候(狩宿村先 名主伝兵衛帰役願)	用水堀組合六ヶ村惣代秋山衆 之助知行所宮原村名主 吉兵 衛、内藤駒次郎知行所同郡山宮 村名主 満平	御出役先 吉田丈左衛門様、嶋 田良造様	状	
H109	元治2年丑2月	1865	乍恐以書付御訴詔奉申上候(規定 違変出入)	右四ヶ村(大宮村、内藤駒次郎 知行所山宮村、石川又四郎知行 所山宮村、宮原村)惣代秋山虎 之助知行所駿州富士郡宮原村 名主 吉兵衛㊟、山宮村名主 満 平㊟	寺社御奉行所様	状	「駿州富士郡宮原村百姓 代 藤右衛門㊟、組頭 彦 左衛門㊟、名主 吉兵衛 ㊟」の奥書あり
H110	慶応元年丑6月	1865	乍恐以返答書奉申上候(宮原村・ 山宮村より私共相手取、議定違変 出入り申し立て候につき)	松平内蔵丞知行所富士郡北山 村名主代 又左衛門㊟、組頭 平 左衛門㊟、百姓代 利右衛門㊟	江川太郎左衛門御手附 木村十 一郎殿	状	
H111	慶応元年丑8月	1865	預申一札之事(水論一件為取替規 定書預り置き候)	野中村和吉㊟、淀師村儀左衛門 ㊟、大宮町忠助㊟(他1名)	本門寺、北山村外五ヶ村御役人 衆中	状	
H112	慶応元丑年8月	1865	[願書](本妙寺裏分水割合につき)	北山村名主代 又左衛門㊟、組 頭 □左衛門㊟(他2名)、百姓代 宗益㊟	江川太郎左衛門様御手附 井上 連吉様	状	前欠
H113	慶応元年丑10月	1865	水論諸勘定控帳	北山上組名主 彦左衛門	—	横	

H114	慶応2年寅正月	1866	掛樋御普請目論見帳(用水掛樋長式拾間 永三百廿九貫五百廿式文)	駿州富士郡北山村外六ヶ村	—	縦	
H115	明治2巳年正月21日	1869	本妙寺御普請目論見帳下書(本妙寺裏分水口下)	御領北山村百姓代 利左衛門、与頭 要左衛門、名主 幸吉	万野原御陸軍様	縦	
H116	明治2年巳3月	1869	水論一件埋樋入用控帳	北山村八ヶ村 名主 幸吉	—	横	
H117	明治2巳年6月	1869	埋樋御普請目論見帳(犬久保河原谷沢之通り埋樋御普請御入用帳取調べ村々連印を以て願上候)	御領分駿州富士郡北山村名主 幸吉◎、同州同郡上外神村名主 与三右衛門◎、同州同郡下外神村名主 岩松◎(他6名)	岩本御役所御役人衆中様	縦	
H118	明治3年年正月日	1870	売渡申堀筋証文之事(八ヶ村用水新堀筋 代金拾五両)	上井出村売主 忠兵衛◎、同吉兵衛◎(他6名)、狩宿村証人 卯ノ吉(他1名)	北山村外八ヶ村御役人中	状	「上井出村名主 藤八◎」の奥書あり、一部◎なし
H119	明治3年年2月日	1870	売渡申地所之事(八ヶ村用水新堀筋 代金三両式分)	上井出村売主 光立寺、且方惣代 豊吉◎、同 武平◎	北山村外八ヶ村御役人衆中	状	「名主藤八◎」の奥書あり
H120	明治3年年2月日	1870	売渡申堀御地所之事(八ヶ村用水新堀筋 代金五両)	上井出売主 忠兵衛◎、百姓代 吉平◎(他1名)、名主 藤八◎	北山村外八ヶ村御役人衆中	状	
H121	明治3年年3月22日	1870	覚(村方社木売渡 代金七拾両受取)	上井出村百姓代 源治郎◎、組頭 広吉◎、名主兼組頭 良助◎	北山村外八ヶ村御役中	状	
H122	明治3年年11月18日	1870	覚(橋代金四両請取)	上井出村 豊吉◎	北山村御役人衆中	状	
H123	巳年正月16日	—	[廻状](用水路水取場、近日中内見分罷り越し候)	岩本役所	□原村より内野村留り	状	
H124	巳年12月13日	—	せき割覚(堰入用書付宮原村分)	宮原村	—	状	
H125	未年3月18日	—	請負証文之事(樋籠枠 賃ビン四両式分ト錢七百拾式文)	請合人半左衛門◎、同断 五左衛門◎、組頭平兵衛◎	御名主中	状	
H126	未年6月17日	—	[書状](用水堀一件の儀につき)	上井出村名主 幸右衛門、狩宿村名主 伝右衛門	北山村御役人衆中様	状	
H127	未年11月23日	—	[廻章](堰入用割合仕りたく御出会願い上げ候)	北山村名主 源兵衛	上外神村、下外神村、宮原村(他4村)右村々御名主中様	状	(包紙上書)「廻条 北山村名主 上外神村様」
H128	申年11月	—	[本栖湖水掘割入用金につき覚]	葛山精一郎◎、門田退左右(花押)	北山村役人中	状	
H129	5月16日	—	[宮原村・山宮村出訴致し候用水路論所につき、勘定奉行土屋豊前様熟談の儀仰せ渡され候]	—	—	状	
H130	7月5日	—	[廻状](治水につき脇坂中務大輔様御渡し候御書附写)	—	—	状	

H131	—	—	規定一札之事(邯鄲沢埋樋に致すにつき、上井出村故障申す間敷管取り極め候)	駿州富士郡北山村小前村役人惣代名主 市左衛門(他1名)、秋浦主税知行所同国同郡上井出村小前村役人惣代組頭 瀧右衛門(他1名)	—	状	
H132	—	—	乍恐書付を以奉願上候(犬久保河原埋樋流失につき、普請願)	—	—	状	
H133	—	—	乍恐以書付奉願上候(宮原村・両外神村にて新井筋相立て候処、芝川付村々故障申し出候につき)	御知行所富士郡北山村名主文左衛門煩二付代兼 市左衛門(他2名)	—	状	
H134	—	—	乍恐書付を以奉願上候(犬久保掛樋大破につき普請願)	江川太郎左衛門御代官所富士郡大宮町	—	状	後欠
H135	—	—	乍恐書付以願上候(堰所数ヶ所仕立て用水引取候処、芝川付村々堰所残らず切り払い候につき)	—	—	状	
H136	—	—	乍恐書付を以奉申上候(潤井川に沢型でき、御田地へ砂押し込み候につき御注進)	—	御役所	状	添削を依頼する下書きか
H137	—	—	乍恐以書付奉申上候〔宮原村山宮村議定違変出入り申し立て候につき〕	—	—	状	虫損、後半固着
H138	—	—	乍恐以書付奉申上候(大窪沢渡井掛け替え木品につき)	—	—	状	後欠
H139	—	—	手形之事(山宮村と北山村の堀論につき詫書)	—	—	状	後欠

I 災害・救出

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
I-1	享保19年寅8月	1734	乍恐書付を以御注進申上候(大雨、北風立毛にあたり損毛仕り候)	北山村、宮原村、精進川村(他1ヶ村)名主組頭印	山田治右衛門様御役所	状	
I-2	(元文4年)未年5月	1739	乍恐書付以奉願上候(両作皆損につき、三両高御赦免願)	北山村名主 治兵衛、組頭 善左衛門、同 伝兵衛	永井源次郎様御役所	状	
I-3	寛保3亥年10月	1743	乍恐書付を以奉願上候(不作のうえ下直につき初納金日延願)	富士郡北山村名主 六郎左衛門◎、貫間組頭 源右衛門、下組組頭 五兵衛◎(他14名)	疋田庄九郎様御役所	状	一部◎なし

I-4	延享2年丑ノ2月	1745	乍恐書付を以御注進申上候(数度大雪風にて麦大損毛、茶皆損に相見え候)	北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 五兵衛㊟(他2名)	大屋奎之助様御役所	状	
I-5	延享2年丑5月6日	1745	乍恐書付を御注進申上候(去冬寒風強く、度々風雨仕り皆損に相見え候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 五兵衛㊟(他14名)	大屋奎之助様御役所	状	
I-6	延享2年丑5月	1745	乍恐書付を以御注進申上候(去冬雪風にて茶皆損仕り、当四月より雨風にて麦作皆損仕り候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同断 □ 衛㊟(他14名)	大屋奎之助様御役所	状	破れ、剥離
I-7	延享2年丑ノ12月	1745	乍恐書付を以奉願上候(兩作大違いにつき飢夫喰拝借願)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、五兵衛㊟(他28名)	大屋奎之助様御役所	状	
I-8	延享4年卯ノ4月	1747	乍恐書付を御注進申上候(昨冬雪風強く、富士山満水にて七ヶ所の堰押し流れ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟(他2名)	大屋奎之助様御役所	状	
I-9	延享5年辰4月	1748	乍恐書付を以御注進申上候(大霜度々降り、茶・麦大痛みに候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、組頭 伝右衛門㊟、留右衛門㊟(他14名)	大屋奎之助様御役所	状	一部㊟あり
I-10	寛延2年巳2月	1749	乍恐書付を以御願申上候(諸作皆損仕り、飢人数多御座候につき、夫食拝借願い上げ候)	名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟他16名	大屋奎之助様御役所	状	
I-11	寛延2年巳12月	1749	乍恐書付を以申上候(諸作半毛のうえ下直につき年貢減免願)	北山村組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟、同 平兵衛㊟(他13名)	大屋奎之助様御役所	状	「名主 六郎左衛門㊟」の奥書あり
I-12	宝暦2年申5月	1752	乍恐書付を以申上候(去冬雪風強く茶・麦大違いに候)	北山村名主、組頭	御役所	状	
I-13	宝暦4年戌7月	1754	乍恐書付を以御注進申上候(富士山満水、七ヶ所の堰数度押し流し候)	村中名主組頭連判ニ而御役所出し	御役所	状	(端裏書)「此書付御役所へ差出し申候」
I-14	宝暦5年亥4月	1755	乍恐書付を以申上候(大雪・寒風にて茶畑皆損につき御注進)	北山村名主 六郎左衛門、組頭 伝右衛門㊟	—	状	
I-15	宝暦6年子ノ5月	1756	乍恐書付を以御注進申上候(雪、寒風にて茶痛み、大雨にて出水田畑へ押し込み候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門、留右衛門、新右衛門(他13名)	—	状	一部㊟あり
I-16	宝暦6年子9月	1756	乍恐書付を以御注進申上候御事(風損・早につき年貢減免願)	—	—	状	
I-17	宝暦7年丑5月	1757	乍恐書付を以御訴申上候御事(水損につき御見分願)	—	—	状	

I-18	宝暦7年丑8月	1757	乍恐書付を以御訴申上候御事(茶麦皆損の上秋毛不作につき飢扶持拝借願い上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟(他13名)	小川新右衛門様御役所	状	
I-19	宝暦8年寅8月	1758	乍恐書付を以申上候(旱・長雨につき年貢減免願)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟(他13名)	宮村孫左衛門様御役所	状	一部㊟なし
I-20	宝暦9年卯ノ正月	1759	乍恐書付を以御願申上候(御年貢残金御未進に成し下され、夫食下し置かれ候様願い上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、伝右衛門㊟、留右衛門㊟(他13名)	宮村孫左衛門様御役所	状	
I-21	宝暦9年3月	1759	乍恐書付を以申上候(飢人三百人余りも御座候につき夫喰拝借願い上げ候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟(他3名)	宮村孫左衛門様御役所	状	
I-22	宝暦9年卯ノ9月日	1759	乍恐書付を以奉申上候(格別難儀の村方につき年貢減免願)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝右衛門㊟、同 留右衛門㊟(他13名)	宮村孫左衛門様御役所	状	
I-23	宝暦12年午5月	1762	乍恐書付を以御願申上候(雪霜数度降り両作皆損に候)	富士郡北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 伝兵衛㊟、善兵衛㊟(他13名)	会田伊右衛門様御役所	状	
I-24	明和9年辰11月	1772	一札之事(出火元善兵衛入寺御免の義、類焼方には否ケ間敷義御座無く候)	味噌之尾組類焼 喜左衛門㊟、同 市右衛門㊟(他3名)、組中惣代 半左衛門㊟	御名主中	状	
I-25	寛政2年戌8月日	1790	乍恐書付を御訴申上候(大風にて荏・煙草吹損毛仕り、大雨にて蕎麦等残らず押し埋り候)	北山村名主 彦左衛門㊟(他2名)、組頭惣代 伝兵衛㊟、百姓惣代 由右衛門㊟	厚原村御役所御役人中様	状	
I-26	寛政2戌年12月	1790	差上申一札之事(潰れ百姓弁納御年貢お引き下され有難く存じ奉り候)	峰組組頭 文蔵、半右衛門、甚右衛門(他2名)	厚原御役所様	状	「北山村名主磯右衛門、友左衛門、彦左衛門」(他13名)の奥書あり
I-27	文化4卯年12月7日	1807	乍恐書付以奉願上候(両年の早損、当秋違作につき年貢減免願)	北山村名主 勝右衛門㊟、同断長蔵、同断 □八(他6名)	厚原御役所	状	
I-28	文化5年辰9月	1808	乍恐書付以奉願上候(格別凶作につき年貢三分一減免願)	御知行所富士郡北山村名主 伝兵衛、同郡下条村名主 彦左衛門、同郡上稲子村名主 左近(他5名)	厚原御役所	状	(端裏書)「文化五年辰九月願書控 富士郡山方八ヶ村」
I-29	文政8年酉6月	1825	覚(近年凶作打ち続き困窮につき、上組中組下組貫間組へ三拾俵下し置くもの也)	地頭所御役所㊟	年番割元 清祖十郎との(他3名)	状	「藤江次□」の奥書あり、虫損甚大

I-30	文政8年酉9月	1825	〔乍恐書付を以奉願上候〕(前代未聞の不作につき御見分願)	大岩村百姓代 忠右衛門(他2名)、淀師村百姓代彦左衛門(他2名)、青木寄合組百姓代 金兵衛(他17名)	御地頭所様留御役人中様	状	前欠
I-31	文政9戌年11月	1826	乍恐書付を以奉願上候(貫間組他三組前々より困窮につき五ヶ年間米三拾俵ずつ御下げ願ひ上げ候)	御知行所駿州富士郡北山村貫間組与頭 伝右衛門◎、百姓代平吉◎、下組与頭 六郎左衛門◎(他5名)	御地頭所御役人中様	状	「右村名主 定右衛門◎、同 儀右衛門◎、当番名主 伊兵衛◎」の奥書あり
I-32	文政9戌年11月	1826	乍恐書付を以奉願上候(貫間組他三組前々より困窮につき五ヶ年間米三拾俵ずつ御下げ願ひ上げ候)	北山村貫間組与頭 伝右衛門、百姓代 平吉、下組与頭 六郎左衛門(他4名)	—	状	「定右衛門印、儀右衛門印、当番名主 伊兵衛印」の奥書あり
I-33	天保2卯年11月	1831	乍恐以書付奉願上候(困窮につき石直段にて上納仰せ付け下さる様願ひ上げ候)	御知行所北山村名主 良左衛門◎(他2名)、与頭惣代重左衛門◎(他2名)、百姓惣代平兵衛◎(他2名)	御地頭所御役人中様	状	
I-34	天保3辰年3月	1832	乍恐以書付奉願上候(凶作の上疫病・痘瘡流行につき、潰れ百姓高・病死人等相改め候)	北山村名主 伊兵衛(他2名)、与頭惣代 伝右衛門(他2名)、百姓惣代 平兵衛(他2名)	厚原御役所	状	
I-35	天保8酉年正月	1837	下知(昨年は始終雨勝にて諸作不熟につき難渋人共へ金子五両差し遣わし候)	地頭◎、大村和曾兵衛◎	北山村	状	
I-36	弘化2年巳7月	1845	乍恐書附を以奉願上候(違作の上に風損受け候につき御見分願)	北山村与頭 茂兵衛◎(他13名)、同 百姓惣代 磯右衛門◎(他2名)、名主 安左衛門◎(他2名)	厚原御役所	状	一部◎なし、(端裏書)「巳七月風損願書控」
I-37	嘉永3年戌7月23日	1850	乍恐書付を以奉願上候(格別の違作につき年貢減免願)	北山村百姓惣代 安兵衛◎(他2名)、組頭惣代 伊左衛門◎(他2名)、名主 友左衛門◎(他2名)	厚原御役所	状	
I-38	万延元申年5月	1860	乍恐書附〔を以奉願上候〕(霖雨、大風雨にて取り入れ皆無に候)	富士郡北山村与頭 善右衛門、百姓代 藤七、坂下 藤左衛門(他30名)	厚原御役所	状	(端裏書)「万延元年申年五月荒願書」、「小松市右衛門、小林伝兵衛」の奥書あり
I-39	万延2酉年2月	1861	奉差上御請書之事(両作違毛につき御救米として御収納米御用捨下され候につき)	—	—	状	
I-40	慶応4年辰8月	1868	乍恐書付奉願上候(大風雨・冷害につき上納猶予願)	当御料所駿河国富士郡北山村百姓代 弥吉、与頭 恒右衛門、名主 要左衛門	駿府町御奉行所	状	

I-41	午年3月	—	覚(北山村惣百姓困窮につき急夫食金七兩式分拝借仕り候)	北山村名主 六郎左衛門㊟、組頭 彦右衛門㊟、同 儀左衛門㊟(他3名)	宮村孫左衛門様御役所	状	
I-42	—	—	乍恐書付を以奉願上候(煙草風損のうえ下直につき年貢減免願)	—	—	状	
I-43	—	—	[卯年北山村飢人夫食米書上]	富士郡北山村	—	状	
I-44	—	—	書上げ覚(早損につき御見分願い上げ候控)	—	—	状	後欠
I-45	—	—	[願書](百姓難渋につき右入用お下げ下され候)	—	—	状	前欠

K 宗教・習俗・身分

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
K1	延享3年寅3月	1746	浅間御修復料金富士郡北山村御拝借人証文連判	富士郡北山村名主六郎左衛門、組頭伝右衛門㊟、同留右衛門㊟(他14名)	大屋奎之助様御役所	縦	
K2	延享3年寅3月	1746	浅間御修覆料金富士郡北山村御拝借人質地坪附連判帳	駿州富士郡北山村名主六郎左衛門	大屋奎之助様御役所	縦	拝借人㊟あり
K3	明和2年酉2月	1765	遣シ申書付之事(相果て候孫兵衛義、拙寺方一切差構い無く候)	精進川常鏡寺印	北山村新右衛門殿	状	
K4	寛政4年子12月	1792	当村番人古例格式之事	—	北山村番人伝八、栄蔵	状	
K5	享和3年亥正月	1803	入置申一札之事(住寺替につき止宿印形改め、金子老分請け取り候)	無量寺門弟 我良(花押)、□□(花押)	北山村御名主衆中	状	虫損、破れ欠損
K6	安政6年末4月15日	1859	覚(当秋権化のうち、御村取替金五両受納)	御師中西平太夫㊟	北山村御役人中	状	
K7	慶応2年丑12月	1866	奉公人請状(御地頭所へ一ヶ年間御奉公相定め、給金六兩式分借用申す処実証也)	奉公人厚原村定吉㊟、証人吉兵衛㊟、組合宇兵衛㊟	北山村御役人様	状	(包紙上書)「奉公人請状 老通 厚原村定吉」
K8	酉年2月	—	差出申一札之事(新右衛門家屋敷へ差し置き候孫兵衛と申す者、病氣につき貴寺へ取り置き願ひ候)	北山村組頭勝左衛門、同所同断安右衛門	本門寺御役人衆中	状	
K9	酉年11月6日	—	覚(講 壺口加入金老分受領)	志摩国答志郡磯部都波岐大神宮神主林十太夫	村方御役人中様	状	

K10	酉年11月10日	—	奉納覚(奉納金貳百疋受領)	不動院、満念寺代日正(花押)	北山村御役人中	状	
K11	2月20日	—	[書状](御人掛り御役人中へ御肴料成し下され候)	駿府 浅田屋清右衛門	北山村御組頭藤右衛門様	状	
K12	9月19日	—	占考(子年42才男 占い)	—	—	状	

L 絵図

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
L1	寛文13年丑2月	1673	上条村北山村論所絵図	駿州富士郡北山村名主次兵衛◎、上条村名主□左衛門◎、青木村扱人弥右衛門◎(他5名)	—	状	(端裏書)「北山村上条村論所絵図」
L2	宝永2年乙酉	1705	野論墨付絵図	—	—	状	
L3	—	—	上条村と論所絵図写	—	—	状	(端裏書)「上条村と論所絵図写」
L4	—	—	[北山用水絵図]	—	—	状	軸装
L5	—	—	[大久保沢掛樋絵図]	—	—	状	軸装

X 家

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
X1	寛保2年戌11月朔日	1742	濟口一札之事(庄右衛門跡式につき、七郎右衛門・庄右衛門後家濟口証文)	上組本人庄右衛門後家◎、五人組合市郎左衛門◎、源兵衛◎(他3名)	下組組頭五兵衛殿	状	
X2	寛延2年巳極月	1749	一札之事(身体引訳につき濟口証文)	棧敷組本人長左衛門◎、同長次郎、親類与一右衛門◎(他2名)	名主六郎左衛門殿組中	状	一部◎なし
X3	寛延3年午2月	1750	濟口一札之事(七郎右衛門へ割賦致し候畑につき)	下組七郎右衛門弟金右衛門◎、庄兵衛母つや◎	名主組頭扱人衆中	状	「つや」の奥書あり
X4	宝暦4年戌4月	1754	濟口証文之事(定右衛門と養父長左衛門、家徳割合につき濟口)	北山村棧敷組長左衛門、親類与市右衛門、組合仁左衛門(他1名)	名主六郎左衛門殿、宿扱人利右衛門殿	状	端裏書あり
X5	宝暦7年丑正□	1757	濟口一札之事(譲り金・畑等につき、四人の孫子内濟)	吉左衛門◎、惣兵衛◎、平七◎(他1名)	役人中	状	
X6	宝暦7年丑□□	1757	濟口一札之事(太右衛門跡式につき内濟)	斧右衛門◎、藤左衛門◎、安右衛門◎(他1名)	役人中	状	

X7	宝暦13年未11月	1763	扱済口一札之事(八右衛門家督につき、双方得心のうえ内済)	竹川甚八、北山村名主扱人甚兵衛、組頭同断徳右衛門(他2名)	おかちとの、おしげとの	状	
X8	宝暦13年未11月	1763	乍恐済口書付差上申候事(御林守下役竹川八右衛門家督相続につき出訴の件内済)	願人八右衛門娘かち(他2名)、相手方甚八㊟、北山村名主扱人甚兵衛(他3名)	会田伊衛門様御役所	状	一部㊟なし
X9	巳年5月	—	乍恐書付を以奉願上候(伝兵衛出奔致し行衛相知れ申さず、跡式妻へ下し置かれたく候)	富士郡北山村伝兵衛組合左衛門㊟(他2名)、親類伝右衛門㊟、与頭長左衛門㊟	柴村藤三郎様御役所	状	
X10	戌年極月20日	—	[書状](式分の金子冬中に御遣わし下るべく候)	同宿磯五郎	北山大久保村小林武八様	状	
X11	戌ノ極月25日	—	[書状](金三分冬中に御遣わし下さるべく候)	藤八	政右衛門様	状	

乙 断簡

番号	年月日	西暦	表 題	差出人(作者)	宛先	形	備考
Z1	寛保2年戌7月15日	1742	[書付連署]	組頭勘左衛門㊟、市右衛門㊟、伝兵衛㊟(他41名)	—	状	前欠、後欠
Z2	宝暦8年寅6月	1758	[書付](御改めにつき書付差上申候)	富士郡北山村名主六郎左衛門㊟、組頭伝右衛門㊟、同断長右衛門㊟	宮村孫左衛門様御役所	状	前欠
Z3	宝暦12年午ノ8月	1762	[書付末尾]	駿州富士郡北山村名主六郎左衛門、組頭伝兵衛㊟、善兵衛(他38名)	—	状	一部㊟あり、前欠
Z4	慶応2寅年正月	1866	[書付末尾]	(前欠)名主平左衛門、秋山虎之助知行所同郡宮原村同彦左衛門、岡部龍之助知行所同郡下戸外神村同岩松	厚原御役場	状	前欠
Z5	子年12月8日	—	[急廻状]	—	—	状	前欠、後欠
Z6	未年7月	—	[書付末尾]	十郎右衛門㊟、文右衛門㊟、弥七㊟(他2名)	御名主中様 勇右衛門殿	状	前欠、「下組組頭甚蔵㊟、中組組頭代儀右衛門㊟」の奥書あり
Z7	—	—	[書状](肴料等差し戻し候につき)	—	—	状	前欠、後欠
Z8	—	—	[書付末尾]	中組組頭惣兵衛㊟、百姓斧右衛門㊟、平七㊟(他14名)	名主甚兵衛殿	状	前欠
Z9	—	—	乍恐以書付奉申上候	—	—	状	後欠(表題と2行のみあり)

Z10	—	—	[書付末尾、16ヶ村役人連署]	松浦主税知行所駿州富士郡狩宿村名主伝右衛門(他15名)	厚原御役場	状	㊟なし、前欠
Z11	—	—	[当秋ノ夫錢、去戌年之夫錢]	—	—	状	署名㊟なし、前欠
Z12	—	—	[書付末尾]	兵右衛門㊟、斧右衛門㊟、永右衛門㊟(他6名)	柴村藤三郎様御役所	状	末尾のみ
Z13	—	—	[書付連署]	(前欠)猪頭村名主六郎兵衛印、組頭仲右衛門印、北山村名主治兵衛印(他7名)	—	状	㊟なし、前欠、後欠
Z14	—	—	[書付連署]	(前欠)同五郎右衛門㊟、同庄五郎㊟、同清次郎㊟(他18名)	—	状	前欠、後欠
Z15	—	—	金銭書上	—	—	状	ヤブレ 虫損
Z16	—	—	[書付連署]	(前欠)七郎左衛門㊟、組頭長左衛門㊟、長百姓弥三右衛門㊟(他13名)	名主治兵衛殿、同専右衛門殿	状	前欠、後欠
Z17	—	—	[書付連署]	藤左衛門㊟、伊右衛門㊟、仁左衛門㊟(他37名)	名主次兵衛殿、中井出組頭口右衛門殿	状	前欠、後欠

明治

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
明1	明治6年酉4月日	1873	差出申詫書一札之事(酒の上御役人様へ雑言を申し候につき)	当人 亀吉㊟、引請人 石川佐平㊟、立入人 御宿平左衛門㊟(他1名)	御役人中様	状	
明2	明治6年8月25日	1873	社寺上地反別書上帳	富士郡北山村戸長 渡井常蔵 印	静岡県参事 南部廣矛殿	横	
明3	明治8年1月	1875	地所譲渡質入押切帳	五小区北山村	—	横	「静岡県大二五小区北山村印」の角印あり
明4	明治8年乙5月31日	1875	地所売買押切簿	北山村	—	横	「静岡県大二五小区北山村印」の角印あり
明5	明治11年2月ヨリ	1878	地所売買押切帳	北山村役場	—	横	割印あり
明6-①	明治11年4月	1878	送籍記	北山村役場	—	横	明治6-①から明治6-④まで一括で仮綴
明6-②	明治12年4月	1879	寄留簿	北山村	—	横	
明6-③	明治17年7月ヨリ	1884	「第壱号」送籍口受簿	北山郵組戸長役場	—	横	
明6-④	明治17年7月1日ヨリ	1884	「第壱号」送籍割印簿	北山郵組宇山宮村戸長役場	—	横	

明7	明治11年9月	1878	記(北山村他6ヶ村用水路修繕入費請取)	渡辺登一郎(他5名)、光立寺 佐野日貞[印]、同寺旦那補証人 太田豊吉(他3名)	北山村外六ヶ村正副戸長御中	縦	「井出源造(印)」の奥書あり
明8	明治12年9月日	1879	為取換確定(新堀筋橋石積修繕につき示談行届き取り究め候規定)	上井出村戸長井出源造(印)	北山村外七ヶ村戸長御中	状	
明9-①	明治12年10月	1879	養仙坊文庫経蔵儲書無之上申書	静岡県下駿河国富士郡北山村日蓮宗興門派養仙坊兼務本門寺住職少教正 玉野日志(印)、檀中総代 小林平兵衛(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	明治9-①から明治9-⑧まで一括で仮綴
明9-②	明治12年10月	1879	養仙坊宝物古器物古文書無之上申書	静岡県下駿河国富士郡北山村日蓮宗興門派養仙坊兼務本門寺住職少教正 玉野日志(印)、檀中総代 小林平兵衛(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	
明9-③	明治12年10月	1879	正林寺宝物古器物古文書無之上申書	静岡県下駿河国富士郡北山村日蓮宗興門派正林寺兼務本門寺住職少教正 玉野日志(印)、檀中総代 望月利三郎(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	
明9-④	明治12年10月	1879	正林寺文庫経蔵儲書無之上申書	静岡県下駿河国富士郡北山村日蓮宗興門派正林寺兼務本門寺住職少教正 玉野日志(印)、檀中総代 望月利三郎(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	
明9-⑤	明治12年10月	1879	東陽坊文庫経蔵儲書無之上申書	静岡県下駿河国富士郡北山村日蓮宗興門派東陽坊住職教導職試補 子安順光(印)、檀中惣代 石川新次良(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	
明9-⑥	明治12年10月	1879	東陽坊宝物古器物古文書無之上申書	静岡県下駿河国富士郡北山村日蓮宗興門派東陽坊住職教導職試補 子安順光(印)、檀中惣代 石川新次良(他2名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	
明9-⑦	明治12年10月	1879	蓮行坊宝物古器物古文書無之上申書	静岡県下日蓮宗興門派蓮行坊兼務養運坊住職訓導井出日軽(印)、檀中総代 石川龍平(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛(印)	—	縦	

明9-⑧	明治12年10月	1879	蓮行坊文庫経蔵儲書無之上申書	静岡県下日蓮宗興門派蓮行坊兼務養運坊住職訓導 井出日軽㊟、檀中総代 石川龍平㊟(他1名)、右村戸長 加茂善兵衛㊟	—	縦	
明10-①	明治13年6月	1880	駿河国富士郡北山村本門寺末日蓮宗興門派妙善寺明細帳	静岡県管駿河国富士郡北山村本門寺末日蓮宗興門派妙善寺住職少講義 大井日詳㊟、法類訓導 井出日軽㊟、檀徒惣代 吉野孝七㊟(他2名)	—	縦	明治10-①から明治10-⑨まで一括で仮綴、現況図面を含む
明10-②	明治13年3月30日	1880	静岡県下駿河国富士郡伝法村日蓮宗本蔵寺明細取調帳	伝法村本蔵寺住職教導職試補 佐野英受㊟、右旦那惣代渡邊元平㊟(他1名)、右村戸長土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明10-③	明治13年2月2日	1880	静岡県下駿河国富士郡伝法村日蓮宗正法寺明細取調帳	正法寺住職教導職試補深澤春明㊟、右檀家惣代小林甚七(他1名)、右村戸長土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明10-④	明治13年5月	1880	静岡県下駿河国富士郡伝法村日蓮宗玄龍寺明細取調帳	玄龍寺住職教導職試補齊藤日暢㊟、旦那惣代池野忠八㊟(他1名)、戸長土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明10-⑤	明治13年5月14日	1880	静岡県下駿河国富士郡伝法村真宗勸正寺明細取調書	右寺兼務同郡神戸村常願寺住職教導職試補 赤淵了願㊟、右檀家惣代吉原駒 佐藤直兵衛㊟(他1名)、戸長 土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明10-⑥	明治13年4月	1880	静岡県下駿河国富士郡伝法村日蓮宗妙永寺明細取調帳	妙永寺住職教導職試補鈴木智省㊟、旦那惣代深澤茂平㊟(他1名)、戸長土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明10-⑦	明治13年4月	1880	静岡県下駿河国富士郡伝法村時宗泰徳寺明細取調帳	泰徳寺住職教導職試補 蓮沼智広㊟、旦那惣代深沢長平㊟(他1名)、戸長土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明治10-⑧	明治12年10月	1779	静岡県下駿河国富士郡伝法村日蓮宗本光寺明細取調帳	本光寺住職試補教導 渡邊日正㊟、右檀中惣代 望月恵三郎㊟(他1名)、右戸長 土屋重平	—	縦	現況図面を含む
明治10-⑨	明治12年11月	1779	静岡県下駿河国富士郡伝法村曹洞宗保寿寺明細帳	保寿寺住職訓導 浅野雪道㊟、右檀家惣代 渡邊永二郎[印](他1名)、右村戸長 土屋重平㊟	—	縦	現況図面を含む
明11	(明治)13年10月23日	1880	[書状](遠藤万作戸籍につき)	守身	庄三郎殿、義智殿	状	
明12	明治14年5月	1881	送籍簿	北山村戸長役場	—	横半	

明13	明治17年5月	1884	開墾試作地一筆限口 駿河国富士郡北山村	右村人民惣代 望月長平㊤、石 川泰作㊤	静岡県令 奈良原繁殿	縦	「右村戸長加茂善兵衛 [印]」の奥書あり
明14	明治33年11月16日	1900	祝辞(水路開通式)	富士郡上井出村長 笠井廣作	—	状	
明15	明治33年12月16日	1900	[北山村外三ヶ町村組合用水路大 久保沢掛樋新築落成式辞]	北山村外三ヶ町村組合管理者 北山村長 平岡勇次郎	—	状	
明16	2月23日	—	口演	市左衛門	御名主要左衛門様	状	
明17-1	—	—	町村立小学校設置之儀ニ付伺書	—	—	縦	雛形、25-1から25-9 は一 括
明17-2	明治19年9月15日	1886	[用水堀砂浚及び掛樋修繕費共報 告書]	北山村外一ヶ村戸長 吉田東保 印	静岡県知事関口隆吉殿	状	
明17-3	—	—	[地番図](94番他)	—	—	状	
明17-4	—	—	[地番図](深沢鶴松分他)	—	—	状	
明17-5	—	—	[地番図](筒井寿分他)	—	—	状	
明17-6	—	—	[地番図](武井常一分他)	—	—	状	
明17-7	—	—	[地籍測量図]	—	—	状	
明17-8	—	—	[地番図](合筆反別)	—	—	状	
明17-9	明治29年11月	1896	字長馬場縮尺六錢分の一間伐予 定計画図	—	—	状	

万野用水

番号	年月日	西暦	表題	差出人(作者)	宛先	形	備考
万1-1	—	—	[包紙](包紙上書、分水議定違約 事件証拠従第一号証至二十六号 証)	万野原新田人民惣代角田大逸 代言人上野靖		状	万野用水1-2から1-30まで 一括した包紙か
万1-2- ①	文化7年12月	1810	「甲第壹号証」 差上申請書之事(写)	秋山十右衛門知行所駿州富士 郡宮原村百姓代 糸右衛門、組 頭彦左衛門、名主元次右衛門 (他9村23名)	江川太郎左衛門様御手代 岩嶋 多喜左エ門殿	綴	
万1-2- ②	明治20年1月15日	1887	「甲第貳号証」 [飲料水の義につき直に説論](写)	静岡県富士郡北山村外一ヶ村 戸長 吉田東保印	—	綴	

万1-3	明治20年1月15日	1887	「甲第貳号」 〔飲料水の義につき直に説論〕	静岡県富士郡北山村外一ヶ村 戸長 吉田東保〔印〕	—	状	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-4	明治20年	1887	「甲第三号証」 六ヶ村組合万野原新田用水路絵 図面	駿河国富士郡万野原新田人民 惣代 角田大逸、黒川由右エ門、 江原義次	—	状	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-5	元治元丑年2月(写)	1864	「四号証」 文化七年午年十二月 大宮町字万 野原起返之節井筋村々用水分量 取定書類写 嘉永二酉年五月 用水路字中井出 七分三分井口并馬場弘戸打破二 付北山辻組名主方六ヶ村江差入 候一札写	—	—	綴	
万1-6	嘉永5子年5月	1852	「甲第五号」 水論一件為取替規定書(水論一件 為取替規定書之事写)	松平下野守知行所駿州富士郡 北山村名主 要左衛門、同 初右 衛門、組頭 利右衛門(他30名)	宮原村御役人衆中	縦	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-7	嘉永5年5月	1852	「甲第六号」 差入申一札之事	富士郡宮原村百姓惣代 伴七◎ (他3名)、下外神村百姓惣代 吉 兵衛◎(他2名)、上外神村百姓 惣代 彦左衛門◎(他6名)	大宮町御役人中	状	「杉田村名主 信平◎、大 久保村名主 義伯◎、星山 村名主 茂作◎(他2名)、 (端裏書)「大宮町 平左衛 門控」
万1-8	元治2年2月	1865	「甲第七号」 乍恐以書附御訴訟奉申上候(写)	右三ヶ村(大宮町、山宮村、宮原 村)小前村役人惣代虎之助知行 所右宮原村訴訟人名主 吉兵 衛、駒次郎知行所右山宮村同 満平	寺社奉行所様	縦	
万1-9	慶応元丑年8月	1865	「甲第八号」 為取替内規定書(為取替内規定之 事)	訴訟方江川太郎左衛門御支配 所駿州富士郡大宮町役人惣代 年寄 平左衛門◎(他3村20名)、 相手方同州同郡北山村百姓惣 代 宗益(他2村15名)、扱人本郷 丹後守知行所同州同郡野中村 名主 惣兵衛代相役 和吉◎(他3 村3名)	江川太郎左衛門様御手附 井上 連吉様	綴	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-10	5月		「甲第拾号」 差上申御請書之事	名主 太右衛門◎、名主 金八 ◎、組頭良左衛門◎(他1名)	水路御役所		包紙あり、静岡始審裁判 所所長、東京控訴院民事 第三局長の署名・押印あり

万1-11	明治13年7月9日	1880	「甲第拾壹号」 詫書	(富士郡山宮村之内字中沢)当人 赤池与惣右衛門㊟、組合 赤池 平三郎㊟、親類 佐野栄七㊟	万野原役場御中	状	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-12	明治20年3月13日	1887	「甲第十貳号」 田成地目(明治17年中地目変換出願致したるもの)	富士郡万野原新田人民惣代 江原義次㊟	北山村外一ヶ村戸長役場御中	綴	「北山村外一ヶ村戸長役場[印]」の奥書あり、静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-13	弘化5申年3月	1848	「甲第拾三号」 差出申一札之事(用水新口を切り明け田水引所に付詫書)	北山村西組当人 勇右衛門㊟、 組合 喜三郎㊟、立入人 惣次郎 ㊟(他4名)	万野御村衆中	綴	包紙あり、静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-14	明治16年7月19日	1883	「甲第拾四号」 検証調書	静岡県大宮警察分署警部補代理 本多鍵吉、万野新田戸長 角田大逸、山宮村用係 石川平作(他2名)	—	綴	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-15	明治19年10月4日	1886	「甲第拾五号」 復命書(堤防破壊水路妨害告訴事件に付、現場見分すべき命により見分)	大宮警察分署詰警部補代理 巡查 柴山欽八印	警部補 田中太郎殿	綴	静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-16	明治20年7月16日	1887	「甲第拾六号」 証明取消願(本妙寺裏分水証明につき)	万野原新田人民惣代 角田大逸 ㊟、江原義次㊟	富士郡北山村外一ヶ村戸長 吉田東保殿	綴	取消証明書あり、静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-17	明治20年7月16日	1887	「甲第十七号」 証明願(北山村外四ヶ村用水路の内、北山村本妙寺裏分水場のこと)	万野原新田人民惣代 角田大逸 ㊟、同断 江原義次㊟	富士郡北山村外一ヶ村戸長 吉田東保殿	状	「富士郡北山村外一ヶ村戸長 吉田東保代出張筆生 近藤佐十郎㊟」の奥書あり、静岡始審裁判所所長、東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-18	明治20年1月15日	1887	「甲第拾八号」 謝罪状(万野原新田飲用水証明書は失誤につき、これを取り消し謝罪す)	富士郡北山村 井出兵左エ門㊟	同郡万野原新田人民惣代 角田大逸殿	状	東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり
万1-19	明治21年1月15日	1888	「甲第十九号」 証明取消書(万野原飲用水証明は失誤につきこれを取り消す)	富士郡外神村 渡井辰五郎[印]	同郡万野原新田人民惣代 角田大逸殿	状	東京控訴院民事第三局長の署名・押印あり

万1-20	明治17年6月30日	1884	「甲第廿号」 甲第七拾貳号 戸長役場位置及所 轄町村区域別冊ノ通相定メ候條此 旨布達候事	静岡県令 奈良原繁	—	状	東京控訴院民事第三局長 の署名・押印あり
万1-21	明治8年	1875	「甲第二一号」 地租改正人民心得書	静岡県令 大迫貞清	—	縦	絵図面有、東京控訴院民 事第三局長の署名・押印 あり
万1-22	—	—	「甲第廿一号証ノ二」 飲用水規約其他証拠書(証拠甲第 壹号証から十一号証写)	富士郡万野原新田	—	縦	
万1-23	明治21年2月	1888	「甲第廿貳号」 証明書ノ義二付伺	富士郡万野原新田人民惣代 角 田大逸◎	北山村外壺ヶ村戸長 吉田東保 殿	綴	『静岡県富士郡北山村外 一ヶ村戸長 吉田東保 [印]』の奥書あり、東京控 訴院民事第三局長の署 名・押印あり
万1-24	明治20年7月16日	1887	「甲第廿三号ノ一」 実地臨検書	原告惣代 角田大逸印、同断 江 原義次印、被告代言人 平本希 一郎	—	綴	「北山村外一ヶ村戸長吉 田東保代理筆生 近藤佐 十郎印」、「静岡県富士郡 北山村外一ヶ村戸長役場 印」の奥書あり、東京控訴 院民事第三局長の署名・ 押印あり
万1-25	明治20年7月9日	1887	「甲第廿三号ノ二」 照会書之写し	静岡始審裁判所印	北山村外一ヶ村戸長役場中	綴	「富士郡北山村外一ヶ村 戸長 吉田東保[印]」の 証明あり、東京控訴院民 事第三局長の署名・押印 あり
万1-26	明治11年10月17日	1878	「甲第廿四号」 水路樋破損所出来製算帳	—	—	横半	東京控訴院民事第三局長 の署名・押印あり
万1-27	文化5年11月	1808	「甲第廿五号ノ一」、「甲第廿五号ノ 二」、「甲第廿五号ノ三」 駿州富士郡大宮町地内字万野原 開発并芝川通拾八ヶ村用水路六ヶ 村故障糺請書類写	—	—	縦	東京控訴院民事第三局長 の署名・押印あり
万1-28	—	—	「甲第二十六号」 山宮村内地流水路絵図面	被控訴人惣代 角田大逸◎、同 代言人 上野靖[印]	—	状	東京控訴院民事第三局長 の署名・押印あり

万1-29	明治20年7月28日	1887	『二十年始第七号』 裁判言渡書(謄写本)	静岡始審裁判所長 安原吉政 [印]、裁判所書記 西脇鐵太郎 [印]	原告富士郡万野原新田人民惣 代同村平民 角田大逸(他1名) 、被告同郡山宮村平民 石川惣 五郎(他11名)、右代言人同国 有渡郡静岡呉服町三丁目寄留 広島県平民 平本希一郎	縦	
万1-30	明治21年4月13日	1888	『明治廿年代六百六十七号』 裁判言渡書(謄写本)	控訴院評定官 北村泰一印(他2 名)、裁判所書記 一色能一[印]	控訴人静岡県駿河国富士郡山 宮村石川惣五郎他九名惣代兼 同村平民 石川重太郎(他3名)、 被控訴人静岡県駿河国富士郡 万野原新田人民惣代 角田大逸 (他1名)	縦	
万2	—	—	万野用水絵図面	—	—	状	